

令和元年度 認証評価

# 岡山短期大学 自己点検・評価報告書

令和元年 6 月

## 目次

自己点検・評価報告書 .....	3
1. 自己点検・評価の基礎資料 .....	4
2. 自己点検・評価の組織と活動 .....	20
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 .....</b>	<b>27</b>
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神] .....	27
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] .....	35
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証] .....	44
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 .....</b>	<b>49</b>
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] .....	49
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援] .....	66
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 .....</b>	<b>86</b>
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源] .....	86
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源] .....	103
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] .....	111
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源] .....	114
<b>【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 .....</b>	<b>127</b>
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ] .....	127
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ] .....	135
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス] .....	140
<b>【資料】</b>	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～17] 基礎データ	

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受けるために、岡山短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和元年 6 月 27 日

理事長

原田 博史

学長

原田 博史

ALO

尾崎 聡

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

## (1) 学校法人及び短期大学の沿革

## ＜学校法人の沿革＞

大正 13 年	岡山県浅口郡六条院町（現浅口市）に岡山県生石高等女学校を設立
昭和 12 年	財団法人原田学園設立 （昭和 25 年 12 月 5 日学校法人に組織変更）
昭和 26 年	岡山女子短期大学を開設 家政科を設置
昭和 31 年	附設幼稚園教員養成所を設置
昭和 33 年	保育科を新設
昭和 38 年	栄養科を新設
昭和 40 年	初代理事長・学長原田林市先生勲 3 等瑞宝章受章
昭和 41 年	家政科に専攻科を新設 学校図書館司書教諭の講座を開設
昭和 43 年	栄養科を食物栄養科に名称変更
昭和 44 年	厚生施設予定地として隣接する浅口郡里庄村（現里庄町）に校地を取得
昭和 45 年	倉敷市有城に校地を取得
昭和 46 年	家政科を家政学科に、食物栄養科を食物栄養学科に、保育科を幼児教育学科にそれぞれ名称変更
昭和 47 年	倉敷キャンパス第 1 期工事完成。家政学科、食物栄養学科を倉敷キャンパスに移転
昭和 48 年	倉敷キャンパス学生寮（椿寮）完成
昭和 53 年	倉敷キャンパス第 2 期工事および学生ホール完成。幼児教育学科を倉敷キャンパスに移転 3 学科を統合
昭和 54 年	学歌（服部忠志作詞・松本民之助作曲）を制定 3 学科統合記念に「希望像」（佐山道知作）を建立 バス停より校門まで学生専用通学路を新設
昭和 55 年	総合科目「人間形成と実践」を開設 図書館司書資格の講座を開設 学生ホールにラウンジを増設
昭和 56 年	開学 30 周年記念式典を挙行。記念事業としてブロンズ像「エーゲ海に捧ぐ」（木内克作）を建立 学内に学生寮（椿寮 2 号館）を増設
昭和 57 年	食物栄養学科に専攻科を新設
昭和 58 年	家政学科を生活科学コース・生活文化コースに分ける（1989 年廃止）
昭和 59 年	全学科に一般教育科目「コンピュータ概論」「コンピュータ演習」を開設 幼児教育学科を保育コース・福祉コースに分ける（1993 年廃止）

	カナダ・B.C. 州立マラスピナ・ユニバーシティーカレッジと姉妹校の提携を結ぶ
昭和 60 年	倉敷キャンパス第 3 期工事（本館）完成。記念事業として学母・原田かめよ先生の胸像、ブロンズ像「夏の思い出」（エミリオ・グレコ作）を建立 倉敷市福井に学生寮（福井寮）を新設
昭和 61 年	第 2 代理事長・学長原田勉先生勲 3 等瑞宝章受章 英語科を新設
昭和 62 年	英語科カナダ語学研修を開始
昭和 63 年	岡山女子短期大学「社会教育主事任用資格」の届書が受理・承認 全天候型テニスコート（3 面）を新設 カナダ研修センターを設置
平成元年	家政学科を生活情報学科に名称変更。英語科に英語秘書専攻、幼児教育学科に幼児教育専攻の各専攻科を新設
平成 2 年	情報処理教育センターを新設
平成 3 年	食物栄養学科を栄養コース・食物教養コースに分ける 開学 40 周年記念式典を挙げる。記念事業として創立者・初代学長原田林市先生ならびに第 2 代学長原田勉先生の胸像を建立
平成 6 年	体育館・学生ホール・食堂ラウンジ棟を新設
平成 7 年	VIS（ビジュアル アイデンティティ システム）導入 体育館・学生ホール・食堂ラウンジ棟落成記念事業としてブロンズ像「アクロバット」（デヴィッド・W. エリス作）建立
平成 8 年	第 3 代理事長・学長原田俊子先生勲 3 等瑞宝章受章 ニュー・カレッジ・フロンティア・プラン（NCFP）を開始 セメスター制導入 シラバス完全公開 弓道場移転新設 インターネットホームページ開設
平成 9 年	叙勲記念事業として原田俊子先生胸像建立 新図書館棟竣工 英語科を比較文化コース・実務英語コースに分ける 専攻科食物栄養学専攻が学位授与機構の認定を受ける 制服廃止 カナダ姉妹校に日本庭園「オカヤマガーデン」を開園 新図書館棟落成記念事業としてブロンズ像「若い女と子供」（オーギュスト・ロダン作）建立 学内 LAN「OWCNET」完成
平成 10 年	専攻科食物栄養学専攻が 3 年制栄養士養成施設の指定を受ける キャリアーズを導入し、「編入学受験対策講座」「資格取得講座」「キャリア養成講座」を開設する 英語科に社会人の科目等履修生を受け入れる 図書館を学外に開放する
平成 11 年	A・B・M・C 棟の教室及び研究室にエアコンを設置する 食物栄養学科にフードスペシャリスト養成講座を開設する 学生相談室を開設する
平成 12 年	校名を「岡山短期大学」に変更し男女共学とする 食物栄養学科及び英語科の期間付入学定員を期間終了によ

	<p>り解消  食物栄養学科 栄養・食物教養の履修コースを廃止  英語科 比較文化・実務英語の履修コースを廃止  生活情報学科の履修方法を情報コミュニケーションコース・生活科学コースとする  平成11年度自己点検・評価報告書に基づき、第三者評価を実施する</p>
平成13年	<p>岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科及び生活情報コミュニケーション学科設置認可申請に伴い生活情報学科、食物栄養学科、英語科の学生募集を停止  図画工作・器楽レッスン棟竣工  岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科及び生活情報コミュニケーション学科設置認可</p>
平成14年	<p>岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科が管理栄養士養成施設指定認可を受ける  C棟を全面改修により栄養学実験実習棟として新設  岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科及び生活情報コミュニケーション学科開学  岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科が食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設の指定を受ける  岡山学院大学「社会教育主事任用資格」の届書が受理・承認</p>
平成15年	<p>岡山学院大学人間生活学部生活情報コミュニケーション学科に高等学校教諭一種免許状（情報）の課程認定を受ける  岡山短期大学生生活情報学科、英語科及び専攻科被服専攻、食物専攻、英語秘書専攻を廃止</p>
平成16年	<p>岡山短期大学食物栄養学科及び専攻科食物栄養学専攻を廃止  岡山学院大学人間生活学部生活情報コミュニケーション学科を人間情報学科に名称変更</p>
平成17年	<p>岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科に栄養教諭一種免許状の課程認定を受ける  岡山短期大学幼児教育学科の「『人間関係力』養成支援プログラム」が平成17年度文部科学省特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）に採択される</p>
平成18年	<p>岡山短期大学が財団法人短期大学基準協会の第三者評価により適格認定を受ける</p>
平成19年	<p>岡山学院大学人間生活学部人間情報学科を募集停止、キャリア実践学部キャリア実践学科を開設  岡山短期大学幼児教育学科の「人命尊重マインド養成支援プログラム」が平成19年度文部科学省新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援GP）に採択される</p>
平成21年	<p>岡山学院大学、岡山短期大学それぞれの就職支援プログラムが平成21年度文部科学省「学生支援推進プログラム」に採択される</p>
平成22年	<p>岡山学院大学人間生活学部人間情報学科を廃止  岡山学院大学キャリア実践学部キャリア実践学科の学生募集を停止</p>
平成23年	<p>岡山学院大学が財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価の認定を受ける  岡山短期大学開学60周年記念式典を挙げる</p>

岡山短期大学

平成 24 年	岡山学院大学の「地域高齢者と大学の連携による現場に即応する管理栄養士の育成」及び、岡山短期大学の「模擬保育室・保育相談実践室を利用した保育実感力養成プログラム」が平成 24 年度文部科学省「私立大学教育研究活性化設備整備事業」に採択される
平成 25 年	岡山短期大学が一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価により第 2 評価期間の適格認定を受ける 岡山学院大学キャリア実践学部キャリア実践学科を廃止する
平成 30 年	岡山学院大学が公益財団法人日本高等教育評価機構による 2 度目の大学機関別認証評価の適合認定を受ける
平成 31 年	岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教職課程（栄養教諭一種免許状）が再課程認定を受ける 岡山短期大学幼児教育学科の教職課程（幼稚園教諭二種免許状）が再課程認定を受ける

<短期大学の沿革>

昭和 26 年	岡山女子短期大学を開設 家政科を設置
昭和 31 年	附設幼稚園教員養成所を設置
昭和 33 年	保育科を新設
昭和 38 年	栄養科を新設
昭和 41 年	家政科に専攻科を新設 学校図書館司書教諭の講座を開設
昭和 43 年	栄養科を食物栄養科に名称変更
昭和 45 年	倉敷市有城に校地を取得
昭和 46 年	家政科を家政学科に、食物栄養科を食物栄養学科に、保育科を幼児教育学科にそれぞれ名称変更
昭和 47 年	倉敷キャンパス第 1 期工事完成 家政学科、食物栄養学科を倉敷キャンパスに移転
昭和 48 年	倉敷キャンパス学生寮（椿寮）完成
昭和 53 年	倉敷キャンパス第 2 期工事および学生ホール完成 幼児教育学科を倉敷キャンパスに移転 3 学科を統合
昭和 55 年	総合科目「人間形成と実践」を開設 図書館司書資格の講座を開設 学生ホールにラウンジを増設
昭和 56 年	学内に学生寮（椿寮 2 号館）を増設
昭和 57 年	食物栄養学科に専攻科を新設
昭和 58 年	家政学科を生活科学コース・生活文化コースに分ける（平成元年廃止）
昭和 59 年	全学科に一般教育科目「コンピュータ概論」「コンピュータ演習」を開設 幼児教育学科を保育コース・福祉コースに分ける（平成 5 年廃止） カナダ・B. C. 州立マラスピナ・ユニバーシティ-カレッジと

	姉妹校の提携を結ぶ
昭和 60 年	倉敷キャンパス第 3 期工事（本館）完成 倉敷市福井に学生寮（福井寮）を新設
昭和 61 年	英語科を新設
昭和 62 年	英語科カナダ語学研修を開始
昭和 63 年	岡山女子短期大学「社会教育主事任用資格」の届書が受理・承認 全天候型テニスコート（3 面）を新設 カナダ研修センターを設置
平成元年	家政学科を生活情報学科に名称変更 英語科に英語秘書専攻、幼児教育学科に幼児教育専攻の各専攻科を新設
平成 2 年	情報処理教育センターを新設
平成 3 年	食物栄養学科を栄養コース・食物教養コースに分ける
平成 6 年	体育館・学生ホール・食堂ラウンジ棟を新設
平成 8 年	セメスター制導入 シラバス完全公開 弓道場移転新設 インターネットホームページ開設
平成 9 年	新図書館棟竣工 英語科を比較文化コース・実務英語コースに分ける 専攻科食物栄養学専攻が学位授与機構の認定を受ける 制服廃止 カナダ姉妹校に日本庭園「オカヤマガーデン」を開園 学内 LAN「OWCNET」完成
平成 10 年	専攻科食物栄養学専攻が 3 年制栄養士養成施設の指定を受ける 「編入学受験対策講座」「資格取得講座」「キャリア養成講座」を開設する 英語科に社会人の科目等履修生を受け入れる 図書館を学外に開放する
平成 11 年	A・B・M・C 棟の教室及び研究室にエアコンを設置する 食物栄養学科にフードスペシャリスト養成講座を開設する 学生相談室を開設する
平成 12 年	校名を「岡山短期大学」に変更し男女共学とする 食物栄養学科及び英語科の期間付入学定員を期間終了により解消 食物栄養学科 栄養・食物教養の履修コースを廃止 英語科 比較文化・実務英語の履修コースを廃止 生活情報学科の履修方法を情報コミュニケーションコース・生活科学コースとする 平成 11 年度自己点検・評価報告書に基づき、第三者評価を実施する
平成 13 年	生活情報学科、食物栄養学科、英語科の学生募集を停止 図画工作・器楽レッスン棟竣工
平成 15 年	岡山短期大学生生活情報学科、英語科及び専攻科被服専攻、食物専攻、英語秘書専攻を廃止
平成 16 年	岡山短期大学食物栄養学科及び専攻科食物栄養学専攻を廃止

## 岡山短期大学

平成 17 年	岡山短期大学幼児教育学科の「『人間関係力』養成支援プログラム」が平成 17 年度文部科学省特色ある大学教育支援プログラム（特色 GP）に採択される
平成 18 年	岡山短期大学が財団法人短期大学基準協会の第三者評価により適格認定を受ける
平成 19 年	岡山短期大学幼児教育学科の「人命尊重マインド養成支援プログラム」が平成 19 年度文部科学省新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援 GP）に採択される
平成 21 年	岡山短期大学それぞれの就職支援プログラムが平成 21 年度文部科学省「学生支援推進プログラム」に採択される
平成 23 年	岡山短期大学開学 60 周年記念式典を挙げる
平成 24 年	岡山短期大学の「模擬保育室・保育相談実践室を利用した保育実感力養成プログラム」が平成 24 年度文部科学省「私立大学教育研究活性化設備整備事業」に採択される
平成 25 年	岡山短期大学が一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価により第 2 評価期間の適格認定を受ける
平成 31 年	岡山短期大学幼児教育学科の教職課程（幼稚園教諭二種免許状）が再課程認定を受ける

### (2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和元年 5 月 1 日現在

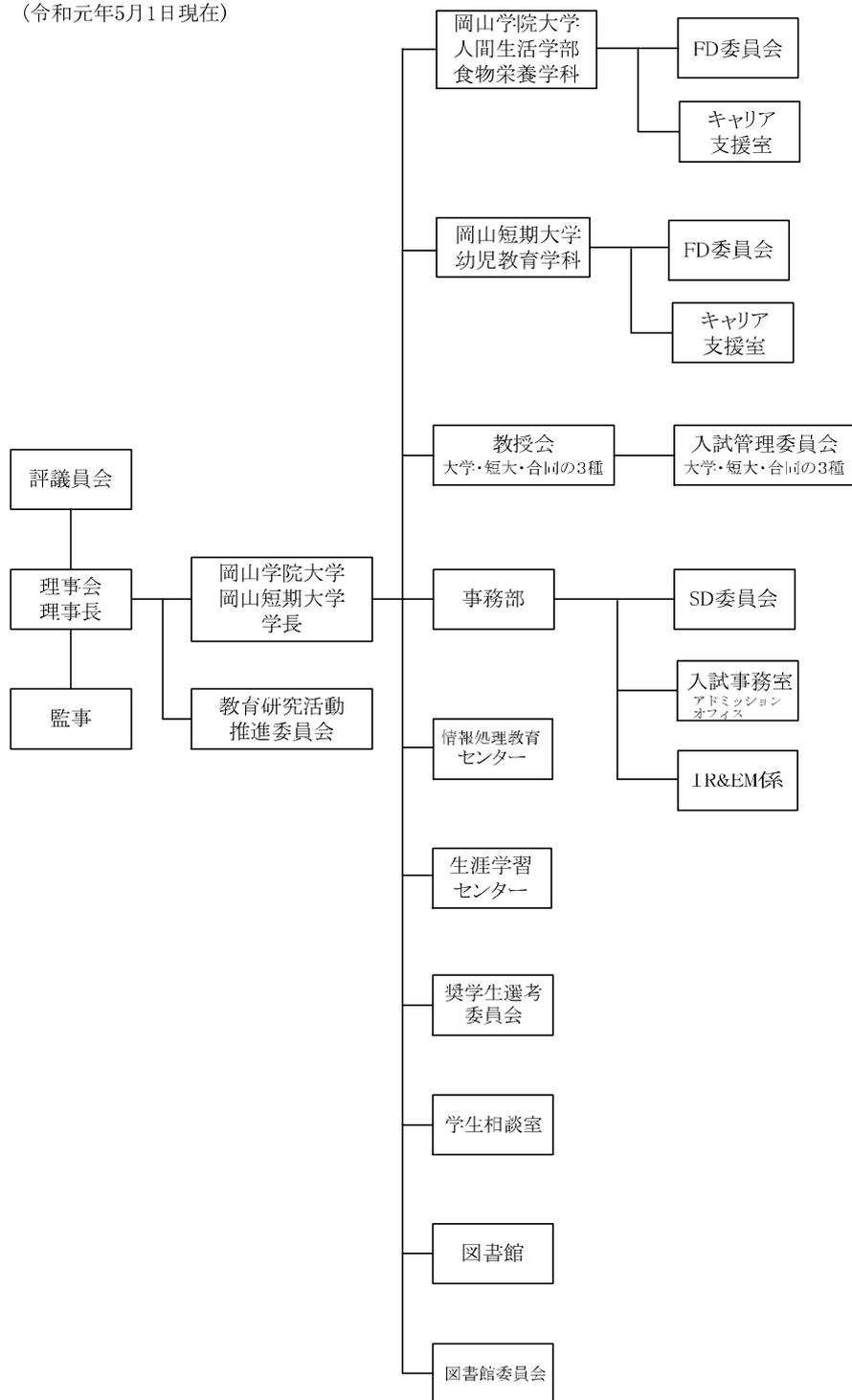
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
岡山学院大学 人間生活学部 食物栄養学科	岡山県倉敷市有城 787	40	160	114
岡山短期大学 幼児教育学科	同上	100	200	107
岡山短期大学 幼児教育学科 専攻科	同上	10	10	0

### (3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和元年 5 月 1 日現在

# 岡山短期大学

教育研究上の組織図  
(令和元年5月1日現在)



## (4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

### ■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢） 倉敷市統計書によると、平成 30 年 12 月の倉敷市総人口は、表-1・グラフ-1 によると、482,790 人であり、5 年前と比べて 344 人減少している。また、表-2 により社会動態における 倉敷市人口動態は、平成 26～29 年度は 316 人・474 人・675 人・509 人と転入者の方が多かったが、平成 30 年度では 84 人と転出者が若干多く逆転している。

表-1 平成26年から平成30年までの人口総数

年 (平成)	人口総数 (倉敷市)
26	483,134
27	483,537
28	483,547
29	483,576
30	482,790

(単位：人)

グラフ-1 平成26年から平成30年までの人口総数

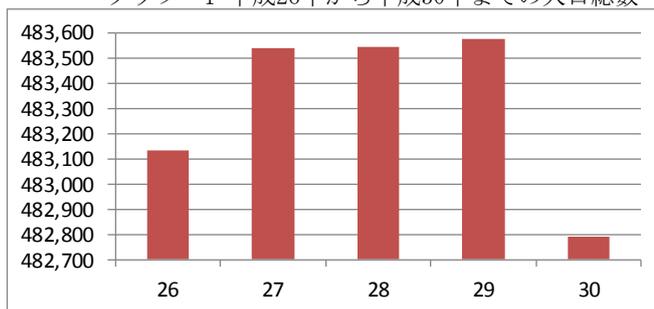


表-2 倉敷市人口動態の増減

年 (平成)	転入	転出	増減
26	13591	13275	316
27	13932	13458	474
28	13660	12985	675
29	13754	13245	509
30	13547	13631	-84

(参照)倉敷市統計書 - 平成 30 年版 -

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
岡山	44	42.3	27	37.0	41	50.0	32	42.1	31	51.7
広島	38	36.5	31	42.5	26	31.7	28	36.8	21	35.0
鳥取	4	3.8	2	2.7	1	1.2	1	1.3	3	5.0
島根	11	10.6	5	6.8	8	9.8	7	9.2	2	3.3
愛媛	3	2.9	5	6.8	1	1.2	3	3.9	3	5.0
高知	3	2.9	—	—	2	2.4	1	1.3	—	—
徳島	—	—	1	1.4	—	—	—	—	—	—
香川	—	—	—	—	3	3.7	4	5.3	—	—
兵庫	—	—	1	1.4	—	—	—	—	—	—
鹿児島	—	—	1	1.4	—	—	—	—	—	—
茨城	1	1.0	—	—	—	—	—	—	—	—

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の平成30年度を起点に過去5年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

倉敷市のめざす将来像「自然の恵みとひとの豊かさと個性きらめく倉敷」倉敷市は

豊かな自然環境の中で、先人の知恵や感性、そして文化が培われてきました。私たちには、この貴重な財産を次の世代に引き継いでいく責任があります。“自然の恵み”という言葉には、自然を守っていくとともに、持続可能な社会をつくっていきたいという思い、さらには、今後も高品質な農産物、水産物を生み出していけるよう、農林水産業を活性化したいという思いを込めています。また、ひとの豊かさの支えとして、ひととひとがつながり、そのきずなやぬくもりを感じながら安全・安心に暮らしていける環境が必要です。さらに、“ひとの豊かさ”を醸成していくためには、伝統文化を継承し、文化を振興していくことも必要です。そして、倉敷市が有する“知”を人々の生活の中に取り入れ、新たな力、価値を創造し続けるまちでありたいと思います。

“ひとの豊かさ”という言葉には、ひとを最大の資源と捉え、ひとを大切にし、ひとづくりを行っていくことによって、ひとが豊かになり、そしてまちが豊かになることにつなげたいとの思いを込めています。“自然の恵み”と“ひとの豊かさ”といった倉敷らしい個性をさらに伸ばし、世界に通じる人材の育成と交流、知の創造と社会貢献などを世界に向けて発信し、世界に誇る開かれた倉敷市をめざすという決意をもって、私たちは“自然の恵みとひとの豊かさで個性きらめく倉敷”という将来像を掲げます。

(倉敷市第六次総合計画より引用)

#### ■ 地域社会の産業の状況

地理：倉敷市（くらしきし）は岡山県の南中央部に位置し、市西部を高梁川が北から南に流れ瀬戸内海にそそいでいる。また JR 山陽本線が東西に横断している。比較的平坦である。

製造業：市南部の水島に日本有数のコンビナートがあり、石油化学産業、鉄鋼、自動車等の工場が建ち並んでいる。主な企業として、石油（JX 日鉱日石エネルギー水島製油所）、化学（三菱化学水島事業所）、鉄鋼（JFE スチール西日本製鉄所）、機械（三菱自動車工業 水島製作所）がある。

#### 他の高等教育機関

短大：川崎医療短期大学、倉敷市立短期大学、作陽音楽短期大学

大学：岡山学院大学（併設）、倉敷芸術科学大学、くらしき作陽大学、川崎医科大学、川崎医療福祉大学

#### 産業別 15 歳以上就業者数

倉敷市の産業別 15 歳以上就業者数の推移を表-3：平成 22 年および平成 27 年の国勢調査の結果からみると、倉敷市の 15 歳以上就業者数は 5 年間で 243 人の増員である。

表－3 平成22年および平成27年国勢調査における産業別15歳以上就業者数の増減(人)

	平成22年統計調査	平成27年統計調査	増減
農業	4,154	3,816	-338
林業	24	23	-1
漁業	312	227	-85
鉱業，採石業，砂利採取業	19	29	10
建設業	19,677	18,525	-1,152
製造業	47,766	45,221	-2,545
電気・ガス・熱供給・水道業	1,121	1,221	100
情報通信業	2,531	2,534	3
運輸業，郵便業	14,156	13,633	-523
卸売業，小売業	35,342	32,896	-2,446
金融業，保険業	4,420	4,181	-239
不動産業，物品賃貸業	2,777	3,139	362
学術研究，専門・技術サービス業	5,170	4,947	-223
宿泊業，飲食サービス業	10,963	10,277	-686
生活関連サービス業，娯楽業	7,457	6,961	-496
教育，学習支援業	9,218	9,597	379
医療，福祉	26,086	29,365	3,279
複合サービス事業	1,082	1,383	301
サービス業（他に分類されないもの）	10,758	12,059	1,301
公務（他に分類されるものを除く）	4,706	4,784	78
分類不能の産業	10,837	14,001	3,164
計	218,576	218,819	243

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

短期大学所在の市区町村の全体図倉敷市は、岡山県南西部に位置し、面積は 354.52 k m<sup>2</sup>で、東に岡山市・早島町・玉野市、西に浅口市・矢掛町、北に総社市が隣接している。南は瀬戸内海に面し、中央部に平野が広がり、北から南へ高梁川が流れている。平野部を取り囲むように丘陵や山が広がっているが、概して高度は低く、斜面も緩やかである。南部の一部では、山が海に迫っているところがある。瀬戸内特有の温暖で降雨量が少ない気候となっている。



倉敷市の位置

(図：倉敷市都市計画マスタープランより)

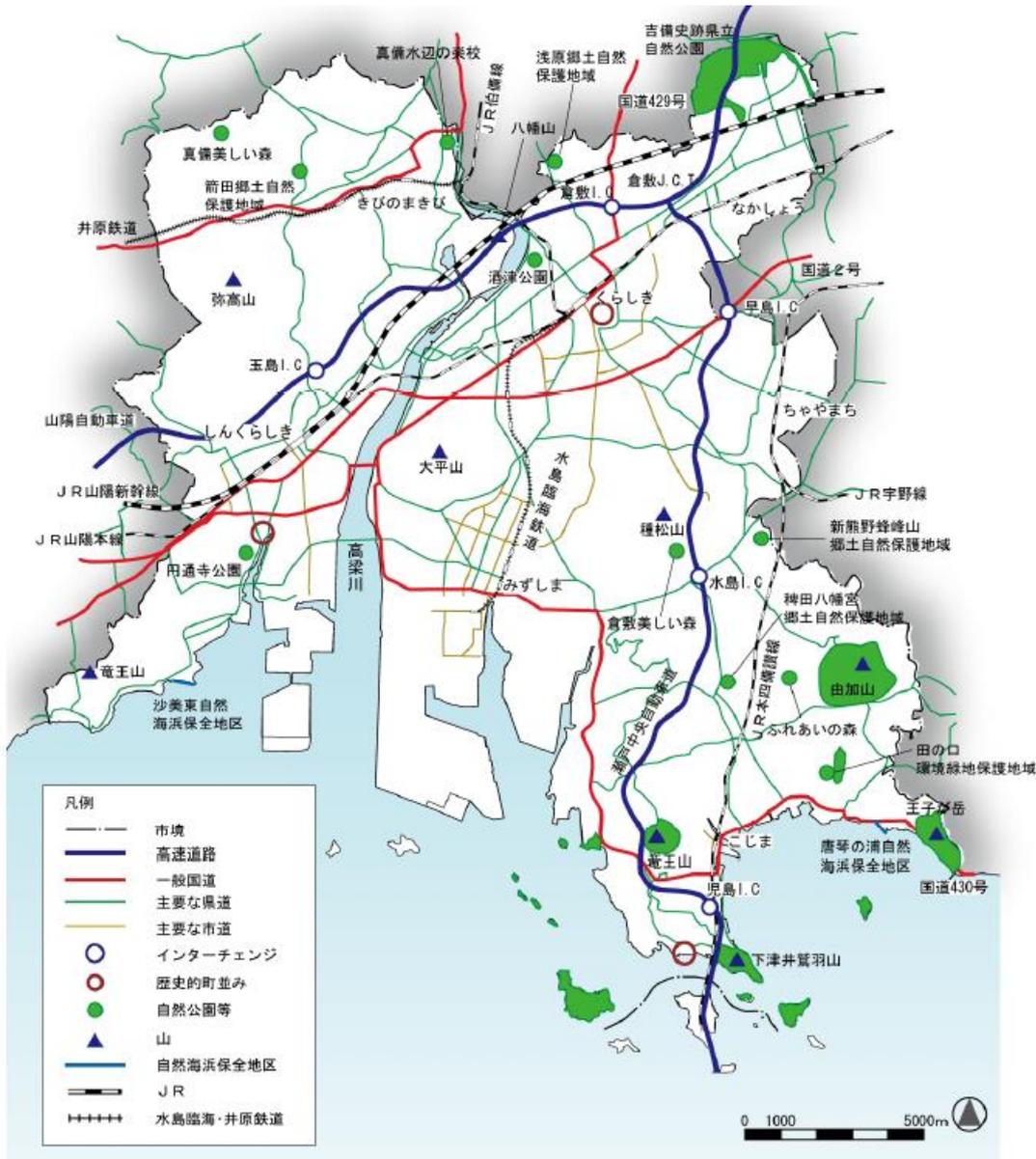
地区区分倉敷市は、一定の生活圏の広がりをもつ倉敷、児島、玉島、水島の4地域、および身近な生活圏を担う庄、茶屋町、船穂、真備の4地区について、各地域・地区の特性に応じたまちづくりを推進し、市民が豊かさを実感できるまちづくりをめざしており、本学は倉敷地区に位置する。



(図：倉敷市都市計画マスタープランより)

鉄道および道路網 倉敷市は、東西に国土軸を形成している基幹的交通軸上にあるとともに、南北にも四国 や山陰と結ぶ広域交通網の結節点として、道路・鉄道などの主要な交通網が集中している。

広域的な高規格幹線道路は、山陽自動車道、瀬戸中央自動車道が整備されている。また、主要幹線道路としては、東西方向の国道 2 号、486 号、南北方向の国道 429 号、430 号があり、幹線道路としては県道および主要な市道などがあるが、これらの一部には、未整備区間や交通混雑区間が見られる。鉄道は、東西方向に J R 山陽新幹線、J R 山陽本線が、四国や山陰を結ぶ南北方向に J R 本四備讃線、J R 伯備線が運行されている。その他、倉敷地域と水島地域を結ぶ水島臨海鉄道や真備地区には井原鉄道も運行されている。



地域資源等分布状況

(図：倉敷市都市計画マスタープランより)

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)

[テーマ A 人的資源]

○教育研究を更に充実させるため、科学研究費補助金等の外部資金の獲得に努力されたい。

<p>[テーマ D 財的資源]</p> <p>○「経営改善計画平成 20 年度～平成 24 年度(5 か年)」に基づき改善に向けて努力されているが、法人・短期大学ともに支出超過が続く状況となっている。</p>
<p>(b) 対策</p>
<p>[テーマ A 人的資源]</p> <p>○科学研究費は個人的要素が強いので、学科が協力して外部資金が獲得できる事業を検討した。</p> <p>[テーマ D 財的資源]</p> <p>○「経営改善計画平成 25 年度～平成 29 年度(5 か年)」に基づき改善を進めてきた。</p>
<p>(c) 成果</p>
<p>[テーマ A 人的資源]</p> <p>○おかやま子育てカレッジ地域貢献事業費補助金（岡山県備中県民局） 補助金：110,000 円 岡山県備中県民局</p> <p>○保育士養成施設連携強化事業（保育所等就業支援強化）補助金（岡山県保健福祉部） 補助金：44,000 円</p> <p>○教員一人が、研究種目：基盤研究（C）／平成 29 年度～平成 31 年度 交付決定額（3 年総計）：【直接経費：3,300,000 円、間接経費：990,000 円】を獲得した。</p> <p>[テーマ D 財的資源]</p> <p>○「経営改善計画平成 25 年度～平成 29 年度(5 か年)」に基づき改善を進めてきたが、未達の状況であるので経営改善計画(平成 30 年度～令和 4 年度(5 ヶ年))を実施しているところである。</p>

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

<p>(a) 改善を要する事項</p> <p>なし</p>
<p>(b) 対策</p>

(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善意見等
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和元年 5 月 1 日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
-----	-----	-----------

1	大学の教育研究上の目的に関する こと	<a href="https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/05/r1oc172_2.pdf">https://owc.ac.jp/cms/wp-content/ uploads/2019/05/r1oc172_2.pdf</a>
2	卒業認定・学位授与の方針	同上
3	教育課程編成・実施の方針	同上
4	入学者受入れの方針	同上
5	教育研究上の基本組織に関する こと	同上
6	教員組織、教員の数並びに各教員が 有する学位及び業績に関する こと	同上
7	入学者の数、収容定員及び在学する 学生の数、卒業又は修了した者の数 並びに進学者数及び就職者数その 他進学及び就職等の状況に関する こと	同上
8	授業科目、授業の方法及び内容並び に年間の授業の計画に関する こと	同上
9	学修の成果に係る評価及び卒業又 は修了の認定に当たっての基準に 関すること	同上
10	校地、校舎等の施設及び設備その 他の学生の教育研究環境に関する こと	同上
11	授業料、入学料その他の大学が徴収 する費用に関する こと	同上
12	大学が行う学生の修学、進路選択及 び心身の健康等に係る支援に関する こと	同上

## ② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	<a href="https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/05/30zaimu.pdf">https://owc.ac.jp/cms/wp-content/ uploads/2019/05/30zaimu.pdf</a>

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

## (7) 公的資金の適正管理の状況（平成 30 年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

次の規程等を整備して公的資金の適正管理に努めるとともに、担当部署である経理課において毎年教職員に対して注意を促している。

公的研究費の適正な運営・管理について

岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範

岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いに関する規程

岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いの不正防止に関する規則

岡山学院大学岡山短期大学研究活動の不正行為防止に関する取扱規程

岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止対策の基本方針

岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止計画

岡山学院大学岡山短期大学における競争的資金に係る間接経費の取扱いについて

岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の内部監査マニュアル

## 2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

この自己点検・評価報告書の作成のための自己点検・評価委員会は学長を先頭に尾崎教授をALOとして自己点検・評価を行った。また、その他の構成員は全学科教員および事務の関係部署員である。

- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

自己点検評価組織	教職協同委員会	
ALO＝尾崎、ALO 補佐（ALO 不在の時など短期大学基準協会および評価チームの窓口を代理する）＝黒明  <u>ステアリングコミッティー</u> 尾崎、浦上、濱田、藤井、大賀、都田 原田俊、黒明、作永、横井  <u>教職協同委員会（教員団、事務職員団）</u>	<u>教員団</u> 尾崎、 浦上、藤井、 濱田、井頭、 白神、大賀、 山口、鈴木、 山本、関野、 都田、石田	<u>事務職員団</u> 原田俊孝、 黒明、作永、 楠木、横井、 西澤、平木、 岡部、近藤、 北條、三宅、 吉田、植田、 大橋、藤原

- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

平成30年度の自己点検・評価は平成31年度に短期大学基準協会の第三者評価を受審するために平成29年度から学生の学習成果、三つの方針、充実向上のための査定サイクル、PDCAサイクルの共有化を徹底した。

委員長である学長は教職員に対して学生の学習成果の獲得のための学習支援を要請し、FD活動およびSD活動のワークショップにおいてその成果の発表を求め全教員でより良い学習成果の獲得に対する意見交換を実現している。平成30年度FD・SDワークショップ

プは次の通りである。

日 時： 平成30年12月25日（火）9：10～15：00

場 所： 岡山学院大学・岡山短期大学 情報処理教育センター D302

評価員： 九州情報大学・山口短期大学 麻生隆史 理事長・学長

時 間	内 容
9：10～10：10	岡山短期大学幼児教育学科 報告 平成29年度は、 1. 退学者防止策 2. 社会貢献活動 3. シャトルカードの活用法 4. 授業参観 5. 個人面談 6. 公開講座の課題と改善策 (15分の質疑応答含む) (質疑応答後5分休憩)
10：20～11：20	岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科 報告 1. 退学者防止策の検討 2. 社会貢献活動の現状分析と産学官連携事業の今後の展開の検討 3. シャトルカードの活用法について 4. 教員相互の授業参観 5. クラスメンターの面談から本学が掲げている課題の検討 6. 公開講座実施状況の分析とリカレント教育の検討 7. 栄養長寿教室および地域訪問栄養長寿教室の取組と見直しについて (15分の質疑応答含む) (質疑応答後5分休憩)
11：30～12：30	岡山学院大学・岡山短期大学事務部 報告 平成30年度も議長（学長）のもと、計6回SD会議を実施した。 第1・2回はオープンキャンパスについて行った。各学科の教員も2名ずつ参加し、本年度のオープンキャンパスの運営における疑問や新規取り組みの確認等を中心に行った。 2回目は、これに加え日本私立短期大学協会が作成した「短大クエスト」の内容の確認を行った。 第3～6回は、次年度に岡山短期大学で認証評価を受審することもあり、多くは短期大学の認証評価に関する内容となった。 第3回では、幼児教育学科の教員5名も参加し、短期大学評価基準等について学長から説明を受けた。 第4回では、平成31年度短期大学認証評価受審にあたって、事務職員の知識と理解を深めると共に評価基準の確認を行った。 第5回では、経営改善計画について学長より説明を受けた後、短期大学認証評価基準に基づいて自部署業務における自己点検について各自発表を行い、全員で分析を行った。 第6回では、第5回で発表後分析を行った各自の発表を修正し、再度各自発表・分析を行った。 本年度のワークショップでは、平成31年度岡山短期大学認証評価を受審するにあたって、各事務職員が短期大学認証評価基準に基づいて自部署での基準及び観点に対して、自己点検・評価と課題について報告した。(15分の質疑応答含む)
12：30～13：30	昼休憩
13：30～14：30	講演：Twitter, Facebookの使い方と安全性 ー SNS の利用方法を間違えると危険がいっぱい ー

	講師：九州情報大学・山口短期大学 理事長・学長 麻生隆史 先生 プロジェクタを使用して実際にネットに繋ぎFacebook、Twitterを 起動させアカウント作成・検証しながらの講演であった。
14：30～14：45	講演に対する質疑応答11月にウェブサイトを更新した。公 式Facebook、Twitter、Instagramの作成、管理についてアドバイ スを求め、適格な説明を受けた。
14：45～15：00	総括（学長 原田博史） 平成30年度のFD・SDワークショップでは、大学及び短期大学共に、 次の事項を追加してもらった。 ○退学者防止策を検討する。 ○現在実施している地域創生を踏まえた社会貢献活動を分析し、産 学官連携事業にどのように活かすことができるか検討する。 ○教員によってシャトルカードの活用法が異なるので、専任教員の シャトルカードの活用法を分析し活用法を再検討する。 ○授業参観を実施し各自の授業手法の課題の発見と改善を図る。 ○クラスメンターによる学生面談から、教育の課題を発見する。 ○公開講座の実施状況を分析し、公開講座の向上・充実を図る。 大学も短期大学も改善すべき点が見えてきたので、次年度へ向けて 改善策を講じてほしい。麻生先生の講演により、本学のウェブサイ トにSNSを導入することができるようになり感謝したい

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った平成30年度を中心に）

学科主任・学年主任・クラスメンター・各行事担当者 FD 会議【平成 29 年度】

会議日	参加者	議事内容
平成 29 年 8 月 19 日（土） 16:20～18:30	尾崎、浦上、濱田、 井頭、張（途中退 室）、大賀、関野、 都田、福野（途中 のみ参加）	・自己点検・評価報告書の学習成果に 関する重要根拠資料となる各授業担当 科目のループリックの作成・提出を指 示した
平成 29 年 9 月 30 日（土） 09:30～11:00	尾崎、浦上、藤井、 濱田、大賀、都田、 張、井頭	・短期大学評価基準および平成 29 年度 評価校マニュアル改訂について ALO が 学科教員に報告し、平成 31 年に受ける 認証評価で提出する自己点検・評価報 告書の記述方法が変わっていくことに ついて注意を促した
平成 29 年 10 月 13 日（金） 16:50～17:50	尾崎、浦上、藤井、 濱田、井頭、張、 鈴木、関野、大賀、 都田	・自己点検・評価報告書の学習成果の 重要根拠資料となる授業評価 C&A シ ートの作成・提出を指示した
平成 29 年 11 月 24 日（金） 16:20～17:00	尾崎、浦上、藤井、 濱田、井頭、張（途 中入室）、鈴木、関	・FD ワークショップの発表項目と報告 書作成について（根拠資料が自己点 検・評価報告書作成の資料になること

	野、大賀、都田	に関して注意を促した)
平成 29 年 12 月 16 日 (土) 09:30~10:20	尾崎、浦上、藤井、濱田、張、鈴木、大賀、原田 (総務課長)	・H29 年度のシラバスチェックについて (自己点検・評価報告書作成の重要根拠資料になることに関して注意を促した)
平成 30 年 1 月 13 日 (土) 09:40~10:20	尾崎、浦上、藤井、濱田、張、鈴木、大賀、都田	・平成 31 年の認証評価を (一財) 短期大学基準協会に申し込むことを学科教員に告知
平成 30 年 2 月 15 日 (木) 15:30~16:10	尾崎、浦上、藤井、濱田、井頭、張、大賀、都田	・自己点検・評価報告書の学習成果に関する重要根拠資料となる各授業担当科目のルーブリックの作成・提出を指示した
平成 30 年 3 月 10 日 (土) 09:40~10:40	尾崎、浦上、藤井、濱田、大賀、都田	・H29 自己点検・評価報告書作成指示 (執筆分担) ・原田学園経営改善計画実施管理表の作成 (自己点検・評価報告書作成の際に重要根拠資料となることを説明)

## 学科主任・学年主任・クラスメンター・各行事担当者 FD 会議【平成 30 年度】

会議日	参加者	議事内容
平成 30 年 4 月 14 日 (土) 09:40~11:10	尾崎、浦上、藤井、濱田、大賀、関野、都田	・H29 自己点検・評価報告書の原稿執筆の進捗状況について確認した
平成 30 年 7 月 14 日 (土) 11:00~12:00	尾崎、藤井、濱田、大賀、都田	・H29 自己点検・評価報告書の原稿執筆進行状況について確認した (8 月中に執筆、提出すること)
平成 30 年 8 月 25 日 (土) 09:30~11:00	尾崎、浦上、濱田、藤井、大賀、関野、都田	・短期大学評価基準および平成 30 年度評価校マニュアル改訂について ALO が報告した。特に平成 31 年に受ける認証評価で提出する自己点検・評価報告書の記述方法が変わっていくことを学科教員に対し注意を促した ・自己点検・評価報告書の学習成果の重要根拠資料となる授業評価 C&A シートの作成・提出を指示した
平成 30 年 9 月 8 日 (土) 09:30~11:30	尾崎、浦上、濱田、藤井、大賀 (出張のため途中退室)、都田	・自己点検・評価報告書の学習成果に関する重要根拠資料となる各授業担当科目のルーブリックの作成・提出を指示した

平成 30 年 10 月 13 日 (土) 09:30~11:00	尾崎、濱田、藤井、 鈴木、大賀、関野、 都田	・認証評価で提出する自己点検・評価報告書の記述方法について。H28年度までは区分ごとに課題と改善計画を記述していたが、H29年度からは課題と改善計画は別項（テーマごと）にまとめて記述することとなったことに関して注意を促した
平成 30 年 12 月 6 日 (金) 15:50~17:00	尾崎、浦上、濱田、 藤井、関野、大賀、 都田	・FD ワークショップ報告書および報告書に使用する根拠資料等は自己点検・評価報告書にとっても重要根拠資料であることを教員相互で確認した
平成 31 年 1 月 26 日 (土) 10:25~12:20	尾崎、濱田、藤井、 関野、鈴木、大賀、 都田	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 31 年の認証評価を（一財）短期大学基準協会に申し込むことを再度告知した</li> <li>・認証評価を受けるに当たって協会のマニュアルに基づいた「自己点検・評価報告書」が必要であることを再度告知</li> <li>・報告書の記述には根拠資料の提示が必要であることを再度告知した</li> <li>・報告書作成の概ねの日程と提出期限を告知した</li> <li>・自己点検・評価報告書の学習成果に関する重要根拠資料となる各授業担当科目のルーブリックの作成・提出を指示した</li> </ul>
平成 31 年 3 月 9 日 (土) 09:30~11:30	尾崎、浦上、濱田、 鈴木、大賀、関野、 都田	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H30 自己点検・評価報告書作成を指示した（執筆分担、根拠資料の収集・整理・分析、執筆と締切、追加資料作成の必要性）</li> <li>・自己点検・評価報告書の学習成果の重要根拠資料となる授業評価 C&amp;A シートの作成・提出を指示した</li> </ul>

SD 会議【平成 29 年度】

会議日	参加者	議事内容
平成 29 年 8 月 21 日 (月) 15:00~16:55	学長、原田、作永、 黒明、楠木、川口、 浦川、横井、西澤、	・短期大学評価基準について

	平木、川上、近藤、北條、三宅、吉田、植田、大橋、藤原	
平成 29 年 11 月 13 日 (月) 15 : 00 ~ 16 : 35	学長、原田、作永、黒明、楠木、川口、浦川、横井、西澤、平木、川上、近藤、北條、三宅、吉田、植田、大橋、藤原	・ F D ・ S D ワークショップについて
平成 30 年 1 月 9 日 (火) 15 : 00 ~ 16 : 55	学長、原田、尾崎、都田、作永、黒明、楠木、川口、浦川、横井、西澤、平木、川上、近藤、北條、三宅、吉田、植田、大橋、藤原	・ 平成 29 年 12 月 25 日実施の F D ・ S D ワークショップについて

S D 会議【平成 30 年度】

会議日	参加者	議事内容
平成 30 年 8 月 2 日 (火) 15:10~16:45	学長、原田、尾崎、浦上、濱田、藤井、都田、作永、黒明、楠木、横井、西澤、平木、川上、近藤、北條、三宅、吉田、植田、大橋、藤原	・ 平成 31 年度岡山短期大学認証評価について
平成 30 年 9 月 10 日 (月) 15:00~17:00	学長、作永、黒明、楠木、横井、西澤、平木、近藤、北條、三宅、吉田、植田、大橋、藤原	・ 平成 31 年度岡山短期大学認証評価 評価基準について
平成 30 年 11 月 12 日 (火) 15:00~17:05	学長、原田、作永、黒明、楠木、横井、平木、川上、近藤、北條、三宅、吉田、植田、大橋、藤原	・ 経営改善計画について (平成 30~34 年度) ・ 自部署業務における自己点検評価 (短期大学認証評価基準に基づいて) について
平成 30 年 12 月 17 日 (火) 14 : 00 ~ 17 : 30	学長、原田、作永、黒明、楠木、横井、西澤、平木、岡部、	・ 短期大学認証評価基準に基づいて事務職員が行った自己点検評価について

岡山短期大学

	近藤、北條、三宅、 吉田、植田、大橋、 藤原	
平成 31 年 1 月 15 日 (火) 16 : 00 ~ 17 : 00	学長、原田、都田、 作永、黒明、楠木、 横井、西澤、平木、 岡部、近藤、北條、 三宅、吉田、植田、 大橋、藤原	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学生の学習成果と三つの方針」につ</li> <li>いて</li> <li>・その他</li> </ul>

## 【基準 I 建学の精神と教育の効果】

## [テーマ 基準 I -A 建学の精神]

## ＜根拠資料＞

提出資料 1. 教育三綱領の掲示物、2. 学生のしおり【平成 30 年度】p.17、3. 入学案内【2019】p.7、4. 本学公式ウェブサイト「建学の精神」<https://owc.ac.jp/about/kengaku/>

備付資料 1. 岡山女子短期大学四十周年史、2. 非常災害時における避難場所施設利用に関する協定、2-1. 備中子育てカレッジまるわかり BOOK p.15「おかやま子育てカレッジ」の指定状況、2-2. 平成 30 年度倉敷市内大学等の大学連携担当者等一覧表、3. オープンキャンパス【平成 30 年度】配布資料、4. 入学式次第【平成 30 年度】、4-1. 入学式式辞、5. 岡山短期大学シラバス【平成 30 年度】、6. オリエンテーション日程表【平成 30 年度】、7. 平成 31 年度入試懇談会配布資料、8. 卒業式次第【平成 30 年度】、9. 学友会新入生歓迎会次第【平成 30 年度】、10. 経営改善計画報告書（平成 30 年度～令和 4 年度（5 ヶ年））、12-1. 岡山学院大学・岡山短期大学平成 30 年度＜プロジェクト未来生涯学習編＞アンケート結果一覧【前期・後期】、12-2. 平成 30 年度大学連携講座受講者アンケート集計表、12-3. 吉備創生カレッジ 2018 受講状況【前期・後期】

備付資料-規程集 75. 経営改善プロジェクトチーム設置規則、89. 岡山短期大学幼児教育学科の教育方針

## [区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

## ＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

岡山短期大学の建学の精神は、本学の創立者である原田林市初代理事長・学長が大正 13 年に岡山県浅口郡鴨方町六条院に設立した「岡山県生石高等女学校」の建学の精神、教育三綱領「自律創生、信念貫徹、共存共栄」を継承し（備付-1-p17）、本学公式ウェブサイトにおいて次のように示し、学内外に表明している（提出-4）。

教育三綱領（1924 年制定）

創立者がその私学で養成する人物像を示したものが「建学の精神」です。

岡山学院大学・岡山短期大学の建学の精神は、「教育三綱領」です。

教育三綱領を基に、岡山学院大学では管理栄養士、そして岡山短期大学では保育者を育成します。

「自律創生」

道徳心を備えた実践的な行動力を修得する。

「信念貫徹」

目標を達成する継続的な学びと努力を実践する。

「共存共栄」

社会人の基礎力を修得し進んで世界の平和に貢献する。

この教育三綱領の意味は「人間は信念をもって生きるものであり、信念のない人間は舵のない船のようなものである。信念とは人間の生きる道であり、道は道路と同じで、必ず踏み行わなければならない、道を行かなければ行かぬをし、あやまちをする。信念をもって如何なることがあるとも道はずさず生きるとの信念を徹底しなければならない。そして、この道は人間により拓かれ、道徳的理想に向かって人間の本務を体得するもので、価値としての自我の創造につとめるとともに校風の発展に努力し、更にはその道によって世界の人間と交流し、日本国民としての自覚をもって世界の平和に貢献せよ。」ということです。

また、本学は「岡山短期大学幼児教育学科の教育方針」（備付-規程集 89）を定め、建学の精神は教育理念、教育目標、学習の学生成果、三つの方針と関連して学生のしおりに明確に示している（提出-2）。

#### 教育理念

岡山短期大学の建学の精神「教育三綱領」は、

自律創生：道徳心を備えた実践的な行動力を修得する。

信念貫徹：目標を達成する継続的な学びと努力を実践する。

共存共栄：社会人の基礎力を修得し進んで世界の平和に貢献する。

であり、教育理念は、学生一人一人が強い信念をもち、それぞれが志した学習目標を達成し、本学で修得した知識、技能および資格を活かした進路を確実に得、本学および社会の発展に寄与する人材を育てることである。そしてそのためには、本学は高等教育に相応しい学習環境を整備し、社会の様々な進展に対応する教育を、常に充実したカリキュラムでもって行うことを使命とする。

#### 幼児教育学科の教育目標

本学科の保育者養成の教育目標

- ① 21世紀を生きる幼児たちが、日本国民であるとともに「地球市民」であるよう教育指導するに相応しい資質能力のある保育者を養成する。
- ② 外国語によるコミュニケーション能力やコンピュータの活用能力をもった国際化、情報化の社会に相応しい保育者を養成する。
- ③ 幼児教育者としての使命感、幼児の成長および発達についての精深な理解、幼児に対する教育的愛情、教科などに関する専門的知識、広く豊かな教養、そしてこれを基礎とした実践的指導力のある保育者を養成する。
- ④ 幼児の発達段階に鑑みて、家庭教育と幼稚園教育および保育所の連携を十分に図ることができる資質能力のある保育者を養成する。

#### 学生の学生成果

本学で学ぶ学生の卒業時の学生成果は、建学の精神「教育三綱領」の基に、自律した信念のある社会人となることである。

学科の専門学習では、現場に即応する保育者（幼稚園教諭・保育士）になるため、学科の教育課程（一般教育科目および専門教育科目）の学習をとおして、次の学生成果を獲得する。

##### I. 専門的学生成果

幼稚園教諭として、幼児に信頼される教育環境をつくることができ、幼児の主体的な活動と幼児期にふさわしい生活の展開を促進し、調和のとれた心身を発達させるための遊びと一人ひとりの特性と発達の課題に即する指導ができる能力を育成する。

保育士として、子どもの身の回りの世話や基本的な生活習慣を身に付けさせることができ、集団生活で社会性を養い、心身の健やかな発達を遊びを通して支援でき、保護者への報告や子育てに対する相談・支援ができ、さらには地域と連携の図れる能力を育成する。

##### II. 汎用的学生成果

社会人として求められる態度、信念、意見、価値、コミュニケーション能力を獲得する。

社会人としての責任を果たすために必要な倫理観や価値観、自己管理の能力を、また職業生活や社会生活で必要な情報リテラシーや数量的スキル、人との関わりに必要な論理的思考、自己表現、他者理解、問題解決の能力を獲得する。

#### 学位授与の方針&卒業認定

学位：短期大学士（幼児教育学）

現場に即応する保育者になるため、学科の教育課程（一般教育科目および専門教育科目）の学習を通して科目の単位を修得し、学則に規定する卒業に必要な単位を修得した者に学位を授与する。

卒業認定の際に獲得していることを求める学習成果は次のとおりである。  
現場に即応できる保育者に求められる専門的学習成果と社会人・職業人として求められる汎用的学習成果を獲得している。

#### 教育課程編成・実施の方針

##### 専門教育科目の編成と実施

幼稚園教諭二種免許状取得に必要な科目と、保育士資格取得に必要なカリキュラムを編成する。

授業は、専門的学習成果のみではなく汎用的学習成果をも獲得できるように実施する。

意欲ある学生に対して図書館司書および社会教育主事任用資格を取得できる科目を編成し、実施する。

##### 一般教育科目の編成と実施

社会生活を送る上で必要な汎用的学習成果を獲得する科目を編成し、実施する。

#### 入学者受け入れの方針

本学に入学する人物には、次のような資質・能力を求める。

- ・自分のなりたい保育者像が明確である。
- ・子どもが好きで、心身ともに健康で、何事にも積極的である。
- ・幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を取得し、卒業後保育者として就業する。
- ・本学での学習に必要な一定水準の学力を身に付けている。
- ・体育や図画工作、音楽が好きで、特にピアノについては、基礎技能を身に付けようと努力できる。

教育基本法第六条において、「法律に定める学校は、公の性質をもつものであって、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる」とある。これは、学校の事業の性質が公のものであり、それが国家公共の福利のためにつくすことを目的とすべきものであって、私のために仕えてはならないという考えである。

同法第一条に、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とある。この目的を実現するために、同法第二条に五項目の目標が示されている。すなわち、「一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」、「二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」、「三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」、「四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」、「五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」である。

また、私立学校法第一条には、「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」とある。私立学校の特性を認めつつ教育基本法に示された教育の目的及び目標と矛盾しないことを求めているのである。

如上のとおり、本学の建学の精神「教育三綱領」は、本学の自主性を備えつつ教育基本法及び私立学校法に合致したものであり、法に基づいた公共性を有している（提出-1）。

建学の精神「教育三綱領」は入学式当日に配付する「学生のしおり」の内表紙に教育三綱領と岡山短期大学学歌を示し、さらに学則施行細則第1章においても教育三綱領とその説明を示している。(提出-2) 学長は入学式の式辞(備付-4-1)において教育三綱領について述べ、式の最後には新入生、在學生、教職員一同で教育三綱領が歌詞に挿入されている岡山短期大学学歌を歌う(備付-4)。このようにして入学と同時に新入生、在學生、教職員一同で建学の精神を共有し、保護者にも周知している。入学後も1年前期科目「教養演習」において教育三綱領に関する学びがあり(備付-5「教養演習」)、2年生に対しても前・後期オリエンテーションにおいて教育三綱領に関わる講話を行っている(備付-6)。また、学外に対しては本学公式ウェブサイト、入学案内(提出-3)等において教育三綱領を示し、オープンキャンパスや高校教員対象の入試懇談会等の場でも説明している(提出-4)(備付-3)(備付-7)。

新年全体会議、幼児教育学科授業担当教員(専任教員・特別専任教員・非常勤教員)会議、新年度準備会議など全教職員が出席する会議など、機会あるごとに冒頭の学長挨拶において建学の精神に関する講話があり、教職員間で建学の精神を確認し合い理解を深める場を設けている。学生は卒業式、学友会新入生歓迎会等の行事の際には必ず学歌の合唱を行っている(備付-8)(備付-9)。教育課程内においては1年後期の専門科目「音楽Ⅱ(A)」の授業でも学歌を学んでいる(備付-5「音楽Ⅱ(A)」)。日常の学生生活においては教室などに教育三綱領とその解説を掲示して啓発にも努めている(提出-1)。このようにして学生は教育課程内、課外活動、学生生活の様々な場面で建学の精神「教育三綱領」について学び、学内において共有している。

本学は、平成20年度から24年度まで、及び25年度から29年度までの5カ年の経営改善計画を実施してきた。現在は平成30年度から令和4年度までの経営改善計画を実施しているところである。この計画は経営改善プロジェクトチーム(備付-規程集75)を理事会で設置して推進してきた。経営改善計画は、高等教育の現況および将来展望に即した計数管理をするために、学生の学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクルにより高等教育の使命の検証を含めた5カ年計画を策定し、年度予算への落とし込みをすることでPlan-Do-Check & Actionの体制を確立させるとともに、経営基盤の安定化を図ることを目標として策定した。査定サイクルは学生の学習成果を焦点とするものであるが、その前提として建学の精神、教育理念、教育目標、学生の学習成果及び三つの方針の関連性の点検が前提となる。そのため、本学は建学の精神をこの査定サイクルの中で定期的に点検し確認している(備付-10)。

**[区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

(3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

### <区分 基準 I -A-2 の現状>

本学は地域・社会への貢献の取り組みとして以下に示す公開講座、生涯学習事業、リカレント教育に長年継続的に取り組んでいる。

地域・社会の地方公共団体と連携しているものに倉敷市大学連携講座や倉敷市大学連携福祉事業などがあり、特に倉敷市大学連携福祉事業は地域ボランティア活動となっている。

本学に子どもたちを招く「子どもとっしょに運動会」「子どもとっしょに発表会」は幼稚園、保育所、施設、認定こども園にとって年間保育計画に活気を与える行事になっており地域・社会への貢献となっている。また、幼稚園、保育所、認定こども園に通っていない子どもの参加もあり、そうした子どもを抱える親の支援となっており貴重な地域・社会への貢献となっている。また、本学は、東日本大震災の教訓から南海トラフ地震から想定される津波の避難場所として倉敷市と非常災害時における避難場所施設利用に関する協定を締結し地域住民の避難意識を高めている（備付-2）。

地域・社会に貢献するため、公開講座、生涯学習事業、リカレント教育に長年継続的に取り組んでいる。内容的にも幼児教育に関する専門領域から一般教養までバラエティに富んでいる。受講後のアンケートによれば講座の継続や益々の拡大を求める声が多く、平成30年度から新たな講座が加わり、市民の求めに応え続けている（備付-12-1）（備付-12-2）（備付-12-3）。

下表は併設の岡山学院大学と共催の公開講座、「プロジェクト未来 生涯学習編」（平成30年度）の本学担当分である。講座内容としては幼児教育に関する専門的なものから歴史、文化など教養的なものまで幅広く開講している。平成30年度から「哲学」や「幼稚園教育要領」に関する新たな講座が加わり市民の期待が高まっている。高齢者対策として実施教室を駐車場から近いバリアフリーの図書館1階の第2閲覧室にした。

平成30年度 公開講座《プロジェクト未来 生涯学習編》 本学担当分

	講座名	講師	日程	時間	定員	申込者数	受講者数	
前期	講座2	哲学カフェ(2)―「芸術」の哲学― ～人生を豊かにするエッセンス～	都田修兵	5月12日(土)	13:00～14:30	20	10	9
	講座3	『幼稚園教育要領』を読む①	都田修兵	6月2日(土)	13:00～14:30	20	3	3
	講座5	哲学カフェ(3)―「宗教」の哲学― ～人生を豊かにするエッセンス～	都田修兵	7月7日(土)	13:00～14:30	20	11	特別警報の為中止
	講座6	『幼稚園教育要領』を読む②	都田修兵	8月25日(土)	10:30～12:00	20	2	2
	講座7	シリーズ『新修 倉敷市史』を読む④	尾崎聡	8月25日(土)	13:00～14:30	20	8	6

後期	講座 8	哲学カフェ(3)―「宗教」の哲学― ～人生を豊かにするエッセンス～	都田修兵	9月22日 (土)	13:00～14:30	20	10	8
	講座 10	『幼稚園教育要領』を読む③	都田修兵	10月13日 (土)	13:00～14:30	20	1	1
	講座 11	哲学カフェ(4)―「恋愛」の哲学― ～人生を豊かにするエッセンス～	都田修兵	11月24日 (土)	13:00～14:30	20	8	5
	講座 12	『幼稚園教育要領』を読む④	都田修兵	12月15日 (土)	13:00～14:30	20	1	1
	講座 13	『新修 倉敷市史を読む』 (連続もの)	尾崎聡	1月12日 (土)	13:00～14:30	20	9	講師都合により延期
	講座 15	哲学カフェ(5)―「言葉」の哲学― ～人生を豊かにするエッセンス～	都田修兵	2月9日(土)	13:00～14:30	20	12	13
	講座 16	哲学カフェ(6)―「心理」の哲学― ～人生を豊かにするエッセンス～	都田修兵	3月16日 (土)	13:00～14:30	20	9	9

下表は倉敷市と共催の生涯学習事業「倉敷市大学連携講座」(平成30年度)である。歴史文化に関する4講座を提供しているが、他大学が歴史文化に関する講座をあまり提供していないため倉敷市から本学に対して講座の提供依頼があり、毎年継続的に主任教授の尾崎聡を講師として派遣している。

平成30年度 倉敷市大学連携講座 岡山短期大学担当分

講師名	科目名	場所	講座日程	開講時間	数(人)
尾崎聡	～シリーズ倉敷の津々浦々を歩く～ (1)北前船寄港地・玉島港を学ぶ	玉島市民交流センター	8月4日(土)	13:30～15:00	定員30 申込28 受講27
尾崎聡	～シリーズ倉敷の津々浦々を歩く～ (2)北前船寄港地・下津井港を学ぶ	児島市民交流センター	9月22日 (土)	13:30～15:00	定員30 申込41 受講38
尾崎聡	北前船寄港地・下津井港を歩く	倉敷市児島地区	2月10日 (日)	14:00～15:30	定員30 申込65 抽選 受講22
尾崎聡	北前船寄港地・玉島港を歩く	倉敷市玉島地区	2月24日 (日)	14:00～15:30	定員30 申込61 抽選 受講23

下表は「大学コンソーシアム岡山」の事業で、山陽新聞社が共催する生涯学習事業の「吉備創生カレッジ」(平成30年度)である。4月から9月までを前期、10月から3月までを後期として開講し、地域に根ざした生涯学習拠点を目指している。講師は大学コンソーシアム岡山の加盟校の大学教員が務めるのであるが、併設の岡山学院大学

## 岡山短期大学

が加盟校であることから、本学の教員もコンソーシアム岡山の発足当時から協力している。平成30年度は本学の幼児教育学科の鈴木久子講師が専門領域の心理学で3回シリーズの講座を提供した。

### 平成30年度 吉備創生カレッジ 岡山短大担当分

講師名	科目名	講座日程	開講時間	講座テーマ	人数
鈴木久子	自己肯定感を高めるために	6月23日	10:00～ 11:30	自律訓練法で心身のリフレッシュ	11
		6月30日		自律訓練法と認知の変容	
		7月28日		自律訓練法とイメージ遊び	

講師名	科目名	講座日程	開講時間	講座テーマ	人数
鈴木久子	自己肯定感を高めよう!!	2月2日	10:00～11:30	自己受容の体験と認知の変容	12
		2月9日		自己受容の体験と感情の変容	
		2月16日		自己受容の体験と行動の変容	

下表は岡山県備中県民局の助成事業「子育てカレッジ」の指定を受けた「おかたん子育てカレッジ」におけるリカレント教育の内容である。リカレント教育は大学祭当日に開催しており、平成30年度は下表のとおりである。本学公式ウェブサイトを見て近年の卒業生で現役の保育者が受講した。

### 平成30年度 リカレント教育（交流会）

行事	担当	日時	室	内容および人数
リカレント教育 (ホームカミングデーの日に)	尾崎聡	10月20日(土) 14:00～15:00	模擬保育室	「雛人形の飾り付け方を学びましょう！」 卒業生8名(全員20歳代現役保育者) 外部者1名 教師2名

下表は平成18年度より倉敷市保健福祉推進課および倉敷市内5つの大学・短大で連携して実施している「倉敷市大学連携福祉事業」である。幼児や親子向けの絵本・紙芝居の読み聞かせやオペレッタのボランティア公演等を実施している。

### 《平成30年度 倉敷市大学連携福祉事業》

5月18日(金) 15:00～17:30 保育園児(豊洲保育園) [1] 『みんなあつまれ! たのしいお話はじまるよ♪』 ・「手あそび」や「手袋シアター」、「エプロンシアター」、「ペープサート」、「クイズシアター」、「ダンス」等を実演する。 ・各教室において保育士の先生方の補助を行うとともに、絵本・紙芝居の読み聞かせや外遊び等を通して園児と触れ合う。 【講師】 藤井真理教授・山本婦佐江講師 【学生】 卒業研究『表現』2年生
9月21日(金) 15:00～17:30 保育園児(豊洲保育園) [2] 保育活動補助 ・各教室において保育士の先生方の補助を行うとともに、絵本・紙芝居の読み聞かせや外遊び等を通して園児と触れ合う。 【講師】 藤井真理教授・山本婦佐江講師 【学生】 卒業予備研究『表現』1年生
11月9日(金) 15:00～17:30 保育園児(豊洲保育園) [3] 『みんなあつまれ! たのしいお話はじまるよ♪』 ・「手あそび」や「ペープサート」、「オペレッタ」を実演する。

<p>・「幼児ダンス」の実演を行うとともに、ダンスの実技を通して幼児と触れ合う。  <b>【講師】</b> 藤井真理教授、尾崎聡教授  <b>【学生】</b> 卒業研究『表現』2年生、卒業研究『社会』2年生、卒業予備研究『表現』1年生、卒業予備研究『社会』1年生</p>
<p>11月16日（金）15：00～17：00          就学前の幼児とその保護者（真備いきいきプラザ）  <b>[4]『みんなあつまれ！たのしいお話はじまるよ♪』</b>          ・「手あそび」や「手袋シアター」、「エプロンシアター」、「ペープサート」、「クイズシアター」、「ダンス」等を実演する。          ・「幼児ダンス」の実演を行うとともに、ダンスの実技を通して幼児と触れ合う。          ・子育て相談を実施する。  <b>【講師】</b> 藤井真理教授、山本婦佐江講師  <b>【学生】</b> 卒業研究『表現』2年生、卒業予備研究『表現』1年生</p>

下表は岡山県備中県民局の助成事業「子育てカレッジ」の指定を受けた「おかたん子育てカレッジ」の事業にも登録し、本学の公開講座「プロジェクト未来 生涯学習編」の講座として開講したものである。子どもの食と栄養に関するものは併設の岡山学院大学の調理学の教員に講師を依頼した。

<p>「小麦粉・卵・乳製品を使わずに美味しい簡単料理を作ろう！」（交流会）          日時：平成30年6月30日（土）10：00～11：30          会場：岡山学院大学 調理実習室          講師：岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科 講師 中原真由美          内容：簡単においしく作れるアレルギー食の作り方について実践を交えて説明した。今回は小麦粉・卵・乳製品にのみアレルギーを持つお子様を対象にした。岡山学院大学の卒業研究発表の場でもあり、学生と一緒に調理実習をした。          対象：お子様（4歳～小学生まで）と保護者          参加者：親子3組6名</p>
<p>『幼稚園教育要領』を読む①～④（交流会）          日時：①平成30年6月2日（土）13：00～14：30                    ②平成30年8月25日（土）10：30～12：00                    ③平成30年10月13日（土）13：00～14：30                    ④平成30年12月15日（土）13：00～14：30          会場：岡山短期大学 M507          講師：岡山短期大学幼児教育学科 講師 都田 修兵          内容：この講座は、新しく示された『幼稚園教育要領』をみなさんとともに読んでいます。それぞれの回は次の部分を読む。①「前文」 ②「第1章総則 第1・2・3」 ③「第1章総則 第4・5・6・7」④「第2章」と「第3章」          参加者：① 3名 ②2名 ③1名 ④1名</p>

下表は地域の幼稚園、保育所、施設の子ども達、一般の参加者を招いて、授業科目の「卒業研究（A）（B）」「卒業予備研究（B）」の成果を発表する「子どもといっしょに発表会」や子ども達と一緒に活動する「子どもといっしょに運動会」の内容であり、地域の幼稚園、保育所、施設の子ども達や一般の参加者の子ども達との積極的な交流の場となっている。これらは「おかたん子育てカレッジ」の事業でもある。

《平成30年度 おかたん子育てカレッジ実施事業》

（1）「子どもといっしょに運動会」「子どもといっしょに発表会」

<p>子どもといっしょに運動会（運動会終了後：子育て相談コーナー）          （子育て相談コーナー：11:30～12:00、岡山短期大学B棟 模擬保育室）          岡山短期大学幼児教育学科 教授 井頭 久子、講師 山本 婦佐江          日時：平成30年5月25日（金）9:30～12:00          会場：岡山短期大学体育館          内容：2年生は「体育」の授業で子供の発達段階に応じた体操や遊びについて学ぶ。その成果の発表の場として、また、6月から始まる実習での実践力を身につける場となっている。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

忍者学校という設定の下で、忍者の修行に置き換えられる種目を考えて準備した。 参加者：約 180 名（団体、一般）
子どもといっしょに発表会（発表会終了後：子育て相談コーナー） （子育て相談コーナー：11:30～12:00、岡山短期大学B棟 模擬保育室 岡山短期大学幼児教育学科 教授 井頭 久子、講師 山本 婦佐江） 日時：平成30年12月7日（金）9:10～12:00 会場：岡山短期大学体育館 内容：卒業研究の発表の場として開催した。参加者は、最初に遊びの広場で、言葉ゼミによる紙芝居、 絵本、エプロンシアター、図画工作ゼミによる手作り遊具コーナーへ自由に参加し、その後、 舞台を鑑賞した。舞台では、吹奏楽、コーラス、オペレッタ、幼児ダンスなどを行った。参加 者が一緒に踊る、インタビューに答える機会もある。 参加者：156名（団体、一般）

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

特になし。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料 2. 学生のしおり【平成30年度】p.1, p.17-18、3. 入学案内【2019】p.8, p.28、4. 本学公式ウェブサイト「教育方針と学生の学習成果」[https://owc.ac.jp/tandai/oc\\_policy/](https://owc.ac.jp/tandai/oc_policy/)、5. 学則、6. 学生募集要項【平成31(2019)年度】

備付資料 3. オープンキャンパス【平成30年度】配布資料、4-1. 入学式式辞【平成30年度】、8-1. 卒業式式辞【平成30年度】、13. 幼児教育学科FD会議・発言記録、14. 授業アンケート、15. 就職先訪問報告書、16-1. 本学公式ウェブサイト「12月25日（火）岡山学院大学・岡山短期大学平成30年度FD・SDワークショップ実施報告」<https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/01/h301225FDSD.pdf>、5. 岡山短期大学シラバス【平成30年度】、17. 進学ガイダンス説明資料、18. 平成31年3月幼児教育学科卒業生就職状況、19. 教職カルテ、20-1. 教員個人調書 [様式19]、20-2. 教育研究業績書 [様式20]、21. 平成31年度入学予定者のピアノ入学前学習および幼児教育学科特別講座について（重要）、22. 幼児教育学科授業担当教員会議配布資料、6. オリエンテーション日程表【平成30年度】、23. 平成30年度SD会議議事録①、24. 平成30年度SD会議議事録②、25. 一般教育科目開講期別一覧、26. 幼児教育学科専門教育科目開講期別一覧（平成29年4月1日より）、27. 学生生活アンケート【平成30年度】28. 卒業生アンケート【平成30年度】

備付資料-規程集 89 岡山短期大学幼児教育学科の教育方針、101 岡山学院大学および岡山短期大学のクラスおよびクラスメンターに関する規程、104 岡山学院大学・岡山短期大学シラバス作成規則、116 岡山学院大学岡山短期大学アセスメント・ポリシー

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6）

#### ＜区分 基準Ⅰ-B-1 の現状＞

本学は、基準Ⅰ-A-1 で記した「岡山短期大学幼児教育学科の教育方針」に基づき、本学の学則施行細則に「教育理念および学科の教育目標」を明確に示し、幼児教育学科が幼稚園教諭および保育士の養成のための学科であることを建学の精神に基づき十分に反映させている（備付-規程集 89）（提出-2）。

学科の教育目的・目標は、様々な機会や場面において学内外に明確に表明している。学内に対しては、学長は入学式及び卒業式の式辞（備付 4-1）（備付 8-1）において、建学の精神である教育三綱領と併せて、教育目的・目標について述べている。また、入学式当日に配付する「学生のしおり」には、学則施行細則第 1 章「教育理念および学科の教育目標」第 1 条「教育理念」において、教育目的・目標を明記している。これにより、学生および保護者は、入学と同時に教育目的・目標を知り、意識することが出来る。学外に対しては、学長はオープンキャンパスにおいて、建学の精神である教育三綱領と併せて、教育目的・目標について述べている（備付-3）。また、本学公式ウェブサイトにおいて、「幼児教育学科の学生の学習成果と三つの方針（卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施、入学者受け入れ）」を公開し（提出-4）、学科教員は入試懇談会や高校訪問等の場で高等学校教員に対して説明するとともに、進学ガイダンス等の場で本学への進学を検討する高校生に対して説明している（備付-17）。

本学は、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているかどうかについて、毎月の学科 FD 会議の中で教育目的・目標を確認するとともに、その妥当性、適切性について専任教員を中心として話し合い、繰り返し点検している（備付-13）。さらに、前後期の授業実施後にその評価を行う中で、教育目的・目標に照らして妥当性、適切性を再確認している（備付-14）。また、学外における定期的な点検は、毎年卒業生の就職先訪問を実施し、施設長等から、本学の教育目的・目標に基づいた人材養成が保育現場の要請に応じているかどうかについて率直な意見を聴取している（備付-15）。その際に就職先アンケートも持参し、量的、質的な調査も実施している。この結果は、12 月に開催する全学 FD・SD ワークショップの場で報告し、外部の評価者の評価も受けて点検結果を確認している（備付-16-1）。

#### [区分 基準Ⅰ-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。

- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

### <区分 基準 I-B-2 の現状>

本学は学生の学習成果を「岡山短期大学幼児教育学科の教育方針」及び「幼児教育学科の学生の学習成果と三つの方針」として規程整備してある。(備付-規程集 89)したがって学習成果は、「学生のしおり」の「学則施行細則」第1章 教育理念および学科の教育目標の第1条において、建学の精神「教育三綱領」、教育理念、幼児教育学科の教育目標、学生の学習成果、三つの方針(学位授与の方針&卒業認定、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針)を建学の精神と一体的に定めている。(提出-2)

「学則施行細則」第1章第1条において、幼児教育学科の教育目標①②③④および学生の学習成果であるⅠ. 専門的学習成果、Ⅱ. 汎用的学習成果が示されている。教育目標①②は社会人としての全体的な能力に関わる教育目標であり、これらは主に汎用的学習成果に、③④は幼児教育者としての専門的能力に関わる教育目標であり、これらは主に専門的学習成果に対応している(提出-2)。

本学は学生の学習成果を様々な場面において示すようにしている。まず学内に対しては、学長は入学式の式辞において、学習成果について述べている(備付-4-1)。また、入学式当日に配付する「学生のしおり」には、前掲の通り学生の学習成果が明記してある。これにより、学生および保護者は、入学と同時に学習成果を意識することが出来る。さらにシラバスでは、科目レベルの各科目の学習成果が明記されており、その内容は授業担当者が第1回の授業時に学生に対して説明している。シラバスには(備付-規程集 104)根拠となる専門的学習成果や汎用的学習成果の評価をどのように行うのか、その評価方法も明記している(備付-5)。次に学外に対しては、学長がオープンキャンパスにおいて、本学で得られる学習成果について述べている。また、本学公式ウェブサイトにおいて、「幼児教育学科の学生の学習成果と三つの方針」を表明している。学科教員は、入試懇談会や高校訪問等の場で高等学校教員に対して説明するとともに、進学ガイダンス等の場で本学のブースを来訪する高校生に対して説明している(備付-17)。

学校教育法第百八条において、短期大学は「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる」とある。本学では学科FD会議の中で学生の学習成果を確認するとともに、その妥当性、適切性について主任教授を中心として話し合い、繰り返し点検している。さらに、前後期の授業実施後の成績評価の中で、学習成果の妥当性、適切性を再確認している。また、12月に開催される全学FD・SDワークショップで、学習成果の点検の過程(PDCAサイクル)について外部の評価者による評価を受け、評価に基づいて学習成果を検討している(備付-16-1)。

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I -B-3 の現状>

本学は三つの方針を「岡山短期大学幼児教育学科の教育方針」及び「幼児教育学科の学生の学習成果と三つの方針」として規程整備してある（備付-規程集 89）。規程により建学の精神「教育三綱領」、教育理念、幼児教育学科の教育目標、学生の学習成果、三つの方針を関連付けて一体的に定めた三つの方針は「学生のしおり」「学則施行細則」第1章第1条に規定してある（提出-2）。

下表に示すように三つの方針は建学の精神を基盤として、教育目的、教育目標、学生の学習成果と一体となっている（提出-2）。

幼児教育学科の学生の学習成果と三つの方針

岡山短期大学幼児教育学科				
建学の精神「教育三綱領」 自律創生：道徳心を備えた実践的な行動力を修得する。 信念貫徹：目標を達成する継続的な学びと努力を实践する。 共存共栄：社会人の基礎力を修得し進んで世界の平和に貢献する。 教育理念 学生一人一人が強い信念をもち、それぞれが志した学習目標を達成し、本学で修得した知識、技能および資格を活かした進路を確実に得、本学および社会の発展に寄与する人材を育てることである。そしてそのために、本学は高等教育に相応しい学習環境を整備し、社会の様々な進展に対応する教育を、常に充実したカリキュラムでもって行うことを使命とする。				
教育目標	学習成果 Student Learning Outcomes	三つの方針（3ポリシー）		
		学位授与の方針と卒業認定 ディプロマ・ポリシー	教育課程編成・実施の方針 カリキュラム・ポリシー	入学者受け入れの方針 アドミッション・ポリシー
本学科の保育者養成の教育目標 ① 21世紀を生きる幼児たちが、日本国民であるとともに「地球市民」であるよう教育指導するに相応しい資質能力のある保育者を養成する。 ② 外国語によるコミュニケーション能力やコンピ	本学で学ぶ学生の卒業時の学習成果は、建学の精神「教育三綱領」の基に、自律した信念のある社会人となることである。 学科の専門学習では、現場に即応する保育者（幼稚園教諭・保育士）になるため、学科の教育課程（一般教育科目および専門教育科目）	学位：短期大学士（幼児教育学） 現場に即応する保育者になるため、学科の教育課程（一般教育科目および専門教育科目）の学習を通して科目の単位を修得し、学則に規定する卒業に必要な単位を修得した者に学位を授与する。 卒業認定の際に獲	専門教育科目の編成と実施 幼稚園教諭二種免許状取得に必要な科目と、保育士資格取得に必要なカリキュラムを編成する。 授業は、専門的学習成果のみではなく汎用的学習成果をも獲得できるように実施する。	本学に入学する人物には、次のような資質・能力を求める。 ・自分のなりたい保育者像が明確である。 ・子どもが好きで、心身ともに健康で、何事にも積極的である。 ・幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を取得し、卒業

<p>ュータの活用能力をもった国際化、情報化の社会に相応しい保育者を養成する。</p> <p>③ 幼児教育者としての使命感、幼児の成長および発達についての精深な理解、幼児に対する教育的愛情、教科などに関する専門的知識、広く豊かな教養、そしてこれを基礎とした実践的指導力のある保育者を養成する。</p> <p>④ 幼児の発達段階に鑑みて、家庭教育と幼稚園教育および保育所の連携を十分に図ることができる資質能力のある保育者を養成する。</p>	<p>の学習をとおして、次の学習成果を獲得する。</p> <p>I. 専門的学習成果 幼稚園教諭として、幼児に信頼される教育環境をつくることができ、幼児の主體的な活動と幼児期にふさわしい生活の展開を促進し、調和のとれた心身を発達させるための遊びと一人ひとりの特性と発達の課題に即する指導ができる能力を育成する。</p> <p>保育士として、子どもの身の回りの世話や基本的な生活習慣を身に付けさせることができ、集団生活で社会性を養い、心身の健やかな発達を遊びを通して支援でき、保護者への報告や子育てに対する相談・支援ができ、さらには地域と連携の図れる能力を育成する。</p> <p>II. 汎用的学習成果 社会人として求められる態度、信念、意見、価値、コミュニケーション能力を獲得する。</p> <p>社会人としての責任を果たすために必要な倫理観や価値観、自己管理の能力を、また職業生活や社会生活で必要な情報リテラシーや数量的スキル、人との関わりに必要な論理的思考、自己表現、他者理解、問題解決の能力を獲得する。</p>	<p>得していることを求める学習成果は次のとおりである。現場に即応できる保育者に求められる専門的学習成果と社会人・職業人として求められる汎用的学習成果を獲得している。</p>	<p>意欲ある学生に対して図書館司書および社会教育主事任用資格を取得できる科目を編成し、実施する。</p> <p>一般教育科目の編成と実施 社会生活を送る上で必要な汎用的学習成果を獲得する科目を編成し、実施する。</p>	<p>後保育者として就業する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本学での学習に必要な一定水準の学力を身に付けている。</li> <li>・体育や図画工作、音楽が好きで、特にピアノについては、基礎技能を身に付けようと努力できる。</li> </ul>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

幼児教育学科の学生の学習成果と三つの方針は、理事会、教授会で審議を経て策定してある。特に平成30年度は、平成31年4月から幼稚園教員の免許状授与の所要資格を得るための再課程認定及び指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の変更が全国的に課せられたので、学科FD会議も含めて組織的議論を進め、教

授会、理事会を経て平成 31 年度からの幼児教育学科の学生の学習成果と三つの方針を下表の様に策定しなおした。

幼児教育学科の学生の学習成果と三つの方針（平成 31 年度）

岡山短期大学幼児教育学科				
<p>建学の精神「教育三綱領」                      自律創生：道徳心を備えた実践的な行動力を修得する。  <u>広報</u>                      「人は道によって生きるものであり、道は、人が目標を持って作っていくものです。学生は、自分で道を切り拓いていきます。」                      信念貫徹：目標を達成する継続的な学びと努力を実践する。  <u>広報</u>                      「道は道路と同じで、道を通って行かなければ怪我をします。あやまちをおかします。学生は、どんなことがあっても目標を持って生きるとの信念を貫きます。」                      共存共栄：社会人の基礎力を修得し進んで世界の平和に貢献する。  <u>広報</u>                      「学生は、道によって社会に対する責任を自覚し、すすんで世界の人と交流し、世界の平和に貢献します。」                      教育理念                      岡山短期大学の教育理念は、学生一人ひとりが強い信念をもち、それぞれが志した学習目標を達成し、本学で修得した知識、技能および免許・資格を活かした進路を確実に得、本学および社会の発展に寄与する人材を育てることである。そしてそのために、本学はアセスメント・ポリシーに基づく高等教育の質保証を図り、保育者養成の教育目標を達成することを使命とする。</p>				
教育目標	学生の学習成果 Student Learning Outcomes	三つの方針（3ポリシー）		
		<p><u>広報</u>                      本学は、学生が本学での学習を通して、知り、理解し、行い、<u>実演</u>できるようになることを、<u>ディプロマ・ポリシー</u>、<u>カリキュラム・ポリシー</u>、<u>アドミッション・ポリシー</u>という三つの方針により、学生が入学から卒業までに獲得する学習成果を保証しています。</p>	卒業認定・学位授与の方針 ディプロマ・ポリシー	教育課程編成・実施の方針 カリキュラム・ポリシー
<p>本学科の保育者養成の教育目標  <u>広報</u>                      岡山短期大学が目標とする力                      1. 保育現場に即応する保育者になる力                      2. 子どもを教育する力                      3. 子育てを支援する力                      幼児教育施設（幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園）の現場で、幼児教育（環境を通して行う教育）とは何かを考え、「資質・能力」「幼児期の終わり</p>	<p><u>広報</u>                      学生の学習成果とは、学生が本学での学習を通して、知り、理解し、行い、<u>実演</u>できるようになることを、専門的なものと汎用的なものに分けて、卒業時に獲得する学習成果として入学前に表明するものです。  <u>専門的な学生の学習成果は、学生が目標とする力を獲得するためのカリキュラムの学習を通して身に付ける知識、技能、能力です。汎用的な学生の学</u></p>	<p><u>広報</u>                      学生の学習成果に対応して、卒業時にどのような学位を得て、どのような免許・資格を修得でき、卒業後の進路についての方向を示します。                      学位：短期大学士（幼児教育学）                      現場に即応する保育者になるため、学科の教育課程（一般教育科目および専門教育科目）の学習を通して科目の単位を修得し、学則に規定する卒業に必要な単位を修得した者に学位を授与</p>	<p><u>広報</u>                      学生の学習成果に対応して、どのようなカリキュラムで授業科目を学んで目標とする学習成果を獲得するのかを示します。                      専門教育科目の編成と実施                      幼稚園教諭二種免許状取得に必要な科目と、保育士資格取得に必要なカリキュラムを編成する。                      1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を 30</p>	<p><u>広報</u>                      学生の学習成果に対応して、高等学校での学びの評価を含んでどのような入学者を受け入れるかを示します。                      本学に入学する人物には、次のような資質・能力を求めます。                      ・自分のなりたい保育者像が明確である。                      ・子どもが好きで、心身ともに健康で、何事にも積極</p>

<p>までに育ってほしい姿」を意識し、保育指針の「乳児・1歳以上3歳未満児の保育」を理解し、乳児期の保育や子どもの育ちをとらえて、乳児期への学びの連続性を考えることができる保育者を養成する。</p> <p>①AI に代表される技術革新の進歩やIoT の広がり、世界のグローバル化や流動化など、日本社会や世界の状況の20年後の将来に対応できる力の基礎を育むことができる保育者を養成する。</p> <p>② 幼児教育において育みたい「資質・能力」の三つの柱「知識及び技能の基礎」・「思考力、判断力、表現力等の基礎」・「学びに向かう力、人間性等」を育成することのできる保育者を養成する。</p> <p>③ 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」を育むことに向けて指導ができる保育者を養成する。</p> <p>④すべての子どもが安心して過ごせ</p>	<p><u>習成果は、社会人として求められる態度、信念、意見、価値、コミュニケーション能力です。</u></p> <p>本学で学ぶ学生の卒業時の学習成果は、建学の精神「教育三綱領」の基に、自律した信念のある社会人となることである。</p> <p>学科の専門学習では、現場に即応する保育者（幼稚園教諭・保育士）になるため、学科の教育課程（一般教育科目および専門教育科目）の学習をとおして、次の学習成果を獲得する。</p> <p>I. 専門的学習成果 幼児教育施設（幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園）の現場で、幼児教育（環境を通して行う教育）とは何かを考え、「資質・能力」 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識し、保育指針の「乳児・1歳以上3歳未満児の保育」を理解し、乳児期の保育や子どもの育ちをとらえて、乳児期への学びの連続性を考えることができる能力を育成する。</p> <p>II. 汎用的学習成果 社会人として求められる態度、信念、意見、価値、コミュニケーション能力を獲得する。 社会人としての責任を果たすために必要な倫理観や価値観、自己管理能力を、また職業生活や社会生活に必要な情報リテラシー</p>	<p>する。 卒業認定の際に獲得していることを求める学習成果は次のとおりである。現場に即応できる保育者に求められる専門的学習成果と社会人・職業人として求められる汎用的学習成果を獲得している。</p>	<p>単位とするため、一般教育科目と合わせた単位の上限を30単位とし、可能な限り25単位に近づけるように科目を開講する。</p> <p>授業の実施は、専門的学習成果のみではなく汎用的学習成果をも獲得できるように実施する。</p> <p>一般教育科目の編成と実施 免許法施行規則の第66条の6に定める科目を中心とし、1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を30単位とするため、専門教育科目と合わせた単位の上限を30単位とし、可能な限り25単位に近づけるようするため教育目標の達成に必要な科目を開講する。開講しないその他の科目は、単位互換等その他の大学等で取得した単位を認定できるようカリキュラムに残す。</p> <p>卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を30単位とするため、一般教育科目及び専門教育科目と合わせた単位の上限を30単位とし、可能な限り25単位に近づけるように科目を開講</p>	<p>的ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を取得し、卒業後保育者として就業する。</li> <li>・本学での学習に必要な一定水準の学力を身に付けている。</li> <li>・体育や図画工作、音楽が好きで、特にピアノについては、基礎技能を身に付けようと努力できる。</li> </ul>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>るよう、子どもの気持ちに寄り添い、子どもの生活状況や実態に合わせて気持ち前向きになるよう満たすような働きかける養護と幼児教育を一体的に展開するために、保育の実際を評価し保育を改善し続けることができる保育者を養成する。</p>	<p>や数量的スキル、人との関わりに必要な論理的思考、自己表現、他者理解、問題解決の能力を獲得する。</p>		<p>する。  意欲ある学生に対して図書館司書および社会教育主事任用資格を取得できる科目を編成し、実施する。</p>	
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------	--	--------------------------------------------------------------------	--

三つの方針のうち「卒業認定・学位授与の方針」は、学生が学習成果を獲得したことを認めるものとなっており短期大学設置基準を遵守している。「卒業認定・学位授与の方針」は、社会的（国際的）な通用性を確保するため本学が定めた「学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」の仕組と「卒業認定・学位授与の方針のPDCAサイクル」によって教育の質保証を図り、点検を定期的実施している（備付-規程集116）（備付-16-1）。「入学者受け入れ方針」は学生の履修指導、学習支援の場において生かされると共に学生の学習成果の獲得ができており、卒業時の高い専門職就職率の維持に反映されている（備付-18）。

「教育課程編成・実施の方針」は、本学で学生が卒業までに獲得する専門的学習成果と汎用的学習成果に対応している。学習成果については「学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」の仕組と「学習成果のPDCAサイクル」（備付-規程集116）によって教育の質保証を図っている。教員は「卒業認定・学位授与の方針」が達成できるよう「教育課程編成・実施の方針」に即した担当科目の教育を行っている。また、「学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」の仕組と「授業改善のPDCAサイクル」（備付-規程集116）を稼働させるために、担当科目に「卒業認定・学位授与の方針」に即した成績評価基準を設定しシラバスにも記載してある（備付-5）。教員は、日々の授業における学習成果の測定と記録により、学生の学習成果の獲得状況を把握し、一層の向上・充実を図っている（備付-19）。本学科の教育課程は、教員の資格・業績を基にした教員配置となっており、また定期的に見直しをしている（備付-20-1）（備付-20-2）。以上により、本学における三つの方針は組織的議論を重ねて策定し、策定後も点検を受け続けている。また、本学における教育活動は三つの方針をよく踏まえたものになっている。

「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」については入学直後の「教養演習」の授業においても学生に対してその内容を説明している。また入学案内、学生募集要項などにより学外に対しても表明している。「入学者受け入れの方針」は、本学公式ウェブサイト、入学案内、学生募集要項などにより内外に明確に示しており、入学者選抜にあたっては方針に即した方法を用いている。「入学者受け入れの方針」は、学生の学習成果、「教育課程編成・実施の方針」、「卒業認定・学位授与の方針」を明確

に示してどのような学生に入学して欲しいかを示すものであり、学校案内および本学公式ウェブサイトにおいても分かりやすく明示しており、外部に対しても適切に表明している。受験希望者、保護者に対しては、入試事務室が適切に対応している。入学手続者に対しては、「入学前学習」などによって入学までに授業や学生生活についての情報を提供する場を設けている（備付-21）。以上により、本学の三つの方針は学内外に対し明確に表明している。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

特になし。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

各教員がシラバスにおいて学科レベル及び科目レベルの学習成果の評価方法を明確に示しており、学科 FD 会議の中でその妥当性を検討し、また毎年の年度末に「幼児教育学科授業担当教員会議（専任教員・特別専任教員・非常勤教員）」を学長が招集し教育内容の意思統一を図っている（備付-22）。

教育は、教員およびチームワークの取れた教員団の学生指導と学生支援によって有効なものとなる。本学科は毎月 1 回以上、学科 FD 会議およびクラスメンター、授業担当者会議を開いているが、議題には必ず学生動向が含まれている。入学者受け入れ条件に適った学生であっても、入学後に自信をなくしたり将来に不安を抱いたりするものであるが、出席教員全員で学生ひとりひとりの学習状況や指導方法や支援方法を検討している（備付-13）。

本学では各クラスにクラスメンターを配置しており（備付-規程集 101）（提出-2）、学生に対する履修および卒業に至るまでの指導の強化をこのクラスメンターが中心となって行っている。クラスメンターは各セメスターの開始前には必ずオリエンテーションを行い「卒業認定・学位授与の方針」が達成できるよう指導している（備付-6）。クラスメンターは学生の学習上の相談に対応し、学習成果の獲得にむけて学習意欲を喚起したり、学生の生活支援にも対応する役割がある。学生生活に関する学生の意見や要望がクラスメンターに寄せられることもあるが、学生の対話を重視し、場合によっては学長に報告して調査・改善を図っている。

本学が学生に対して学習成果の獲得を促すために発行している印刷物は「学生のしおり」であるが、それを補い、取得した単位の計算や卒業見込、免許・資格見込がチェックできるシートを学科独自で作成して学生に配付している。これらにより学生が履修科目の内容や履修状況をセルフチェックすることが容易になり、教員も単位修得状況が不調な学生に対してシートを使いながら説明できるので、学習成果の獲得に対する教育指導に効果を上げている（備付-25）（備付-26）。

教育の効果は教員と事務職員等の情報共有、意識共有によってはじめて有効なものとなる。教職協同に関しては、30 年度より教員の代表も SD 会議に出席して情報提供や情報共有をはかっている（備付-23）（備付-24）。事務職員は、SD 委員会で学習成果と三つの方針について共通の理解を図り、それぞれの所属部署において学習成果の獲得のための支援を行うようにしている。事務職員は、本学の在学学生および卒業生の就職

状況なども教職員会議やSD会議をとおして認識を深めているので学科の教育目標の達成状況をはっきり把握している。事務職員は、SD 会議で履修の方法や卒業要件など学則および学則施行細則を明確に理解しているので学生に対してワンストップの学生支援が可能である。

また、事務部においては学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みを適切に整備し（備付-27）（備付-28）、大学全体で適切な対応を図っている。

## [テーマ 基準 I -C 内部質保証]

### <根拠資料>

提出資料 7. 学校法人原田学園岡山短期大学教育研究活動推進委員会規程

備付資料 29. 岡山短期大学 自己点検・評価報告書【平成 28 年度】、30. 岡山短期大学 自己点検・評価報告書【平成 29 年度】、31. 岡山短期大学 自己点検・評価報告書【平成 30 年度】、32. 高校訪問 訪問校からの本学の教育に対する意見【平成 30 年度】、16-1. 本学公式ウェブサイト「12 月 25 日（火）岡山学院大学・岡山短期大学平成 30 年度 FD・SD ワークショップ実施報告」<https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/01/h301225FDSD.pdf>、33. 入学案内【2019】p.8、34. 平成 30 年度岡山短期大学幼児教育学科事務分掌、13. 幼児教育学科 FD 会議・発言記録、23. 平成 30 年度 SD 会議議事録①、24. 平成 30 年度 SD 会議議事録②、35. H28 模擬保育室・保育相談実践室の活用実績、36. 授業改善 C&A シート、37. 再課程認定資料、39. ループリック評価、11. 原田学園経営改善計画実施管理表（平成 30 年度～令和 4 年度）

備付資料-規程集 34. 学校法人原田学園岡山短期大学教育研究活動推進委員会規程、116. 岡山学院大学岡山短期大学アセスメント・ポリシー

### [区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

### <区分 基準 I -C-1 の現状>

本学の通常の自己点検・評価は、学校法人原田学園岡山短期大学教育研究活動推進委員会規程により、理事会に教育研究活動推進委員会を組織し、教育研究活動の充実改善に資する点検評価を行う。また点検評価の項目は、岡山短期大学評価項目を定めている（備付-規程集 34）。

今回のように認証評価を受審する場合の自己点検・評価を行う組織は、認証評価機関の評価校マニュアルに即して取り組まなければならないので、理事長・学長のリーダーシップの基、理事長が教員の中から ALO を任命して全教職員が評価する体制を構築する。平成 30 年度は理事長・学長を先頭に尾崎主任教授を ALO として自己点検・評価を行った。

また、その他の構成員は以下のとおり全教職員である。

自己点検評価組織	教職協同委員会	
ALO＝尾崎、ALO 補佐（ALO 不在の時など短期大学基準協会および評価チームの窓口を代理する）＝黒明  <u>ステアリングコミッティー</u> 尾崎、浦上、濱田、藤井、大賀、都田 原田俊、黒明、作永、横井  <u>教職協同委員会（教員団、事務職員団）</u>	<u>教員団</u> 尾崎、 浦上、藤井、 濱田、井頭、 白神、大賀、 山口、鈴木、 山本、関野、 都田、石田	<u>事務職員団</u> 原田俊孝、 黒明、作永、 楠木、横井、 西澤、平木、 岡部、近藤、 北條、三宅、 吉田、植田、 大橋、藤原

（提出-7）（備付-16-1）（備付-34）（備付-規程集 34）

学科 FD 会議及び SD 委員会が自己点検・評価活動を日常的に行っている。毎年 12 月の岡山学院大学・岡山短期大学 FD・SD ワークショップでその結果を報告し併設の大学教員の質疑応答を経るとともに外部の評価者による評価を受ける（備付-13）（備付-16-1）（備付-23）（備付-24）。

平成 29 年度自己点検・評価報告書を公式サイトで公表している。

自己点検・評価活動は学科 FD 会議、SD 委員会で全教職員が関わる。

平成 30 年度より高校訪問の際に本学の教育活動に関する意見聴取を実施している。（備付-32）。

自己点検・評価結果は理事会の教育研究活動推進委員会の点検・評価および経営改善計画（平成 30 年度～令和 4 年度（5 カ年））を実施しているプロジェクトチーム（PT）の実施計画に活かされている（備付-11）。

**[区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。]**

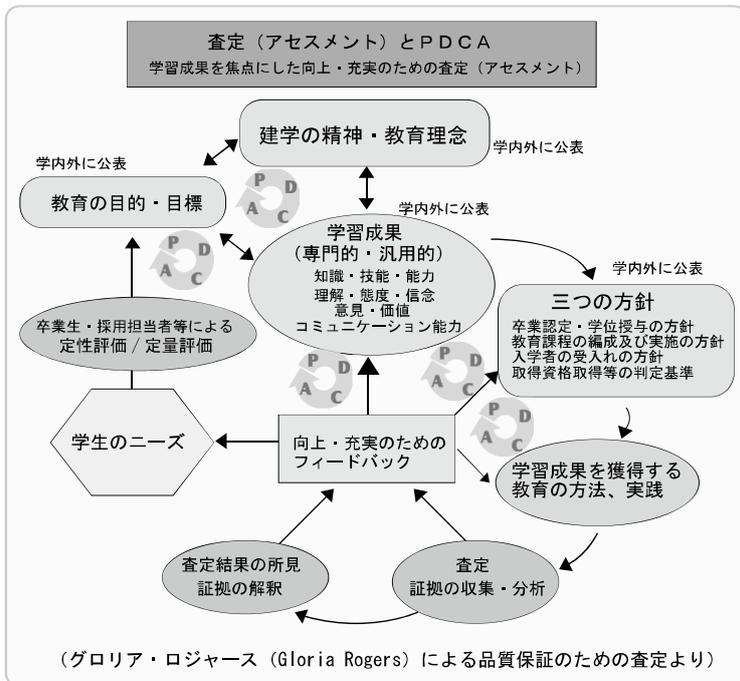
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I -C-2 の現状>

本学の定めている学生の学習成果については基準 I - B - 2 に記述したとおりであるが、本学は次のような「学生の学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」を有し、それを用いて教育の質保証を図っている。

学習成果を査定する PDCA サイクルの概念図は下図のとおりであり、授業の改善・充実を図るため各教員が日常的に実施し、学科 FD 会議で定期的に点検している。



- ① 「建学の精神・教育理念」と「教育の目的・目標」そして「学生の学習成果」の相互関係を明確にし、「学生の学習成果」を獲得するための「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」の三つの方針を明確に示しているかを点検する。
- ② 学習成果を獲得させるために、三つの方針の下に「教育の方法・実践」を行い、その結果について事実に基づく量的・質的データを収集し、分析を行う。
- ③ 量的・質的データの分析結果を解釈し、フィードバックの情報として活用する。
- ④ 「向上・充実のためのフィードバック」では、「学生の学習成果」の点検、「三つの方針の点検、教育の方法・実践」の点検および「学生のニーズ」の点検などにおいて PDCA サイクルを回すことにより、充実・向上を図る。
- ⑤ 「学生のニーズ」は学生自身の要求ではなく、卒業生が社会の求める人材であるか否かである。量的・質的データを基にして点検し、否の場合には「教育の目的・目標」を点検する。

この学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法は、教学マネジメントの強化から、平成 30 年度理事会において「岡山学院大学岡山短期大学アセスメント・ポリシー（学習成果を焦点にした向上・充実のための査定の方針）」として平成 31 年 4 月 1 日付で制定することを決定した（備付-規程集 116）。

本学では以上のような「査定（アセスメント）の手法」をもとに「向上・充実のた

めのフィードバック」によって、適否に関係する行為や動作を継続的に修正・調整している。

また、経営改善計画（平成 30 年度～令和 4 年度（5 年））を実施しているプロジェクトチーム（PT）において実施結果を定期的に点検している（備付-36）。

本学は法令、省令の変更などを適宜確認し、対応に遺漏のないよう努めている。平成 30 年度は、平成 31 年 4 月から幼稚園教員の免許状授与の所要資格を得るための再課程認定及び指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の変更が全国的に課せられたので、学科 FD 会議も含めて組織的議論を進め、教授会、理事会を経て平成 31 年度からの幼児教育学科の学生の学習成果と三つの方針を平成 30 年度に策定したので法令を遵守している（備付-37）。

### <テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

短期大学基準協会の内部質保証のルーブリックの Level IV の各項目について自己判定した結果を次の表に示す。

項目		Sustainable Continuous Quality Improvement 持続的・継続的な質の改善 Level IV
1	建学の精神を確立している。 教育目的・目標を確立している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建学の精神を公表している。</li> <li>■ ステークホルダーが認識できるよう努めている。</li> <li>□ ステークホルダーから理解を得るための取り組みを確立している。</li> <li>■ 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。</li> <li>□ 人材養成の目的の中に含めて学生に認識させている。</li> </ul>
2	学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学習成果を定めている。</li> <li>■ 学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。</li> <li>■ 学習成果の獲得を評価する仕組みを定めている。</li> <li>■ 学習成果の獲得について評価・判定した結果をフィードバックする仕組みを定めている。</li> </ul>
3	卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。</li> <li>■ 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。</li> <li>■ 教育課程の全授業科目に学習成果が反映してあるか精査する仕組みがある。</li> <li>■ 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されている。</li> </ul>
4	自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 教育の質を保証している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理事長のリーダーシップの下、全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。</li> <li>□ 上記の項目 1～3 全てにチェックがある。</li> </ul>

ルーブリックの項目 1 のチェック項目「ステークホルダーから理解を得るための取り組みを確立している。」にチェックしていないことは、自己点検・評価報告書が年度終了と同時に公表できてないことである。毎年度の自己点検・評価報告書を遅延することなく速やかに本学公式ウェブサイトアップし、広く社会に公表できるようにする。

また、「人材養成の目的の中に含めて学生に認識させている。」にチェックしていないことは、教員が担当する授業の中で学習成果との関係について建学の精神が学生の中でどの程度認識できているかを判定する仕組みが出来ていないためである。

#### <テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特になし。

#### <基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画

##### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

建学の精神を表明する機会として、従来に加え授業「教養演習」において説明することを行動計画とした。教養演習のシラバスに示した通り、現在は学長自らがその説明を行っている。

教育目標の表明に関する行動計画として、教養演習において入学後の説明の場を設けるとともに、科目担当教員が一層の周知を図っていくこととしたが、「教養演習」・「その他の科目」のシラバスに示す通り、学長及び各科目担当教員が丁寧に説明している。

学内において教育目的・目標の共有を図ることを行動計画とした。毎年の全学 FD・SD ワークショップにおいて、建学の精神を踏まえた本学の教育理念の達成に向けて教育目的・目標の共有の促進を進めている。

教育目的・目標の点検を繰り返し、時代に適合した教育活動を行うために不断の努力を続けていくことを行動計画とした。平成 30 年度の教授会および理事会で、平成 31 年度より、現代の社会情勢にふさわしく「幼児教育学科の教育目標」を刷新するよう決定した。

学習成果の量的・質的データ化を行動計画とした。現在、全教員が担当科目のシラバスの学習評価において総合評価を算出する際の計算式を明示して量的データ化を図り、さらにルーブリックによる学習成果の質的データ化も取り組んでいる（備付-39）。

毎年度の自己点検・評価活動の実施結果については、翌年度内に本学公式ウェブサイトにより社会に公表することを行動計画としたが、翌年度内に公表できなかったこともある。

##### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

毎年度の自己点検・評価活動の実施結果を翌年度内に本学公式ウェブサイトにより社会に公表することについては前回の行動計画であったが、今回も実施が不十分であった。滞ることなく翌年度に公表できるようにする。

教員が担当する授業の中で学習成果との関係について建学の精神が学生の中でどの程度共有されているかを把握することは重要な課題であるので、具体的な方策を検討し実施する。

平成 31 年度より「幼児教育学科の教育目標」を変更することを決定したので、PDCA サイクルによりその内容を点検する努力を続けていく。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

## [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

## ＜根拠資料＞

提出資料 2. 学生のしおり【平成30年度】p.18、3. 入学案内【2019】p.28、4. 本学公式ウェブサイト「教育方針と学生の学習成果」[https://owc.ac.jp/tandai/oc\\_policy/](https://owc.ac.jp/tandai/oc_policy/)、6. 学生募集要項【平成31(2019)年度】p.23、8. シラバス【平成30年度】CD-R、9. 平成30年度岡山短期大学 学年歴

備付資料 38. 単位認定状況表 [様式18]、39. ルーブリック評価、5. 岡山短期大学シラバス【平成30年度】「教養演習」、40. 成績分布「教養演習」、41. 就職先訪問のアンケート結果、16-1. 本学公式ウェブサイト「12月25日(火)岡山学院大学・岡山短期大学平成30年度FD・SDワークショップ実施報告」<https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/01/h301225FDSD.pdf>、16-2. 本学公式ウェブサイト「平成30年度教育職員免許法施行規則第22条6 教員養成の状況についての情報の公表」[https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2018/10/30okatan22\\_6.pdf](https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2018/10/30okatan22_6.pdf)、16-3-1. 本学公式ウェブサイト「平成30年度学校教育法施行規則第172条2 教育研究活動等の状況についての情報の公表」<https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2018/10/30ockouhyou.pdf>、80 教員個人調書 [様式19]、81. 教育研究業績書 [様式20]、82. 非常勤教員一覧表 [様式21]、14. 授業アンケート、43-1. 「学習成果に関するアンケート」H23.3月卒業生就職先からの回答、43-2. 「学習成果に関するアンケート」H24.3月卒業生就職先からの回答、43-3. 「学習成果に関するアンケート」H25.3月卒業生就職先からの回答、43-4. 「学習成果に関するアンケート」H26.3月卒業生就職先からの回答、43-5. 「学習成果に関するアンケート」H27.3月卒業生就職先からの回答、43-6. 「学習成果に関するアンケート」H28.3月卒業生就職先からの回答、43-7. 「学習成果に関するアンケート」H29.3月卒業生就職先からの回答、43-8. 「学習成果に関するアンケート」H30.3月卒業生就職先からの回答、46. 「学習成果に関するアンケート」H31.3月卒業生就職先からの回答、44. 学習成果マトリックス、19. 教職カルテ、37. 岡山短期大学再課程認定申請書

備付資料-規程集 104. 岡山学院大学・岡山短期大学シラバス作成規則、105. 岡山学院大学・岡山短期大学シラバスチェック規則、106. 岡山学院大学・岡山短期大学シヤトルカード使用規則、116. 岡山学院大学岡山短期大学アセスメント・ポリシー

## [区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

### ＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

幼児教育学科の「卒業認定・学位授与の方針」は以下の通りであり、学生の学習成果に対応し、学則の規定する卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

学位：短期大学士（幼児教育学）

現場に即応する保育者になるため、学科の教育課程（一般教育科目および専門教育科目）の学習を通して科目の単位を修得し、学則に規定する卒業に必要な単位を修得した者に学位を授与する。

卒業認定の際に獲得していることを求める学習成果は次のとおりである。

現場に即応できる保育者に求められる専門的学習成果と社会人・職業人として求められる汎用的学習成果を獲得している（提出-2）。

「卒業認定・学位授与の方針」は、社会的・国際的な通用性を確保するため本学が定めた「学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」の仕組と「卒業認定・学位授与の方針のPDCAサイクル」によって教育の質保証を図っており、その点検を定期的に実施している（備付-規程集 116）。

本学は関係法令などの度重なる法改正に遅滞なく対応を図っている。「卒業認定・学位授与の方針」は、学生が学習成果を獲得したことを認め、短期大学設置基準の卒業に係る法令に対して違反していない。「卒業認定・学位授与の方針」は、「学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」の仕組と「学位授与の方針(DP)のPDCAサイクル」(備付-規程集 116)によって教育の質保証を図っており、社会的（国際的）な通用性を確保している。

### [区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
  - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。

(4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

### <区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

本学の「教育課程編成・実施の方針」は以下の通りである。

#### 専門教育科目の編成と実施

幼稚園教諭二種免許状取得に必要な科目と、保育士資格取得に必要なカリキュラムを編成する。

授業は、専門的学習成果のみではなく汎用的学習成果をも獲得できるように実施する。意欲ある学生に対して図書館司書および社会教育主事任用資格を取得できる科目を編成し、実施する。

#### 一般教育科目の編成と実施

社会生活を送る上で必要な汎用的学習成果を獲得する科目を編成し、実施する。(提出-2)

したがって、「卒業認定・学位授与の方針」に対応している。

幼児教育学科の授業科目は、学生の学習成果を獲得させる「教育課程編成・実施の方針」に即して設定している。

専門教育科目については、幼稚園教諭免許と保育士資格を取得するための高度な専門知識や技能を修得するための講義、演習、実習、学外実習科目がバランスよく配置してある。

一般教育科目については、社会生活を送る上で身に付けておくべき基本的な知識と技能を修得させるために、人文科学、社会科学、自然科学、語学、体育に関する科目を編成している。

尚、平成31年4月から幼稚園教員の免許状授与の所要資格を得るための再課程認定及び指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の変更を行ったので、平成31年度からの幼児教育学科の学生の学習成果と三つの方針等は平成30年度に見直し策定した。<区分 基準Ⅰ-B-3の現状>を参照。

平成30年度は、年間又は学期において履修できる単位数の上限を、学則第10条(2)項で40単位と定めていた。これは、本学の幼児教育学科で取得できる免許資格が幼稚園教諭2種免許、保育士、司書、社会教育主事任用資格であり、このすべてを履修すると1学期に40単位近くになるからである。

第10条1の授業科目の履修を終え、授業時間の3分の2以上出席した学生に対し、試験の上単位を与えるものとする。

但し、卒業論文、卒業制作等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(2) 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するために、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を40単位とする。

(3) 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、(2)の上限を超えて履修科目の登録を認める。

単位の実質化に努力しているとは言えないので、平成31年度から上限を30単位にすることを決定した。

成績評価の方法について、岡山短期大学の科目の単位数は、「学則」第9条で次のように定めている。

1 単位の科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

- イ) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- ロ) 演習については、原則として30時間の授業をもって1単位とする。但し、別に定めるものについては、15時間の授業をもって1単位とすることができる。
- ハ) 実験、実習および実技については、原則として45時間の授業をもって1単位とする。但し別に定めるものについては、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

単位修得のための学習評価は、原則として各学期末に行う定期試験によると学則第10条に定めている。なお、定期試験の受験資格は各科目について3分の2以上出席した者に付与され、それに満たない者は「受験資格なし」と判定される。

また、学習評価は、100点法をもって採点し、80点以上を「優」、70点以上80点未満を「良」、60点以上70点未満を「可」、60点未満を「不可」と定めている。学則施行細則第7条により、定期試験が不可の者に対しては、願い出により再試験を受けることができるようにしている。再試験は一定期間内1回限りとし、再試験による60点以上の得点者はすべて60点の学習評価に止めるとしている。また、定期試験の際、病気その他やむを得ない事情により受験不能であった者に対しては、願い出により追試験を受けることができようとしている。追試験は一定期間内1回限りとし、追試験による80点以上の得点者は、80点の学習評価に止める。また、追試験が「不可」の者の再試験は行わないことを規定している。

在学年数は4年を越えることができない。本学の学則上の卒業の要件は、2年以上在学し、科目の必修、選択および選択必修の区分ごとに、一般教育科目については10単位以上、専門教育科目については37単位以上を含め、合計62単位以上を修得することである。

最低在学年2年次終了時に卒業に必要な単位および単位数を修得できない者は卒業延期とし、更に在学して卒業の要件を満たさなければならないことを定めている。但し、卒業延期による在学の期間は2年以内とし、これを越える場合は退学しなければならないことを規定している。

本学科のシラバスは、シラバス作成規則(備付-規程集104)に従い以下の項目を明示している。

- ・ 授業名等(科目名、授業回数、単位数、担当教員名、質問受付の方法(メールアドレス、オフィスアワーなど))
- ・ 教育目標と学生の学習成果
- ・ 教育方法(授業の進め方、授業形態、予習、復習、テキスト)

- ・ 学習評価の方法
- ・ 注意事項
- ・ 授業回数別教育内容（内容、予習・復習事項、課題など）

幼児教育学科の学習成果を学習マトリックスによって科目レベルに配当して、各授業科目で獲得できるようにしている（提出-8）（備付-44）。

シラバスは、学生に各授業担当者が該当科目のシラバスを印刷・配布するとともに、大学側から CD-ROM 版にしたものを配布することによって学生が自身の受ける授業の内容等について把握できるように努めている。

通信による教育を行う学科・専攻課程は開設していない。

本学の平成 30 年度の「教育課程編成・実施の方針」にしたがい授業担当教員は経歴、業績を基にして短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置し教育課程を実施した。（備付 16-2）（備付-16-3-1）（備付-80）（備付-81）（備付-82）

平成 30 年度は、平成 31 年 4 月から幼稚園教員の免許状授与の所要資格を得るための再課程認定及び指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の変更が全国的に課せられたので、学科 FD 会議も含めて組織的議論を進め、教授会、理事会を経て平成 31 年度からの幼児教育学科の学生の学習成果と三つの方針を平成 30 年度に見直し策定した。＜区分 基準 I-B-3 の現状＞を参照。

**[区分 基準 II -A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### ＜区分 基準 II -A-3 の現状＞

本学の教養教育全体の目的は、学則施行細則第 1 条の「教育課程編成・実施の方針」に示している。すなわち、「社会生活を送る上で身に付けておくべき基本的な知識と技能を修得させるため」である。教養教育の重要性に鑑み、教養演習とキャリアガイダンスの授業科目を開講し、学生全員が受講するように指導している。また、その他の活動でも教養を身に付けるための取り組みを実施している。

教養演習（1 年次前期開講）のシラバス（提出-5）においては、「近い将来、社会人・保育者となる学生に求められる基礎的知識の獲得および汎用的能力の育成」を目指し、目標として具体的には、「①高等教育（本学の教育）について理解させる。②大学生として必要な学習方法、学習姿勢を修得させる。③望ましい学生生活の在り方を理解させる。④有用な社会人・保育者として求められる『社会・対人関係力』『論理的思考力・表現力』を修得させる。」の 4 点を挙げている。このように、本学は教養教育の目的・

目標を明確に定めている。

この教育目標を達成するために、平成 30 年度では授業の進め方を以下のとおり計画していた。

- ・学長も含めた学科の専任教員が授業をオムニバスで担当する。
- ・第 2 回が高等教育に関する認識を深めさせる授業、第 3・4 回が学習方法、学習姿勢を育成する授業、第 5～8 回が望ましい学生生活の在り方を理解させる授業、第 9～12 回が社会・対人関係力を育成する授業、第 13～15 回が論理的思考力・表現力を育成する授業である。
- ・授業は、教員による講義とそれに基づく演習を組み合わせるが、特に演習時間を多く設けている。
- ・毎回の授業後に、学習成果等を記述したシャトルカードを提出させる。
- ・授業の終盤においては、全ての授業内容に関する学習成果をまとめた小論文を作成する。

以上のように 15 回の授業全体にわたって、実に幅広い内容を扱いながら学生の教養を高めるような明確な内容に基づき授業を行っている。

次にキャリアガイダンスである。平成 30 年度は次の教育目標を掲げている。

社会的・職業的自立に向け、学生自らの職業観ないし勤労観を培い、今日の日本社会に求められる資質や能力としての「就業力」を育てていく。毎回講義内容に基づく個人ベースのワークショップもしくはグループワークを通して、主体的に自分のキャリア設計に必要な実践的知識や手法の修得を図る。

すなわち、進路選択という狭義の意味での「キャリア」だけではなく、自分自身の人生全体という広義の「キャリア」という視点によって計画されたものであり、グループワークなどの演習活動を通して、自己を見つめ、今後の自分を描くための知識や技術を身に付けるのである。このキャリアガイダンスも教養演習と同様に実に幅広い内容を扱いながら学生の教養を高めるような明確な内容と授業を行っている。

1 年生は、教養演習とキャリアガイダンスの授業により職業教育の基礎を確立するための教養教育を徹底する。2 年生は、「社会人力強化講座」において、接客マナーと食事マナー（11 月 22 日）、相手に配慮した電話での応答方法（3 月 19 日）を取り入れた。

以上のように、本学は入学した学生が卒業してからも自らの教養を高めていくことができるような内容と実施体制を構築しており、またその維持と発展に努めている。

本学の教養教育は、一方で人間形成としての幅広い内容を扱いながらも、他方で専門科目との連携も図っている。たとえば、教養演習では、自身が大学生として専門科目をはじめとした科目を学び続けていくという視点が重視されている。また、キャリアガイダンスでは広く自身のキャリアについて考えながらも、自身の将来像（とくには「保育者」）を描く際に、専門科目の内容と関連づける必要性が出てくる。その必要性を受けて、キャリアガイダンスでは「専門職」としてのキャリア、キャリア設計など、他の専門科目との関連が図れるように計画している。

次に、他の専門科目の授業においても学生に自身のこれからのキャリアを意識させるような内容もある。例えば、「保育者論」においても「専門職として成長する」ことを扱った授業回もある。卒業予備研究(A)では、目指す保育者像が明確になるように、現場で保育士として活躍している卒業生を招いて講演会を開催している。さらに、認定こども園への見学会を実施して、保育の現場を目にする機会を設けている。

「保育実習指導 I」の授業では、社会人としてのマナーや言葉遣いについても指導している。1 年生の終了時の春休みに 3 日程度、保育所へボランティアに行くことを



小論文「前期の学習成果と今後の課題」

◎各自の総括を 800 字以内にまとめる（制限時間 70 分、横書き、段落分け）

幼児教育学科 1 年（ ）組 学籍番号（ ） 氏名（ ）

(800 字分の原稿用紙)

教養演習の 13～15 回の指導内容を踏まえた小論文を作成しており、教育効果が確認できた。

このようなアンケート等の実施により、教員はすべて教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

**[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### ＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

本学では、入学から卒業まで一貫して保育者になるための職業教育を学科教員全員で継続して推進している。職業教育に対する各教員の役割・機能、分担については、1年生の学年主任教員が1年前期の教養演習の計画と運営の中心となり学科の全専任教員が担当して、社会人・保育者となるための基礎的知識の獲得および汎用的能力の育成を目指す。また1年前期の卒業予備研究(A)ではシラバスで明確になっているように保育所保育士、施設保育士について現職の職員の講話や質疑応答の機会を作り、また認定こども園を見学することを通じて保育士としての職業に関する基礎的学習と同時にその資格取得への意欲を高める。保育所保育士に関しては保育所実習担当者が、学生への説明や外部との交渉に当たるなど分担して運営する。1年生後期のキャリアガイダンスでは、キャリアデザインの基礎理解、人生設計、自己理解などキャリア設計に必要な不可欠な知識・技能を身につける。2年次での保育所実習、施設実習、幼稚園実習の各実習において、学内での学びを各現場で総合的に体験し、保育者として学生が自らの課題を明確にすることが具体的な職業教育となっている。実習終了後の後期には、教員4名が連携して行う教職実践演習の授業において、教職への進路支援を行っている。平成23年度から開講している教職実践演習と平成24年度から開講の保育実践演習を別に設けており、教職実践演習では幼稚園教諭への進路指導を明確にしている。また、各実習担当者間の連携により、実習施設からの評価を確認して学生に自己課題を確認する機会を設ける。専門的学習成果および汎用的学習成果のいずれかに問題が見られる学生には実習担当者が複数で学生との個別面接を行い、問題点と改善策を学生に確認して、保育者としての成長を促す。就職支援の講座では、単に就職試験の合格を得るためではなく、専門職に就職後の姿勢や保育者としての教育を含んでいる。また、保育現場の管理職として勤務経験を積んだ教員が保育職を目指しながらも

不安をもつ学生の相談に応じている。一般職や進学については、上記に含まれない要素を「キャリア支援室」が対応している。

後期中等教育の中で部分的にでも職業への道とその教育についての情報を提供し、短大での職業教育との接続となるよう学科教員は高等学校からの要望があればガイダンスに出むき、出前授業の形態で短大での教育を紹介している。平成30年度は以下の通りであった。

高大接続連携校「特別講座」記録

日時	担当者	講座タイトル	備考
平成30年7月2日(月)	大賀恵子	発達の理解と保育の重要性 (1年生科目「発達心理学」の導入)	保育コース生徒対象
平成30年10月13日(土)	浦上博文	絵描き歌、割り箸鉄砲作り	中学生対象

日時	担当者	講座タイトル	備考
平成30年7月13日(金)	都田修兵	教育原理(第13回目)	会場は本学

日時	担当者	講座タイトル	備考
平成30年7月4日(水)	濱田佐保子	保育の現場での英語活動	

入学後には、中学・高校で職場体験等の経験を経てすでに断片的な知識をもつ学生たちに教養演習、卒業予備研究(A)の授業を通して保育専門職の全体像を明確にするための教育を行っている。また、職場体験などの経験を踏まえて1年夏休みには自主的に保育施設等でのボランティアをするよう指導している。全員ボランティア保険に加入し、個人で保育施設等に依頼してボランティアを行うことにより自発的な学習の体験が円滑にできるよう指導している。

学科教員は、学生の認定こども園見学の引率、各実習の巡回指導、就職先訪問などの機会に現場責任者等と面談し、教員自ら職業教育者の資質(実務経験)向上に努めている。また保育現場の責任者や専門職に従事する卒業生が外部講師として来学する際には懇話会を持ち、職業教育に関する現場の要望や教育内容の過不足についての情報を得る。1年生を引率して5月に認定こども園訪問を行う。2年生の6月後半からの保育所実習、8月後半の施設実習、9月の幼稚園実習には専任教員が計20施設以上を巡回指導する。巡回指導では中四国各地の施設に足を運び、所長・園長や指導担当者と直接会い、施設を見学する。このことによりさまざまな現場を知り、現場からの意見を知ることができる。

平成30年度は、平成29年3月卒業生の就職先を訪問し、雇用主に望ましい資質を尋ねるアンケートを依頼して改善に取り組んだ。卒業生に対しては、卒業時に保育者としての自己評価のアンケート調査を行い、職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組むことを試みた。また、保育専門職に就職した卒業生の就職先に6月から9月の期間中に教員が分担して訪問した。訪問に先立ち、電話で訪問のお知らせとアンケートを依頼した。アンケートは無記名で封筒に入れ、郵送によって回収した。就職先アンケートは一般的な現場の希望の他、職業教育の効果を測定・評価し、改善を図るために有効な内容を聴いた。平成23年度以来、的確な評価を得て効果を測定・評価で

きるアンケート調査を実施している（備付 43-1～8）（備付-46）。

**[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

**<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>**

「入学者受け入れの方針」は、「岡山短期大学幼児教育学科の教育方針」に基づき学則施行細則第 1 章「教育理念および学科の教育目標」第 1 条「教育理念」において、学習成果に対応して「入学者受け入れの方針」を次の通り示している。

本学に入学を希望する人物には、次のような資質・能力を求める。

- ・なりたい保育者像が明確である。
- ・子どもが好きで、心身ともに健康で、何事にも積極的である。
- ・幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を取得し、卒業後保育者として就業する。
- ・本学での学習に必要な一定水準の学力を身に付けている。
- ・体育や図画工作、音楽が好きで、特にピアノについては、基礎技能を身に付けようと努力できる。

「なりたい保育者像が明確である」ことおよび「子どもが好きで、心身ともに健康で、何事にも積極的である」ことは、いずれも専門的学習成果の基礎となるものである。「幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を取得し、卒業後保育者として就業する」ことおよび「本学での学習に必要な一定水準の学力を身に付けている」ことは、専門的学習成果の基礎となるものであると同時に汎用的学習成果の基礎となるものである。「体育や図画工作、音楽が好きで、特にピアノについては、基礎技能を身に付けようと努力できる」ことは、専門的学習成果の基礎となるものである。このように、本方針は、入学後に学生が獲得する専門的学習成果および汎用的学習成果と対応したものとなっている。

「入学者受け入れの方針」は、「学生の学習成果」、「教育課程編成・実施の方針」、「学位授与の方針」を明確に示してどのような学生に入学して欲しいかを明らかにしたものである。したがって入学案内、学生募集要項に示すとともに、本学公式ウェブサイトにおいても「幼児教育学科の学生の学習成果と三つの方針（卒業認定・学位授与、

教育課程編成・実施、入学者受け入れ)」として示している。また、高等学校教員対象の入試懇談会においても資料を配付し、詳しく説明している。特に、学生募集要項(提出-6)には高大接続の観点から次の通り高等学校での学習成果を把握・評価判定するために入試区分との対応を次の通り明確にしている。

学習成果

I. 専門的学習成果

幼稚園教諭として、幼児に信頼される教育環境をつくることができ、幼児の主体的な活動と幼児期にふさわしい生活の展開を促進し、調和のとれた心身を発達させるための遊びと一人ひとりの特性と発達の課題に即する指導ができる能力を育成します。

保育士として、子どもの身の回りの世話や基本的な生活習慣を身に付けさせることができ、集団生活で社会性を養い、心身の健やかな発達を遊びを通して支援でき、保護者への報告や子育てに対する相談・支援ができ、さらには地域と連携の図れる能力を育成します。

II. 汎用的学習成果

社会人として求められる態度、信念、意見、価値、コミュニケーション能力を獲得します。社会人としての責任を果たすために必要な倫理観や価値観、自己管理の能力を、また職業生活や社会生活で必要な情報リテラシーや数量的スキル、人との関わりに必要な論理的思考、自己表現、他者理解、問題解決の能力を獲得します。

アドミッションポリシー

入学者受け入れの方針

本学に入学する人物には、次のような資質・能力を求めます。

- ・自分のなりたい保育者像が明確である。
- ・子どもが好きで、心身ともに健康で、何事にも積極的である。
- ・幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を取得し、卒業後保育者として就業する。
- ・本学での学習に必要な一定水準の学力を身に付けている。
- ・体育や図画工作、音楽が好きで、特にピアノについては、基礎技能を身に付けようと努力できる。

入試選抜は、高校教育と短期大学教育の接点です。高大接続は、学力の三要素(「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」)を踏まえた多面的・総合的な入試選抜をとることが重要です。「知識・技能」「主体性・多様性・協働性」の判定は、高等学校の内申書を重視します。「思考力・判断力・表現力」の判定は、自己(A0)推薦選抜では自己推薦書とA0面接の結果、特別推薦選抜(指定校)では高等学校校長先生による高等学校校内選抜後の推薦書と特別面接、一般推薦選抜では口頭試問形式の面接の結果、一般試験選抜では本学が独自に作成した試験問題の結果で行います。

入学者選抜にあたっては、「入学者受け入れの方針」に対応した方法を用いている。自己(A0)推薦選抜においては、書類(自己推薦書・調査書)審査および面接により、本方針の全項目について総合的に評価している。特別推薦選抜(指定校)においては、出身高等学校長が「卒業後保育者として働く意欲がある」、「人物・学力を特別に優秀と認め推薦した者」で「全体の評定平均値が3.0以上の者」を、書類(特別推薦書・調査書)審査および面接により、本方針の全項目について総合的に評価している。一般推薦選抜においては、出身高等学校長が「人物・学力の適性を適切と認め推薦した者」で「全体の評定平均値が3.0以上の者」を、書類(一般推薦書・調査書)審査および面接により、本方針の全項目について総合的に評価している。一般試験選抜においては、国語総合・現代文Bあるいはコミュニケーション英語I・IIのいずれかの科目の学力試験により、本方針の「本学での学習に必要な一定水準の学力を身に付けている」の項目について評価している。

高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定している。すなわち学生募集要項において自己(A0)推薦選抜、特別推薦選抜(指定校)、一般推薦選抜、一般試験選抜I期・II期・III期・IV期について詳細に示している。加えて本

学公式ウェブサイトにおいて、「幼児教育学科の学生の学習成果と三つの方針（学位授与、教育課程編成・実施、入学者受け入れ）」に関する PDF ファイルを公開している（提出-4）。学科教員は、入試懇談会や高校訪問等の場で高等学校教員に対して説明するとともに、進学ガイダンス等の場で本学への進学を検討する高校生に対して説明している。

入学者選抜は公正かつ適正に実施している。すなわち各選抜試験ののち速やかに入試管理委員会を開催して合否判定案を作成し、その結果を教授会に報告して意見を聞いたのち学長が合否を決定している。

授業料、その他入学に必要な経費を入学案内、募集要項に明示している。

入試事務室は、受験生に対して受験手続きを分かりやすくするための名称であり、実際は総務課長を長として学務課教務係および学生係、経理課会計係およびその他関係部署課員で役割を担っている。入試事務室は、学生募集要項の印刷、願書の受付、入試問題の印刷・管理、合格発表、入学手続きなどの業務を担っているほか、受験生からの質問へ応答も行っている。選抜当日においては、全教職員の協力のもと、厳正かつ公正な試験運用が行われているが、不測の事態として疾病者に対し、別室での受験室確保などの配慮も行っている。

電話や電子メールにより受験希望者・保護者から様々な問い合わせがあるが、その対応は入試事務室が適切に行っている。入試事務室は広報および学生募集の業務を担っているほか、受験生からの質問へ応答も行っている。

本学教員が毎年7月と9月に学生募集のための高校訪問を行う。7月は150校、9月は155校を訪問した。平成30年度から面談者から本学の教育内容について意見を聴いて報告するようにした（備付-41）。

#### [区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

#### <区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

学習成果は下記のとおり具体的で、将来保育者になった時に現場で要求される力である（提出-2）。

##### I. 専門的学習成果

幼稚園教諭として、幼児に信頼される教育環境をつくることができ、幼児の主体的な活動と幼児期にふさわしい生活の展開を促進し、調和のとれた心身を発達させるための遊びと一人ひとりの特性と発達の課題に即する指導ができる能力を育成します。

保育士として、子どもの身の回りの世話や基本的な生活習慣を身に付けさせることができ、集団生活で

社会性を養い、心身の健やかな発達を遊びを通して支援でき、保護者への報告や子育てに対する相談・支援ができ、さらには地域と連携の図れる能力を育成します。

## Ⅱ. 汎用的学習成果

社会人として求められる態度、信念、意見、価値、コミュニケーション能力を獲得します。社会人としての責任を果たすために必要な倫理観や価値観、自己管理の能力を、また職業生活や社会生活で必要な情報リテラシーや数量的スキル、人との関わりに必要な論理的思考、自己表現、他者理解、問題解決の能力を獲得します。

シラバスでは、科目レベルの各科目の学習成果が明記されており、その内容は各授業担当者が第1回の授業時に1時間をかけて学生に対して説明している（提出-8）。

学習成果は下記のとおり「教育課程編成・実施の方針」および「卒業認定・学位授与の方針」によって獲得できるので、短期大学の在学期間の2年間で獲得可能である。（提出-2）。

### ○教育課程編成・実施の方針

#### ・専門教育科目の編成と実施

教育職員免許法および同法施行規則において幼稚園教諭二種免許状取得に必要な科目と、児童福祉法および同法施行規則において保育士資格取得に必要な科目をコアカリキュラムとして編成し、授業時間割においても同教員免許状および同資格の両方を取得できるよう実施する。

特にコアカリキュラムの科目の授業においては、専門的学習成果のみではなく汎用的学習成果をも獲得できるように、授業計画および学習評価に組み込む。

#### ・サブカリキュラムの編成と実施

学習に意欲のある者に対して図書館司書および社会教育主事の任用資格に関する科目を編成し、実施する。

#### ・一般教育科目の編成と実施

幼稚園教諭二種免許状および保育士資格を取得するために法令で規定されている科目を含んで社会生活を送る上で身に付けておくべき基本的な知識と技能を修得させるために、人文科学、社会科学、自然科学、語学、体育に関する科目を編成し、全ての学生に対して在学中10単位必修として実施する。

### ○卒業認定・学位授与の方針

#### ・短期大学士（幼児教育学）の学位授与の方針

現場に即応する保育者になるため、学科の教育課程（一般教育科目および専門教育科目）の学習を通して科目の単位を修得し、学則に規定する卒業に必要な単位を修得した者に学位を授与する。

#### ・卒業認定された学生の学習成果

現場に即応できる保育者に求められる専門的学習成果と社会人・職業人として求められる汎用的学習成果を獲得している。

学習成果の測定に関しては、学科教員FD会議を行い、その方法について検討してきた。また汎用的学習成果の測定に関しては平成30年度のシラバスの作成に際して、測定可能性と妥当性の観点から、分担する汎用的学習成果を修正した新たな学習成果マトリックスを作成した（備付-44）。その結果を踏まえて、汎用的学習成果の測定可能性についても専任教員間で検討を重ね、＜区分 基準Ⅱ-A-2の現状＞に示す通りシラバスに反映させた。また非常勤教員に対しては、毎年年度末に行われる幼児教育学科授業担当教員（専任教員・特別専任教員・非常勤教員）会議において学習成果マトリックスにより担当授業での学習成果の獲得をシラバスに反映させるよう打ち合わせ全教員で共有している。シラバスは平成29年度に総点検を行い、各授業科目に配当されていることを確認した。平成30年度は前年度の指摘について改善を確認した。

教員は、日々の授業における学習成果の測定と記録により、学生の学習成果の獲得状況を把握し、一層の向上・充実を図っているので学習成果は測定可能である。

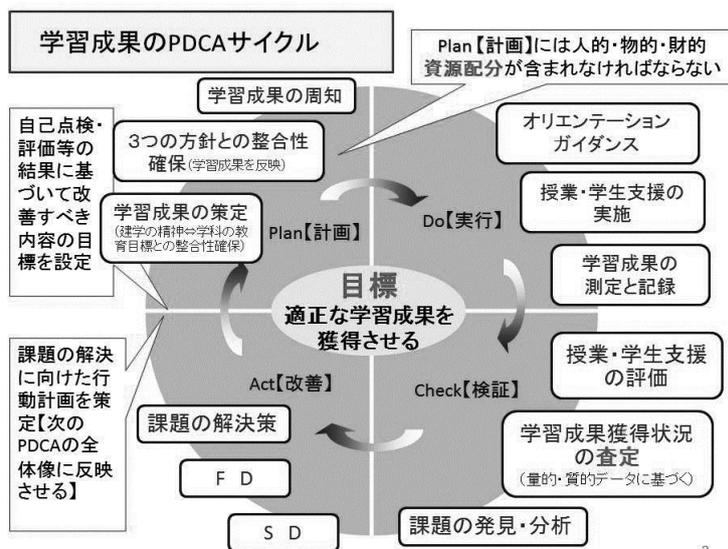
学習成果の測定可能性については、学習成果を量的・質的データとして収集し、そのデータを分析・解釈して顕在化することで判定する必要がある。本学では、「建学の精神」に基づく「教育目的・目標および学習成果」を明確にし、学内外に対する説明を続けている。

学習成果を改善するための査定として、「アセスメントポリシー」に基づいた「査定サイクル」を有しており、「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」等について、PDCA サイクルに基づいた査定を行っている。

学習成果を獲得させるために、三つの方針のもとに「学習成果を基にした教育の方法、実践」を行い、その結果について「査定：証拠の収集、分析」と「査定結果の所見：証拠の解釈」の部分で事実に基づく量的・質的データを収集し、学習成果の獲得状況について分析を行う。

この査定の仕組みは1年間でサイクルを継続していくが、日常的には授業や活動の記録情報の収集に努め、 Semester 毎に行う「チェックシート」(備付-規程集 105) による授業アンケート結果によって PDCA を回していく構造になっている。

【学習成果の PDCA サイクル図】



「PDCA の作業工程」は以下のとおりである。

- Plan は学習成果の策定（前年の課題解決策を反映したシラバス作り）、学生への周知（第1回授業）
- Do は授業の実施、学習成果の記録・測定（小テスト、提出物、シャトルカード）
- Check は評価、査定、課題発見・分析（CA シートの作成）
- Action は課題解決策の策定（FD による相互助言）

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業

績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。

- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

### ＜区分 基準Ⅱ-A-7の現状＞

教授会は卒業認定会議および単位認定会議において GPA 集計表を用いて成績評価など学習の結果について分析を行い学生の学習の状況を共有している。学科では学則施行細則に明確に示すとともに学習成果達成度の測定に GPA 制度を設けている。授業科目の学習評価は、100点法をもって採点し、80点以上を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可としているが、それだけでは学生の学習成果を可視化できないので学則施行細則第7条(5)に示す通り、成績評価に GP（グレードポイント）を用いて学生の学習成果を目の当たりにできる形にしている。GP は授業評価に対して優を4、良を3、可を2、不可を1とし、出席時間数が足りず受験資格なしとなったものを0としている。この GP は学期ごとに平均値、GPA（グレードポイントアベレージ）を算出し2年間にわたって総合的な成績の歩みを評価するほか、奨学生の審査や休学・退学者など様々な場面での学生の評価・分析に使用している。

平成26年度より学習成果の可視化へ向けた取り組みの一環としてルーブリックを用いている。教職科目においては学生個人々の教職カルテを作成し、2年間にわたって養成校で学んできた学生の学習成果の歩みを評価している。2年前期の実習等の評価により、幼児の指導場面において自己発揮が十分にできなかった学生、園での業務において対人コミュニケーション力が十分に発揮できなかった学生、チームとしての行動がうまくできなかった学生がいるので、2年後期授業「教職実践演習」において実践的な場면을演習で想定し、ルーブリックを使って評価するなど教育内容・方法の改善を図り、卒業・就職に向けて確実な学習成果の獲得につなげるようにしている（備付-19）。

学生調査は「学生生活アンケート」、卒業年度の2月あるいは3月には「卒業生アンケート」を実施している。本学には同窓会があるが同窓生の現住所・身分・職業等に関する組織的調査は個人情報などの問題もあって近年行っていない。雇用者への調査は新卒者を対象に就職先訪問を実施し「学習成果に関するアンケート調査」を継続して行っている。この訪問の本来の趣旨はいわゆる卒業生対象の職場訪問でなく、あくまで雇用主を対象とする訪問であり、採用学生が現場で「専門的学習成果」「汎用的学習成果」をどのくらい発揮しているかを調査する目的である。このデータを保育職養成に役立てている。

インターンシップについては企業だけでなく自治体からも勧誘があるが、保育者の養成校という性格上、保育所・施設・幼稚園でのボランティアやアルバイトを勧めている。

留学希望者はいない。

大学編入について。本学の場合ほぼ全員が就職希望と言って良いが、稀に四年制大学への編入希望者が出る。短大で学ぶうちに意識が高まり四年制大学でより高度な勉強がしたいと思うようになった者もあり、ひとつの学習成果と言える。教員がその都度寄り添って対応している。

休学者・退学者について。在籍率、卒業率など量的なデータは当然管理しているが、「当該学生はなぜ休学や退学に至ったのか」という質的なデータが休学・退学を減らすためには重要であり、詳細に事情聴取して休学者・退学者を一人でも減らすことに役立てている。

学生による授業アンケートは重要なデータであり、全ての授業・教員に関して遺漏なく実施し、学生限定のサイトに公表している。特にアンケートの自由記述欄の授業の進め方や教員の学生への接し方に関する苦情が学習成果にも影響があると考え、拾い上げに勤め、FD ワークショップにおいても研究発表項目に取り上げている（備付-16-1）。

#### [区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

FD 活動の一環として毎年継続して「就職先訪問」を実施している。訪問期間は2年生の実習と重なる6月から9月までの間に実施している。専任教員全員で手分けをして中四国を中心に民間幼稚園・保育所・こども園・施設・療育など保育者として専門職に就いている卒業生の就職先に直接足を運んでいる。公立の幼稚園・保育所・こども園・施設等は公平平等の建前から特定の養成校の訪問に難色を示されるので実施していない。訪問の際には「学習成果に関するアンケート調査用紙」を持参し、10月末までの返送を依頼している。訪問翌日には更にアンケートの返送を念押しして回収率を高めている。訪問終了後には卒業生の勤務ぶりや先方からの評価を簡単に報告書にして学科に提出すること、アポイントを取る際に「既に離職していることが判明した場合」や「勤務状況について苦言があった場合」等は速やかに就職担当教員に報告し対応すること、卒業生への面会を主目的としたものではないため園長等から勧められない限り強引な面会は避けること、先方の勧めに応じて臨機応変に対応し長々話し込むことのないよう十分に配慮すること等を学科として取り決めた上で実施した。訪問の際に卒業生の勤務の様子を伺って記録できる上に、アンケートで詳細なデータを得ることによって卒業生の学習成果に関して内容の濃い評価が可能となり、在学生の授業や活動など日常的な教育への取り組みに還元されるものは非常に大きい。

聴取データによる学習成果の点検について。「就職先訪問」を学科のFD活動として取り組むことによって、学科や各教員の課題を共有できるとともに、保育者養成校教

員としての意識強化を図ることができ、今後の教育内容・方法の改善に繋げるために有効に活用できている。平成 30 年度の調査結果の概要は以下のとおり。

専門的学習成果は、15 の質問の内、12 の質問の回答率が昨年度より増加した。  
最も高かったのは「子どもを温かく受容している」が 89.1% (昨年 87.0)、次いで「豊かな感性と愛情をもって子どもと関わっている」が 78.3% (昨年 69.6) でありいずれも昨年度よりも増加した。  
最も回答率が低かったのは「家庭における生活の実態を把握している」が 45.7% (昨年 43.5) であり、今年度も 5 割を切った結果は、新人にとっては、家庭の実態把握は難しい課題であることを示唆している。次いで「それぞれの年齢にあった遊びを計画している」が 47.8% (昨年 50.0%) と昨年より低下している。  
「子どもの当該年齢の発達課題を理解している」は 54.3% (昨年 39.1) と激増しており、今後の課題とされた「子どもの当該年齢の発達課題を十分に理解すること」が学習成果において劇的に改善されており、教師の教え方と学生の吸収の仕方が良かったことがわかる。  
汎用的学習成果は、一昨年度は 10 項目中 9 項目の回答率が減少するという結果であったが、昨年度は 10 項目中 8 項目の回答率が増加し、本年度も同様であった。  
特に高い増加率は「自己の体調管理」87.0% (昨年 78.1)、「仕事への熱意」76.1% (昨年 65.2) 「子どもの手本」60.9% (昨年 47.8) で、ともかくも自分のことができている、自律創生の精神が発揮されているようで喜ばしい。毎年心配している大切な項目「正しいマナーを身につけている」は昨年を維持し 73.9% (昨年 73.9) であった。  
各教員の日頃の指導に加え、社会人力強化講座の指導が有効であったものとする。汎用的学習成果が現場から一定の評価を受け、殆どの項目で回答率が増加したことは、就職先訪問およびアンケート調査の結果に基づいた学科 FD 活動の成果が表れ始めている結果として評価できる。  
上記のように全体としてポイントが上がり続け、人材として未熟であっても温かい目で育てて下さっていることがわかる反面、自由記述を見ると「専門的学習成果」「汎用的学習成果」として気になる意見が年々増えていると感じる。  
一部の学生ではあるが専門的学習成果では「遊びの研究」「ピアノの技量」「楽典の知識」「歌唱力」に劣る学生、汎用的学習成果では「仕事への意欲」「職業倫理」「人間的信用性」「身だしなみ」「マナー」に劣る学生を少なからず卒業認定して就職させているということが現場から指摘されているのであるから学位授与の方針&卒業認定(ディプロマポリシー)と無関係では無くなる。授業、学習支援、学生生活支援等で対応可能と思われるので改善に向けて取り組む必要がある。

### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

教育課程は「卒業認定・学位授与の方針」に対応したうえで体系的に編成しており、「単位の実質化」を課題として取り組んでいる。教職課程をおく本学は授業を体系的に編成しているため短期大学における卒業単位の 62 単位を大幅に上回る単位を取得して卒業することとなり、年間を通してかなりの授業が実施される。単位の実質化が課題となるが CAP 制を敷くなど課題解決のために教育課程の改善をしていくことに努めている。法律や法令などの改正に対応した教育課程の再編はもちろんのこと、単位の実質化がなされるよう不断に取り組む姿勢で組織的運営に取り組んでいる。

さらに組織的運営によって単位の実質化を実現するために各授業における評価をどのように行うかについて各教員が責任をもって考えることを課題としている。各授業の計画(シラバス)についても不断の改善の取り組みを課題としている。

授業改善に関しては FD 活動の中核であり、今後も学生による授業アンケートを継続的に実施することにより、学生による授業評価を通して保育者養成校教員としての資質向上を図り、次年度以降も FD 活動を継続的に実施するとともに、さらなる FD 活動の強化を行う。

教員相互による授業評価や評価方法について検討を重ねることにより、授業や教育方法の改善の強化を図り、PDCA サイクルに基づいて、学生の授業に対する満足度の向上および学習実態の把握をより一層進める。

クラスメンターを中心に、学生に対して細やかな履修指導を行っており、学生からの質問にも随時対応すると共に、必要に応じて面談を行う他、電話やメール等も利用して再々の個別指導を実施している。また、自らの授業における学生の出欠について、学科教員相互で現状を伝え合うことにより、情報を得たメンターは、欠席が目立つ学生に対して早期に働きかける体制が確立しており、このシステムにより学生に対する履修および卒業に至る指導の強化を図っている。平成30年度は1年生全員が休退学することなく2年生へと進んだが、2年生は途中で休退学者が出たので今後は対策強化にさらに取り組まなければならない(備付-16-1)。

次年度以降も「就職先訪問」を実施し、聴取した結果をもとに学科全教員で学習成果の点検を実施することによって教育の質保証を図っていく。具体的な「ねらい」としては卒業生が保育者という職業に誇りを持って継続的に働くことができ、在学生在が将来への希望と強い意志を持って専門職就職を目指すことができるように学科全教員が協同して学生を指導していく。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

教育課程について平成30年度において中央教育行政(文部科学省及び厚生労働省)より教職課程・指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の改正が実施されたために、再課程認定が実施された。

この再課程認定によって本学の教育課程はこれを大きく編成し直すこととなった。その際には学長を中心に教育課程編成を実施し、文部科学省及び厚生労働省より、それぞれ認可がおりている(備付-37)。

#### [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

##### <根拠資料>

提出資料 2. 学生のしおり【平成30(2018)年度】、3. 入学案内【2019】、6. 学生募集要項【平成31(2019)年度】、10. 入学案内【2018】、11. 学生募集要項【平成30年度】、12. 推薦書及び志願票等一式【平成30年度、平成31(2019)年度】(一般推薦選抜、一般試験選抜用)、13. 推薦書及び志願票等一式【平成30年度】(特別推薦選抜用)、14. 推薦書及び志願票等一式【平成31(2019)年度】(特別推薦選抜用)

備付資料 27. 学生生活アンケート【平成30年度】、46. 「学習成果に関するアンケート」H31.3月卒業生就職先からの回答、28. 卒業生アンケート【平成30年度】、47. 入学手続き書類、48. 入学前学習綴【平成30年度】、49. 履修指導資料(単位修得状況一覧表)【平成30年度】、50. 学生個人台帳、51. 進路一覧表【平成28年度】、52. 進路一覧表【平成29年度】、53. 進路一覧表【平成30年度】、54. GPA【平成30年度】、14. 授業アンケート、56. 学生募集要項【平成31(2019)年度】、5. 岡山短期大学シラバス【平成30年度】、36. 授業改善C&Aシート、16-1. 本学公式ウェブサイト「12月25日(火)岡山学院大学・岡山短期大学平成30年度FD・SDワークショップ実施報告」<https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/01/h301225FDSD.pdf>、

22. 幼児教育学科授業担当教員会議配布資料、6. オリエンテーション日程表【平成 30 年度】、23. 平成 30 年度 SD 会議議事録①、24. 平成 30 年度 SD 会議議事録②、59. 新年度準備会議議事録【平成 31 年度】、60. 岡山短期大学教授会議事録【平成 30 年度】平成 31 年 3 月 14 日（木）、62. 採点表【平成 30 年度】、63. 採点エビデンス【平成 30 年度】、64. 図書館特設コーナー写真、65. 購入希望資料申込書【平成 30 年度】、66. 図書購入リスト【平成 30 年度】、67. 業務日誌【平成 30 年度】、68. 製作品展示写真、69. ノートパソコン貸出リスト【平成 30 年度】、70. 平成 30 年度学友会 クラブ・ミーティングルーム・顧問、71. 幼児教育学科新入生オリエンテーション説明資料【平成 30 年】、72. 補習指導実施記録【平成 30 年度】、34. 平成 30 年度岡山短期大学幼児教育学科事務分掌、73. 子どもといっしょに運動会・発表会資料綴【平成 30 年度】、74. 児童文化部活動記録、75. 「保育実習指導 I」春休みボランティア資料【平成 30 年度】、76. 社会人力強化講座日程表【平成 30 年度】、77. 公務員試験対策講座日程表【平成 30 年度】、78. 新入生歓迎行事「桜有会」資料、79. 保護者懇談会資料

備付資料-規程集 なし

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
  - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
  - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
  - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
  - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
  - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
  - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。

- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

教員は、「卒業認定・学位授与の方針」が達成できるよう「教育課程編成・実施の方針」に即した担当科目の教育を行っている。また、「学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」の仕組と「授業改善の PDCA サイクル」を稼働させるために、担当科目に「卒業認定・学位授与の方針」に即した学習評価の方法を設定しシラバスにも記載してある（備付-5）。

教員は、基準Ⅱ-A-1 で示した「卒業認定・学位授与の方針」が達成できるよう基準Ⅱ-A-2 で示した「教育課程編成・実施の方針」に即した担当科目の教育を行い、また、基準Ⅰ-B-3 で示した「学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」の仕組と「授業改善の PDCA サイクル」を稼働させるために、担当科目に「卒業認定・学位授与の方針」に対応した成績評価基準を設定し、各教科のシラバスには学科 FD 会議で検討した学習評価の方法が記載してある（備付-5）。本学ではシラバスは CD-R に焼き付けて学生に配付すると共に、各授業の初回をオリエンテーションとしてシラバスの詳細を説明した上で 15 回まで授業を行う。教員は、小テストの実施や課題、レポート、受講状況、出欠状況等により、日々の授業を通して学生の学習成果の状況を査定し、PDCA サイクルに基づいて専門的・汎用的学習成果の向上を図ることを実践している。本学教員はシラバスに示した学習評価の方法により学習成果の獲得状況を評価している。

教員は日々の授業における学習成果の測定と記録により、学生の学習成果の獲得状況を把握し、学習成果の獲得に向けて改善・充実を図ることの重要性を十分に認識している。学生に適正な学習成果を獲得させるための査定を行うと共に、分析結果をフィードバック情報として活用することにより、学生の学習成果の状況の把握と共に、一層の向上・充実を図っている（備付-36）。本学教員は学習成果の獲得状況を適切に把握している。

本学では授業終了時に学生による授業アンケートを実施し、集計結果を学内限定のウェブサイトで公表している（備付-14）。平成 27 年度までは本学公式ウェブサイトで公表していたが、平成 28 年度から学内限定とした。

教員は集計結果を自己評価するとともに授業参観後の教員相互による評価結果も含めて学科 FD 会議で授業改善を図っている。平成 30 年度は以下のとおり授業参観を行った。

授業日	授業名	授業概要	参加者
授業参観①	青少年問題と社会教育(社	第 10 回 若者における現代的郷土愛の醸成	2 名

11月9日(金)	教)	②(若者の SNS 発信と地域間交流)。青少年教育における古典的テーマである「郷土愛」に関する最新の社会教育の動向を実践しながら学ぶ。	
授業参観② 11月15日 (木)	相談援助	相談援助を実践する上での傾聴技術を学ぶために、行動レベルの傾聴技術(例、うなずき、相づち等)を紹介する。	2名
授業参観③ 11月22日 (木)	英語(B)	・助動詞を習得する。 ・グループ活動を通じて、保育の現場での英語指導力を養う。	2名
授業参観④ 12月11日 (火)	言葉(保育内容)	幼児の言葉を育むために必要な「保育者の援助」(その6)「言葉遊び」の実習に向けた準備(指導案作成など)によって、その知識・技能を修得する。	2名
授業参観⑤ 12月12日 (水)	表現I(B)(保育内容)	①実技試験その2 作品発表および作品鑑賞・相互評価を行う。 ②フィードバック資料として VTR 撮影を行う。	1名 (予定 は2名)

授業参観後はシラバスとの整合性、授業内容、指導方法、学生の受講態度への対応の仕方等についてセッションを行い、参観した教員は課題を指摘して伝え、授業を行った教員はそれに対して改善計画を作成し、情報共有と協力体制を敷いている(備付-16-1)。このように本学教員は学生による授業アンケートの結果を参考にして授業改善に活用し、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

本学は Semester 制を実施しているため、各教員は前・後期それぞれ 15 回目の授業で学生による授業アンケートを実施し、その集計結果は学内限定の学生専用のサイトで公表されている。各教員はアンケートの集計結果をもとに自己点検を行うとともに、学科 FD 会議において教員相互で評価し合い、評価の結果は次年度のシラバスに反映される(備付-36)。平成 30 年度の授業は、平成 29 年度の学生による授業アンケートに対する学科 FD 会議および全学 FD ワークショップの内容を反映させた上で、授業改善を実践する形で行われている。本学では教員相互による授業参観を行っているが、学科 FD 会議において評価結果と合わせて指導方法や指導内容の改善点を話し合い、さらに全学 FD ワークショップにおいてそれを発表し、教授能力の向上および養成校教員としての自覚の強化を図った。また専任教員・特別専任教員間だけでなく、昨年度に引き続き本学科の授業を担当する非常勤教員、岡山学院大学の兼担当教員を交えた会議も開催し、本学の保育者養成に関わる全教員が本学教育方針を理解し学習成果の向上を目指すよう態勢作りを行っている(備付-22)。このように本学教員は教育目標の達成状況を把握・評価している。

本学では各クラスにクラスメンターを配置している。クラスメンターは学生の学習上の相談全般に当たり、学生に対して授業の履修指導から学習支援・学生生活支援など入学から卒業に至るまでの指導を綿密に行っている。学生は日常の学習・進路等に不安が生じた時もまずクラスメンターに相談する。休退学にかかわる相談の際にはクラスメンターが調整し、本人・保護者または保証人・学年主任・クラスメンターで四者面談を実施して支援する。「学生のしおり」の「2. 学則施行細則第 6 章・第 7 章」において、欠席届はクラスメンター経由で学務課教務係に、忌引の場合はただちに学

務課教務係に、休学・退学・復学等の願いは四者面談を経てクラスメンター経由で学長に提出することになっている。欠席届にはクラスメンターの印鑑をもらってから提出することになっているので、クラスメンターにとっても学生とコミュニケーションを図って指導するよい機会となっている。学生の履修登録票はクラスメンターが1枚ごとに点検し、取りまとめて学務課教務係に提出するので、クラスメンターは学生個々人の学習状況を把握しておらねばならない。クラスメンターと教務助手は学期ごとに履修簿通知表を読み上げてパソコンに入力し、学生個々人の単位修得状況を綿密にチェックしている（備付-49）。「学生のしおり」の「3. 科目履修要領」に、科目履修登録制として次の様に記している。

1. 履修登録は学期ごとに、前期初め（4月）に前期科目を、後期初め（9月）に後期科目を行う。
2. 学生は授業時間割にある科目を授業開始日より第1週第1回目を受講し、科目のシラバスにより説明を受ける。
3. 第1週第1回目の授業に出席しないと、以後の履修に支障を来たすので必ず出席すること。
4. 学生は第2週が終了するまでに科目履修登録票をクラスメンターに提出する。
5. クラスメンターは履修登録票確認の後、学務課教務係へ提出する。
6. 学務課教務係は、第3週でコンピュータ登録を行い、各学科の学生履修登録票を学科主任教授に提出する。

学生の履修簿通知表は学務課教務係からクラスメンターに手渡され、学生個々人の学習状況を点検したうえ、学期ごとのオリエンテーションにおいてクラスメンターから学生に直接手渡されるので行き届いた学習指導ができる（備付-6）。新入生に対しては、入学式後のオリエンテーションにおいて、保護者も交えた場で履修および卒業に至るまでの重要事項について説明し、さらに翌日からのオリエンテーションにおいて前期履修科目に対する詳細な指導を行っている（備付-6）。また後期オリエンテーションにおいて履修科目に対する指導を行うと共に、個人面談を実施し、その際に履修簿通知表を使って個別指導を行っている。2年生に対しても、各期オリエンテーションにおいて全く同様の個別指導を実施している。このように教員は学生に対して履修から卒業に至る指導を直接かつ綿密に行っており、学生の学習成果の獲得に向けて責任を果している。

なお、岡山短期大学幼児教育学科は教育職員免許法別表第1備考第5号イ及び同法施行規則第21条の規定により、平成31年4月から教育課程を変更する幼稚園教員の免許状授与の所要資格を得るための再課程認定申請が平成30年度に終了した。また、同時に、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法（平成13年厚生労働省告示第198号）の一部改正に伴い、修業教科目及び単位数並びに履修方法を変更し、「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の一部を改正する件」（平成30年厚生労働省告示第216号）に基づき、再課程認定申請中の教育課程と一体化させた教育課程を編成し、平成31年4月1日付で学則を変更した。従って平成31年度からの教育課程編成についての学科教員における共通理解は重要であり、保育者養成課程に関する教員間の理解、教員と学務課とで行う開講時間・授業回数などの確認をさらに強化する。

事務職員は、SD会議で学習成果と三つの方針について共通の理解を図り、それぞれ

の所属部署において学習成果の獲得のための支援を行っている（備付-23）（備付-24）。

事務職員は、本学の在学学生および卒業生の就職状況なども教職員会議やSD会議をとおして認識を深めているので学科の教育目標の達成状況を把握している（備付-23）（備付-24）（備付-59）。

事務職員は、SD会議で履修の方法や卒業要件など学則および学則施行細則を理解しているので学生に対して支援できる（備付-23）（備付-24）。

事務職員は学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。各学期末に行う単位認定会議終了後に認定された科目が入った履修簿及び単位修得並びに成績証明書を学生一人一人出力しすべて保存している。また、履修簿及び単位修得並びに成績証明書作成に根拠となる採点表も学期ごとにすべて保存している。採点表は開講している科目の最終評価点が記載されているものであり、永久保存している（備付-60）（備付-62）（備付-63）。このように本学の事務教員は学習成果の獲得に向けて責任を果している。

図書館では学習向上のための支援として、新入生に対してオリエンテーション期間中に教室でパンフレットを配布して説明し、さらに学内ツアーでは図書館において幼児教育学科の学生に特に利用が多いコーナーの紹介を実際の位置を示しながら説明している。

図書の貸出期間は通常2週間であるが、学生の実習中や長期休暇中はそれらの終了後に返却するよう貸出期間を延長し、学生生活に合わせて柔軟に対応している。実習前には、実習に役立つ資料を展示することによって学生の目にとまりやすくしている（備付-64）。

平成30年度も例年と同じように幼児教育学科学生には絵本・紙芝居の貸出が多かった。また「教育原理」の授業のレポートに関する問合せ、「社会福祉」の授業の提出課題に関して新聞を利用する問い合わせ、「保育内容」の授業に関連して生活習慣の身に付け方に関する問い合わせなど授業に関係する問い合わせがあり、適切に照会した。平成29年度と同様に教員が授業で学生へ推薦している図書のリストを入手したことにより、特設コーナーを設け、幼児教育学科の学生への利用の促進につなげた（備付-64）。他にも学生から購入希望資料の申し込みがあった場合、その図書を購入所蔵し貸し出している。平成30年度は26件の購入希望資料申込があり、そのうち幼児教育学科の学生の希望は11件で、11件すべての図書を購入所蔵した（備付-65）（備付-66）。

図書館の通常開館時間は平日9時～17時30分であるが、利便性を向上させるために授業期間中には延長開館を行い、19時まで開館している。土曜日は9時～12時開館と9時～13時10分開館を隔週で行っている。1階の第一閲覧室は、11時30分～14時30分のランチタイムには飲食可能としている。他にも授業で幼児教育学科学生が制作した作品を図書館内に展示し、次年度の学生が制作の参考にするようになった（備付-67）

(備付-68)。

図書館内でノートパソコンの貸出しを行っており、プリントアウトも可能となっている。主にインターネットとレポート等の文書・表作成のために利用されており、平成30年度のノートパソコンの利用者数は延べ76人であった(備付-69)。

学生はレポート作成などに情報処理教育センター(D棟)のフロアコンピュータおよび図書館のノートパソコンを日常的によく利用している。教員や事務職員も寄り添って学習支援を行っている。

学生は学内LAN OWCNETへのイーサネット接続及び無線LAN接続が利用できる環境にあるので個人PCの接続申請をするように促している。

教職員は授業や学校運営に積極的にコンピュータを活用している。授業においても視聴覚機器やコンピュータ教室を十分に活用している。また教職員は各自で教育課程および学生支援を充実させるためにコンピュータ利用技術の向上を図っている。このように本学の教職員は学習成果の獲得に向けて責任を果している。

#### [区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

#### <区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

本学は入学手続き者に対して入学前にも学習・学生生活に関するオリエンテーショ

ンを実施している。平成 31 年度入学予定者を対象に以下の入学前指導を実施した（備付-48）。

【ピアノ技能の養成】

1. 「バイエル 10～40」の練習（全員対象）
2. レッスン・相談（希望者対象）

①	9月	8日	(土)	10:50～
②	9月	15日	(土)	10:50～
③	10月	6日	(土)	10:50～
④	10月	13日	(土)	10:50～
⑤	11月	10日	(土)	10:50～
⑥	11月	17日	(土)	10:50～
⑦	12月	1日	(土)	10:50～
⑧	12月	8日	(土)	10:50～
⑨	1月	12日	(土)	10:50～
⑩	1月	19日	(土)	10:50～
⑪	2月	2日	(土)	10:50～
⑫	2月	9日	(土)	10:50～
⑬	3月	2日	(土)	10:50～
⑭	3月	9日	(土)	10:50～

特別講座（希望者対象）

特別講座の種類	概要	実施日
特別講座(1) 保育の表現講座	「子どもたちを惹きつけられる保育って？」 表現活動に係る教材を用いて、豊かに展開できる保育の表現技術を体験しましょう。	12月9日(土)
特別講座(2) 敬語力アップ講座	「あなたの敬語は？」 保育職を目指す上で学んでおきたい敬語の使い方を一緒に学びましょう。 ・簡単な問題で敬語力をチェック！ ・実際の場面を想定して敬語の実践！	1月13日(土)
特別講座(3) 心理入門講座	「相談されたとき、あなたはどうか対応する？」 日常生活の中で何気なく見ている風景、人の仕草に少しでも気持ちを傾け、「自己認知」演習しながら一緒に考えましょう。	1月20日(土)
特別講座(4) 保育の入門講座	「どうして「遊び」を通して学ぶの？」 保育所（園）で子どもたちは「遊び」を通して様々なことを学んでいきます。でもどうして「遊び」なのでしょう。この講座では、いくつかの「遊び」について一緒に考えながら、「遊び」そのものについて考え、保育にとっての「遊び」の意味を考えてみましょう！	3月10日(土)

入学者に対するオリエンテーションは入学式後から約5日間の日程で実施している。まず入学式終了後、体育館で大学・短大合同の全体オリエンテーションを行い、その後、別会場に移動して短大のオリエンテーションを行う。全体オリエンテーションは保護者同席のもとに学長が大学教育について学生の学習成果と三つの方針を、またそれぞれの担当者が学生相談室、環境衛生、学友会、後援会会則、奨学金と傷害保険の説明を行う。短大のオリエンテーションも保護者同席のもとに教員および1年クラスメンター紹介、生活指導、個人情報保護、履修注意、実習説明、学生証（身分証明書）・

在学証明書配付を行う（備付-71）。

入学式翌日から引き続き4日間にわたりオリエンテーションを行う。平成30年度はボランティア保険説明、造形教材費説明、ロッカー利用説明、各実習履修規程説明、駐車場・駐輪場利用説明、奨学金説明、学生傷害保険説明、学割証説明、クラス写真撮影、学友会新入生歓迎会、保育雑誌購読説明、教材費説明、司書・社会教育主事任用資格説明、図書館利用に関する説明、学生のしおり詳細説明、学内情報機器利用等説明、学生個人台帳（教務）記入、学歌練習、教員紹介、生活指導、ゼミ説明、研究発表会説明、キャンパスツアー、シラバス配付、履修登録説明、教科書注文書説明、学生個人カルテ（幼教）記入、教科書購入、同窓会報配付、学生生活に関する注意、SNSトラブルなどに係る講演（岡山県警察本部）、履修登録・教科書に関するQ&Aなど学習支援と学生支援の両面から十分に行った。

また後期授業開始前にもオリエンテーションを約4日間行う。平成30年度は学生の学習成果（学長）、学習指導、学外実習、後期の学科行事（大学祭、実習反省会）についての説明を行い、その後、履修簿渡し、履修指導、個人面談資料記入を行った。その他、クラス別個人面談を行った（備付-6 1年生後期）。

2年生前期のオリエンテーションは、3月27日から3月31日まで、5日間の日程で行った。その内容は、履修指導、個人カルテ修正、ボランティア保険説明、学生相談室説明、奨学金説明会〔新規申込者対象〕などの学習支援と学生生活支援であった。また後期のオリエンテーションは、幼稚園教育実習（9月初めから4週間）終了後の9月末の1日で行い、履修登録関係書類配付、履修指導、後期学科行事説明、就職状況調査、履修簿渡しを行った。2年生は2ヵ月間の学外実習が実施されるため、オリエンテーションは短期間になる。以上のように、新たな学習への意欲を喚起するため、オリエンテーション・個人面談を組み合わせるきめ細かな指導を行った（備付-6 2年生前期・後期）。

本学が学生に対して学習成果の獲得を促すために発行している印刷物は「学生のしおり」である。学則・学則施行細則・科目履修要項・科目時間配当表・講義概要・「幼稚園教育実習」履修に関する規則・「保育実習Ⅰ・Ⅱ」履修に関する規則等が掲載されている。「学生のしおり」を補うものとして「一般教育科目開講期別一覧」「幼児教育学科専門教育科目開講期別一覧」を学科独自で作成して学生に配付説明している。これらにより学生が履修科目の内容や履修状況を把握することが容易になり、学習成果の獲得に効果を上げている（提出-2）。

基礎学力や学習意欲に大きな差がある学生を一斉に指導することの難しさは入学時より予想していた。そのため各教員は、追再試験前の補習の他に学生の実情に応じて補習指導などを実施した。ピアノの補習指導、試験対策の補習指導、授業等の質問に対する指導、実演・発表のための指導、実習準備が思わしくない学生に対する指導、実習における評価が低かった学生に対する指導などそれぞれの教員が、学習が困難な学生への指導、一定の水準に満たない学生への指導、実習関連等の指導を多様な方法

で実施している（備付-72）。

本学では各クラスにクラスメンターを配置している。クラスメンターは学生の学習上の相談を受ける役も担っている。学生が休学・退学など学習や進路等に不安を感じた場合、学生はクラスメンターに相談する。また、進退を決定する時は、保護者または保証人の同伴の上、クラスメンターおよび学年主任の四者面談を実施する。欠席・忌引・休学・復学および退学については、「学生のしおり」にも該当の届けまたは願いをクラスメンター経由で学務課教務係または学長に提出しなければならないことと記しているため、保護者の特段の不都合以外は四者面談を必ず行っている。

本学には通信課程は設置していない。

国語学力は保育者にとって必要不可欠なものであり、保育者を目指す学生はその向上を図らなければならない。そのための授業として「国語（1年前期・卒業必修科目）」があるが、さらに高度な学力を身に付けることが望ましい。今後も国語学力を向上させたいという学生に対しては、学生自身が関心を持つよう一層の働きかけをする。

本学は、留学生の受け入れおよび留学生の派遣は行っていない。

学習習慣が身につけていない学生に対して補習授業等を行うなど、その内容は充実している。進度の早い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援は、各担任また教科担当が個別に学習支援を実施した。実施時期・回数・対象者・方法は担当者により異なるが、多くの教員が個別の学習支援を実施したことにより、学習成果の向上に一定の効果があつた（備付-72）。

**[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。

- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

### <区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

本学においては、学長（理事長）のリーダーシップの下に、「事務組織」及び「各種委員会等」（備付-34）を組織し、その組織全体で学生の生活支援を組織的に実施している。

本学の組織的な学生支援として、修学支援を始め、健康衛生管理支援、課外活動支援、経済的支援、学生生活支援を行っている。以下、各支援の現状を記述する。

修学支援としては、各クラスに担任（クラスメンター）を配置し、学習指導を始め、科目の特性から表面化する難しさ（例えばピアノや身体表現等）に対する相談や、取り組み方のアドバイス、科目担当教員を交えた相談を設定する他、学生生活全般について支援している。一例として、入学式から1ヶ月経った5月には1年生全員の個人面談を実施しており、友人関係や授業、クラブ活動などについて個々の様子を把握したり、抱えている悩みがあれば対応したりするようにしている。また、2年次に上がる直前のオリエンテーション期間にも個人面談を実施し、実習や専門就職に対する意識について、学生一人ひとりの状態を把握するようにしている。特にメンタルケアやカウンセリングを要すると判断される学生については、本学に設置している学生相談室での相談を勧める場合もある（後述）。さらに、正課授業科目以外にも、公務員試験対策講座や就職支援講座、社会人力強化講座を設け、就職に向けた強力な支援を行っている。

課題であったボランティア活動への参加者数の減少に関しては、学外ボランティアの案内・指導や倉敷市5大学連携事業などを始めとして継続的な活動を実施しながら多方面に亘って活動ができるよう支援するとともに、地域活動や地域貢献に積極的に眼を向けてボランティア活動等を行うなど、大学は学生の社会的活動に対して積極的に評価している。例えばクラブ活動や卒業研究の一環として学外で研究成果を発表したり、学内での「子どもといっしょに運動会」「子どもといっしょに発表会」などで地域の方との交流を積極的に行っている。特に地域貢献活動として近隣の保育所などに通う子どもたちを招待して、学生主体による子どもたち向けの「子どもといっしょに運動会」やオペレッタ発表などを行う「子どもといっしょに発表会」には力を入れている（備付-73）。また近隣の児童館に赴き、子どもたちと関わるボランティア活動に毎年学生が参加している（備付-74）。これらのいずれの活動も学生のみが活動するのではなく、教職員も一体となって取り組んでいる。

授業の一環ではあるが保育者としての資質を高めるために春休み長期休暇を利用して実習予定園へのボランティアを行っている（備付-75）。

学生生活支援に関しては、学生食堂および購買を設置し、学生のキャンパス・アメニティについて配慮している。また、学生寮を完備するほか、一般の宿舎を必要とする学生に対して不動産業者を紹介している。

宿舎については、必要とする学生に支援を行っている。本学には、短大敷地内に学生寮があり、寮の環境、耐震対策やセキュリティも充実している。短期大学の幼児教育学科、大学の食物栄養学科の学生が交流を深める空間にもなっており、寮監をはじめ学生が穏やかに安心して過ごす環境が整えられている。寮では、寮生が快適に過ごせるよう、寮監や清掃員による清掃が行われている。また、献立作成や栄養管理については、献立作成は1か月ごとに行い、献立表作成や栄養価入力、季節の食育を学ぶため啓発資料を印刷し、配布している。栄養計算は食堂同様「日本人の食事摂取基準」を参考に行っている。なお学生からの実態調査のために、半年に1回嗜好調査や残飯調査を行い、寮生の好きな献立をメニューに入れて食事への意欲を上げている。また半年に1度栄養士・寮監・調理員・寮生を集めた給食委員会を開き、衛生面の確認と徹底、献立の訂正点や要望等を話し合い、よりよい寮の食事が作れるよう話し合っている。なお、一般の宿舎を必要とする学生に対し不動産業者を紹介、賃貸物件に関するパンフレットの設置を行っている。

通学については、無料通学バスの運行や駐輪場・駐車場を設置して通学のための便宜を十分に図っている。通学バス（無料）の運行は、平日の授業始業前2便、3限、4限、5限の授業終了後に1便ずつ運行している。また、駐輪場、駐車場を正門横に設置している。駐車場については、駐車スペースが限られているため、希望者多数の場合は抽選で決定することになっているが、近年は足りている。

学生への経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金「給付奨学金」「第一種奨学金」「第二種奨学金」について年度始めのオリエンテーション時に学務課学生係が内容、書類作成、手続きまでの説明を行っている。また、本学独自の奨学金制度として、「岡山短期大学特別奨学生」や、在学中に授業料納付が困難になった学生について、成績・人物の審査での合格者を優待生として授業料の半額免除を実施する「岡山短期大学A種奨学生」を設けている他、アルバイト紹介などの業務を学務課学生係が行う等の経済的支援体制を整えている。また卒業時には返還に関する仕組み、手続きについて説明を行っている。その他外部機関の奨学生制度については、対応可能な範囲で対応している。

学生の健康管理の体制としては、学務課学生係が管理・運営している休養室を設置し、軽度不良に対して対応している。重篤な症状や急を要す症状が出た学生については近隣の医療機関に連絡を取り早急な対応を依頼している。また平成30年度より緊急時のマニュアルを教職員に配布し、学内全体で意識共有の下、適切な対応を図っている。また本学の校医は「一般財団法人倉敷成人病健診センター」の健診センター長で

あり、入学後の健康診断（身体測定、レントゲン撮影、内科検診など）の結果も当センターに依頼し、学生の実習等における健康診断書の発行も本学で行っている。また、生活指導部による学生の心身両面に亘る生活支援、環境衛生部による学内の清掃と美化など、学生の生活支援を組織的に行うと共に、教職員の組織も整備して適切に機能している。さらに、メンタルヘルスケアの体制として、「学生相談室」を設置し、カウンセラーが週 2 日常駐し、学生の個人的諸問題について相談に応じて援助を行っている。学生相談室については、学生の便宜を図るために、開室日時を調整している。利用可能な日時は年度・学期毎に掲示および本学公式ウェブサイトによって告知し、新年度のオリエンテーションで全学生に対してカウンセラーが利用方法を説明すると共に、「学生のしおり」に詳述している。

学生生活に関する学生の意見や要望は、現在はクラスメンターを始めとして、全教員が学生と十分な「対話」をすることを心掛け、その対話の中から学生の声を把握するところが大きい。学生から得られた意見等は、学科教員全員で共有・検討した上で学長に報告し、その対応の指示を受けており、重要事項については学長が教授会に諮った上で対応を決定する。また、事務部においては、関係の窓口で事務職員が学生から意見・要望等を得ることが可能となっており、早急に解決を要する場合は直接学長に報告し、学長の指示を得て解決する等、学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みを適切に整備し、大学全体で適切な対応を図っている。

現在、留学生はいない。

社会人学生の受け入れを行っており、詳細は募集要項に明記している。社会人学生に対しても入学手続きから卒業までの学習を支援する体制を整えている。なお平成 30 年度においては社会人学生が在籍していない。

障がい者の受入れのための施設の整備については、エレベーター及び車いすを配置し、取り組んでいる。バリアフリーへの対応はエレベーターを設置し、できる限りの対応を図っている。また、障がいのある者が本学を受験しようとする場合は事前に相談するよう学生募集要項に明記してある。なお、肢体不自由な学生は在籍していない。

現在、長期履修生の受け入れ制度はない。

平成 30 年度クラブ活動については資料の「平成 30 年度学友会 クラブ・ミーティンググループ・顧問」のとおり組織し、顧問を配置することによって整備している。また、クラブ活動については、本学において 1 年生の前後期の履修登録として単位を取得することを可能にするとともに、各顧問が責任をもって学生とともにクラブ活動の活性化を行い、学生が自ら活動できるように取り組んでいる。課外活動支援については、「学生生活を充実させ、人間形成に寄与するもの」という意義から、学園行事や学友会等を短大・大学を挙げて全面的に支援している。例えば、本学の教育目標を達成

するための一助として学友会を設置しており、この学友会は全てのクラブ活動を統括し、入学生全員が会員となっており、健全で規律ある学生生活の発展に寄与している。学生が学生自身の自律的な活動を展開することにより、自己の能力を最大限に発展させていく効果を期待している。特に厚生部は、各クラス選出の評議員と学科教員から1人ずつ任命される顧問によって構成され、学生の意見を広く汲み上げる部門として貢献している（備付-70）。

次に学園行事として、平成30年度は下記のとおり行事を実施しており、学科教員及び大学全体の行事については教職員全体で支援体制を整備している。

日 付	行 事 名	内 容
4月 6日（金）	桜有会	1・2年生全体で親睦を深めるための会 ※短期大学の行事
5月25日（金）	子どもとっしょに運動会	近隣の保育所などに通う子どもたちを招待して、2年生を中心に開催する運動会 ※短期大学の行事
10月20日（土）	有城祭	本学の大学祭 ※岡山学院大学も含めた全学行事
12月 7日（金）	子どもとっしょに発表会	近隣の保育所などに通う子どもたちを招待して、2年生を中心に開催する発表会 ※短期大学の行事

このように本学においては、クラブ活動や大学祭、学友会などを、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。

学生のキャンパス・アメニティであるが「学生食堂」及び「購買」を整備している。特に「学生ホール（学生食堂）」については下記のような取り組みを実施している。

#### ①有線放送

食堂の営業前・営業中・営業後と放送内容を変えて音楽を流し、学生がリラックスして学生ホールを活用できるように工夫している。

#### ②花や掲示物

学生が使う机に花（造花）を置き、学生ホールが明るい雰囲気になるよう心がけている。また「食堂食育」等、学生の食育に役立てるよう資料を掲示し、食育啓発を行っている。その他食堂に馴染んでもらいたいため、4月には食堂調理員の一覧を掲示し、食堂に興味を持ってもらえる工夫を凝らしている。さらに学生ホールに季節の壁面や掲示物、展示物を設置し、季節感を感じてもらおう工夫を行っている。

#### ③清掃

学生が快適に学生ホールを使用できるよう、机や床の清掃等行っている。

なお食堂は、12時～14時に業務を行っており、調理員は食堂担当者1名と5名いる食物栄養学科の助手の内1名（曜日で担当が決まっている）の合計2名で調理を行っている。献立は定食（ごはん・汁・主菜・副菜）、丼、麺の3種類から選択でき、他にも単品メニューとしてミニ丼やミニ麺、スープ、麺+ミニ丼セット、温泉卵、納豆などを買うことができる。また、人気メニューは売り切れることがあるため、前売り券を発行し、次の日に食事ができるようにして来客者を増やす働きを行っている。さらに飽きが来ないように、毎日違う献立にして変化を付けるような献立作成し、幼児教育学科のロッカールームや食物栄養学科の掲示板、食物栄養学科助手の部屋入口、教授の研究室等さまざまところに献立表の掲示を行い、食堂メニューがすぐわかるように

している。

券売機で食券購入の際、写真があるとイメージが湧き、購入しやすくなるを考え、写真付きのニュー表を作成した。



また、食堂に多く通ってもらえるよう、様々なイベントを行っている。

- ・キリ番

食券の番号と食堂が指定した番号が一致した際、お菓子をサービスする。

- ・月イベントの実施

決められた日にご飯大盛り無料、汁おかわり自由、スタンプ2倍等のイベントを行い、食堂への興味が出るような工夫を行っている。また、イベントカレンダーを多くの学生が目につきやすい入口や教員研究室、図書館等に掲示している。

- ・スタンプカード

食堂で30回食事をすると、お菓子のサービス・から揚げ増量・ご飯増量等の特典がある。スタンプカードの意識付けをするため、新入生のオリエンテーションでスタンプカードの説明を行い、スタンプカードを全学生に配付し、食堂への来場者増を目指している。

- ・行事食

こどもの日や七夕、ハロウィン等の行事の日に、行事に関係する食事を提供すると共に、学生ホールや券売機などを飾りつけ、より行事を実感できるよう工夫を行っている。

さらに、本学においては食堂とは別に「購買」を設置し、文房具をはじめ、パンやお菓子などの販売ができるようになっている。

学生生活に関しては、学生生活アンケート（備付-27）の実施により、学生の意見や要望の聴取に努めている。このように本学は学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

#### <区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

本学では、就職支援のために就職指導担当を担う教職員の組織を整備し、相互に連携を図りながら支援活動している。就職指導担当教員として、主担当の教員1名の他、保育所長経験者の教員1名、2年生主任1名、2年メンター2名が就職支援を行っている。また、幼児教育学科に設置されたキャリア支援室の担当教員とも連携して学生の就職支援を行っている。さらに、学務課学生係の事務職員は、就職指導担当教員と常に進路情報を共有し、報告・連絡・相談を繰り返しながら学生が進路決定に至るまでの支援を行っている（備付-34）。

就職支援のための施設として、キャリア支援室を整備し、模擬面接指導や集団面接指導、履歴書作成の指導、実技試験対策の指導、公務員試験対策の指導等、多角的に学生の就職支援を行っている（備付-76）。

就職のための資格取得について、卒業時に保育士資格と幼稚園教諭二種免許を両方取得して卒業するように細やかな支援を行っている。入学前は、オープンキャンパスや入学前指導で資格・免許を両方取得する意義・意味を詳しく説明している。入学以降は、オリエンテーションや各授業の第1回にシラバスを基に詳細に説明し、2回目以降も講義内容に絡めて説明することにより、資格・免許の取得に対する意識の強化を図っている。就職試験対策として、社会人力強化講座や公務員試験対策講座を実施して支援を行っている（提出-3）（備付-76）（備付-77）。

例年、幼児教育学科の卒業時の就職状況について年明けの全体会議および年度始めの全体会議において報告するとともに、求人件数についても経年的な比較・分析を行って全学で情報を共有している。また、卒業時の就職状況について「業種別就職者数」、「出身県別就職状況（地元就職者数／就職者数）」、「就職実績一覧」を本学公式ウェブサイトで公表するとともに、これらの分析・検討結果を学生の就職支援に活用している（備付-34）。

進学、留学に対する支援として、幼児教育学科に設置されたキャリア支援室の担当教員を中心に支援を行っている。平成31年3月卒業生の進学者は0名である。留学に関してもしばらく学生からの希望が出ていないのが現状であり、平成31年3月卒業生においても希望はなく、実質的に支援は行っていない。

本学の就職支援を概括すると、就職指導の主担当教員だけでなく、2年生のクラスメ

ンター、2年生の学年主任が進路支援を担うとともに、幼児教育学科内に設置されているキャリア支援室の担当教員も連携して学生の進路支援を行うものである。また、幼児教育学科のカリキュラム内でキャリアガイダンスの講義を開講している(備付-5「キャリアガイダンス」)。

就職指導担当教員は、学生と個別の面談を重ね対話をくり返すことにより、学生一人ひとりが思い描いている保育や理想とする保育を確認した上で、就職先に対する細かい要望や条件等を十分に把握した上で、各々の適性を見極めながら適した進路を選択できるように支援している。また、長期休暇中や実習中で帰省している時等も電話やメールで相談業務を行う等、様々な手段を用いて多くの時間をかけて学生の希望を把握する態勢を整えており、全力で学生の進路支援を行っている。

### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

履修指導について。学期ごとのオリエンテーション、メンターによる懇切丁寧な個人面談、困り事に関する随時の相談、欠席が多い者に対するこまめな家庭連絡は本学の特色でもあり、入学直後から卒業に至るまでの指導は全教員で取り組んでいる。過去には卒業認定に必要な科目が不認定となった卒業延期者が毎年のように出ていたが、平成30年度は卒業延期者がゼロになった。

学習成果、教育目標の達成について。学習が遅れている学生に対し補習授業を行う、再試験対象者の補習時間割を組むなど学習支援は非常に充実しているが、今後は学習進度の早い学生や成績優秀な学生がさらに伸びて行けるように学習上の配慮や学習支援を十分に行う必要がある。また学生全体に対してシラバスに記載されている学習評価の方法を十分に理解した上での学習を促すなどのさらに一歩進んだ学習支援を実施する必要がある。

学習支援に関して。実施時期、実施回数、対象者、方法は担当者により異なるが、多くの教員が補習による個別の学習支援を実施している。卒業延期者が出なかったことは大きな成果であるが、現在の補習の中心は対象が「学習の遅れている学生」に向けたものであり、より多くの学生へ学習支援を広げていく必要がある。

就職支援について。社会人力強化講座の他に公務員試験対策講座を設けているが、「公務員試験を受験する意欲が高く、成績に余裕のある者」に呼びかけているため、参加者が元々少ない。また回数を重ねるごとに出席者数も減っていく傾向がある。より多くの者が入学当初の強い動機を維持できるように支援していく必要がある。

入学前指導について。毎年、入学予定者の半数が1回は参加しており、ニーズに応えた取り組みになっている。今後は入学予定者の全員参加を目指して取り組む必要がある。

平成30年度の大学祭は学生の意欲や自主性が反映されたものとなり活気が出てきた。例えばクラブ活動では吹奏楽部が復活し、大学祭や新入生歓迎会で活躍した。他のクラブも顧問と学生が協力して順々に活性化していくことが望まれる。

### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

新入生オリエンテーション期間中に新入生歓迎行事として倉敷美観地区の散策、大

原美術館での芸術鑑賞、倉敷アイビースクエアでのランチをメインとする「桜有会」を開催する。会の目的は新入生の入学を在学生・全教員で心から祝し、親睦を深めることである。同時に本学が立地する倉敷の歴史、文化、芸術などの学習の場でもある（備付-78）。

毎年9月の土曜日に1年生の保護者を招いて「保護者懇談会」を行っている。会の目的は（1）本学の教育内容及び学生の状況についてご理解いただく、（2）質疑応答・意見交換・個別懇談によって保護者の様々な疑問に答え、不安を取り除く、（3）本学の施設・設備をご覧いただくことなどにあるが、学習状況はもちろん臨地実習や就職先について熱心な質疑応答が交わされる。実習に関しては場所・時期・費用などの他に「実習先の決まり方・選び方」について保護者はとても気にしておられ、個別面談では各地元の実習先候補などについて熱心に質問される。地元に戻っての実習では家族の協力や支援も必要なので保護者と教員の貴重な情報交換の機会になっている（備付-79）。

## <基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

各教員が担当の授業の中でシラバスの教育目標、学習成果、学習評価の方法、学則の単位認定および卒業の仕組について学生に理解させることが行動計画であったが、全教員が特に第1回の授業で丁寧に説明するよう努めている。また「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況」において述べた通り、全教員が担当科目のシラバスに学習評価において総合評価を算出する際の計算式を明示して量的データ化を図り、さらにルーブリックによる学習成果の質的データ化にも取り組んでいる。

学習成果の価値に関して卒業生の就職先に対して学習成果（社会的通用性を含めた）の獲得状況に関するアンケート調査を継続しており、その結果を検証して「教育課程編成・実施の方針」の適否を検討することが行動計画であったが、全学FD・SDワークショップにおいて報告している。

専門的学習成果と汎用的学習成果の査定の方法について科目別に明確にし、定期試験の答案用紙に成績の根拠を明確に示すようにし、実習および実技などについては査定の根拠を学務課教務係に提出し、保存するようにしている。

全教員による個別の学習支援の支援方法・支援回数・支援内容等について記録し、有効性について学科FD会議において検討すること、継続して学習支援を実施することが行動計画であったが、学習支援を実施し記録している。

進度の速い学生や成績優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を充実させることが行動計画であったが、時間的な制約もあり公務員試験対策講座の実施に止まり、新たなメニューの提供は行っていない。

クラブ活動の低迷を改善することが行動計画であったが、活発化しつつある。支援のあり方を引き続き検討する。

地域活動や地域貢献、ボランティア活動等に参加した学生の総数が少ないこと、ま

た、限定的に同じ学生（グループ）が活動していることについて、社会的活動の必要を学生に体系的に伝えるシステムを構築し全学的に取り組める体制を作ることが行動計画であったが、おかたん子育てカレッジ「子どもといっしょに運動会」・「子どもといっしょに発表会」の取り組みにおいて実現している。今後もこの取り組みを継続する。

本学の就職指導は就職希望者の100%就職を達成し、専門職就職率や職場定着率を高めるためにも学生の忍耐力の育成を図ることを目指し、学生の学習成果と個人的特性が活かせることも重視してきた。そのような就職指導を強化することが進路支援についての行動計画であったが、学生の学習成果と個人的特性を活かした就職ができるよう指導した結果、近年は就職希望者の100%就職を達成しており、専門職就職率も90%台を維持している。

再試験対象者が多い科目や成績評価の平均点が低い科目の試験内容の妥当性については、教員相互授業参観の実施、学科FD会議における授業内容や使用教科書、試験内容の妥当性等の検証が行動計画であったが、授業参観を実施し、授業内容などの検証を継続して行ってきた。

卒業延期者を出さない対策として、欠席状況の情報を学科教員間で共有し、科目担当教員が学生に指導することはもとより、メンターが必要に応じて、学生および保護者への連絡を継続して実施すること、特に卒業認定や資格・免許の取得に係る科目についての指導強化が行動計画であったが、科目担当者及びメンターによる連絡・指導（必要に応じて面談も実施）を強化してきた。

専門職の求人は卒業年度の6月ごろから出始め、8月に採用試験を行う施設もあるが、実習と重なる時期でもあるのでそれを逃して後で悔やむ学生が出ないように早めに意識付けを行うこと、本人にもっとも適する職場に就けるよう指導するために求人先の希望と学生の特技や個性を十分把握した上で指導することが行動計画であったが、実際に指導に当たる教員がこれまで以上に双方の情報を把握するように努めた結果、就職率は毎年100%となっている。

職場定着率を高めるためには在学中に保育職の職務内容を理解し、それに対する心構えと技術の獲得のための指導（コミュニケーション力、忍耐力の育成や保育職におけるマナーの指導など）強化が行動計画であったが、実習事前指導・社会人強化講座・おかたん子育てカレッジ（子どもといっしょに運動会・子どもと一緒に発表会）等の取り組みを通して実現に努めている。

図書館の利用者数並びに貸出冊数を増加させる対策として、より学生のニーズに合った選書を進めることが行動計画であったが、授業に関する図書の問い合わせに応じたり購入希望図書を購入したりすることにより図書館利用が促進した。平成30年度に新たに不明になった図書は3冊であるが、29年度の7冊から4冊減少している。利用者の入・退館時には確認をし、貸出未処理の本の持ち出しがないよう気を配っている。未返却図書に関しては教職員が協力して請求することによってゼロになった。

入学前指導の参加者数の増加に関しては、福山・松江での学外開催や回数の増加について今後検討することが行動計画であった。ピアノレッスンの回数を増加させたため、延べ参加者数は増加したが、学外での開催は実現していない。

## (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

各教員がシラバスに基づいて学習成果の評価を行っている。実習・演習・講義・実技など全ての授業の採点方法や評価方法を全く同じにすることはできないが、評価に際して根拠となる「専門的学習成果」「汎用的学習成果」の評価に関する考え方を教員間で共有する。

学習成果の量的・質的データの分析・解釈によって学習成果を顕在化する。学生の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みに関して、相互に研究・助言する。成績評価において総合評価を算出する際の計算式を明示し、計算式が適切であることを確認する。

教育目的・目標および学習成果について、PDCA サイクルによる継続的な査定を続けるとともに、社会に対して根拠に基づく質保証を示していく。

学習成果の実践的な価値に関して、就職先に評価を求めることで改善を図る。測定可能性に関しては、定期試験の採点の際に、学習成果の評価を行う際のデータ化の手法を明記しエビデンスを確保することで改善を図る。獲得可能性に関しては、新たな授業科目の学習成果マトリックスを作成して改善を図る。

学習成果の可視化の手段としてのルーブリックを取り入れ、ルーブリックの各評価項目の研究を常に行う。

教職カルテは個人のカードを作成し、学生の自己評価も得て情報を上書きしていく。

「学生生活アンケート」、「卒業生アンケート」の自由記述欄には改善の重要なヒントが含まれており、教員間で十分に共有する。

自治体からのインターンシップの勧誘の中でも図書館や公民館関係のものは学生が強く希望すれば斡旋する。平成 29 年度入学者の休学・退学が多かったので、休学および退学が出た場合はその事由や背景に関する迅速な情報収集と調査を行う。

授業アンケートの新たな配布・回収方法について改善する。

卒業生の就職先を訪問し、学習成果の獲得状況についてのアンケート調査を行っているが、「教育課程編成・実施の方針」の適否、卒業生の学習成果の社会的通用性についての検証に引き続き取り組んでいく。

学習進度の早い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を充実させるため、それらの学生の支援体制について検討する。また学生全体に対してシラバスの成績評価の基準を理解した学習を促すなどの改善策を実施する。

クラブ活動を顧問と学生が協力して活性化していく。

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

## [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

## ＜根拠資料＞

提出資料 なし

備付資料 80. 教員個人調書 [様式 19]、81. 教育研究業績書 [様式 20]、82. 非常勤教員一覧表 [様式 21]、16-2. 本学公式ウェブサイト「平成 30 年度教育職員免許法施行規則第 22 条 6 教員養成の状況についての情報の公表」[https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2018/10/30okatan22\\_6.pdf](https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2018/10/30okatan22_6.pdf)、16-3-1. 本学公式ウェブサイト「平成 30 年度学校教育法施行規則第 172 条 2 教育研究活動等の状況についての情報の公表」<https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2018/10/30ockouhyou.pdf>、83. 専任教員の年齢構成表(平成 31 年 5 月 1 日現在)、84. 専任教員の研究活動状況表 [様式 22]、85. 外部研究資金の獲得状況一覧表 [様式 23]、86. 紀要第 38 号、87. 紀要第 39 号、88. 紀要第 40 号、89. 職員一覧表(令和元年 5 月 1 日現在)、13. 幼児教育学科 FD 会議・発言記録、57. 平成 28 年度 SD 会議議事録、58. 平成 29 年度 SD 会議議事録、23. 平成 30 年度 SD 会議議事録①、24. 平成 30 年度 SD 会議議事録②、92. 短期大学の概要 [様式 11]、93. 教育課程に対応した授業科目担当者一覧 [様式 15]、5. 岡山短期大学シラバス【平成 30 年度】、37. 岡山短期大学再課程認定申請書、94. 指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の変更申請書、96. 平成 30 年度事務組織、97. 学生のしおり【平成 30 年度】、98. 平成 30 年度岡山学院大学岡山短期大学自宅研究日承認願綴、16-1. 本学公式ウェブサイト「12 月 25 日(火)岡山学院大学・岡山短期大学平成 30 年度 FD・SD ワークショップ実施報告」<https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/01/h301225FDSD.pdf>、34. 平成 30 年度岡山短期大学幼児教育学科事務分掌等

備付資料-規程集 1. 学校法人原田学園事務組織規程、17. 学校法人原田学園教職員選考規程、18. 学校法人原田学園就業規則、学校法人原田学園任期付専任教員の任用に関する規程、学校法人原田学園サービスハンドブック、19. 学校法人原田学園特別専任教員就業規則、20. 学校法人原田学園非常勤教員に関する規程、21. 学校法人原田学園給与規程 22. 学校法人原田学園退職手当支給規程、35. 学校法人原田学園防災管理規程、36. 学校法人原田学園育児・介護休業等に関する規程、37. 学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学 FD (ファカルティ・ディベロプメント) 委員会規程、38. 学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学 SD (スタッフ・ディベロプメント) 委員会規程、40. 学校法人原田学園岡山学院大学受託研究取扱規程、41. 学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学キャンパス・ハラスメント防止規程、42. 学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学キャンパス・ハラスメント防止規程の運用について、43. 学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学ハラスメント調査会に関する細則、45. 学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学紀要投稿執筆規程、48. 岡山学院大学・岡山短期大学情報セキュリティポリシー、54. 学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学研究倫理規程、55. 岡山短期大学幼児教育学科指定保育士養成施設規程、57. 岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の使用に関する

行動規範、58. 岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いに関する規程、59. 岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いの不正防止に関する規則、60. 岡山学院大学岡山短期大学研究活動の不正行為防止に関する取扱規程、61. 岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止対策の基本方針、62. 岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止計画、63. 岡山学院大学岡山短期大学における競争的資金に係る間接経費の取扱いについて、64. 岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の内部監査マニュアル、65. 学校法人原田学園公益通報者保護規程、66. 学校法人原田学園教員の研究費に関する規程、73. 学校法人原田学園教職員兼職規則、74. 学校法人原田学園専任教育職員の勤務時間の変更と自宅研究日の規則、98. 学校法人原田学園組織倫理規則、99. 学校法人原田学園危機管理規則、115. 岡山学院大学岡山短期大学「ヒトを対象とする研究」に関する研究倫理審査委員会規則

**[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

**<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>**

平成30年度の教員組織は以下のとおり編制した。本学の教員組織は小規模であるが建学の精神である教育三綱領「自律創生、信念貫徹、共存共栄」に基づく使命・目的を実現するための組織として十分である。尚、専任教員の准教授2人のうち1人は授業を担当しない教員である(備付-16-2)(備付-16-3-1)(備付-92)(備付-93)(備付-5)。

教員組織の概要 ((人) 平成30年5月1日現在)

学科等名	専任教員数					短期大学設置基準に定める教員数		非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計	[イ]	[ロ]		
幼児教育学科	6	2	6	0	14	(8)	—	16	准教授1人は授業を担当しない
(小計)	6	2	6	0	14	(8)	—	16	

[口]	—	—	—	—	—	—	(3)		
(合計)	6	2	6	0	14	(8)	(3)	16	

男女の構成は下表の通りであり女性教員の方が多い。

専任教員の男女構成 ((人) 平成 30 年 5 月 1 日現在)

	教授	准教授	講師	助教	計
男	2	1	2	0	5
女	4	1	4	0	9
計	6	2	6	0	14

年齢の構成は下表の通りである。平均年齢で教授 63.1 歳、准教授 56.5 歳、講師 57.5 歳である。本学の定年年齢は 65 歳であるので、定年を越えた教員が 5 人いるが教育課程編成・実施の方針に照らして授業を担当する教員の教育研究業績が適任である教員を配置する方針で教授会に諮った上で学長が決定しているので問題はない。

専任教員の年齢

職名・学位	性別	H30 年齢	職名・学位	性別	H30 年齢
教授/文学修士	男	58	准教授/経済学博士	男	59
教授(特別専任教員)/学士	女	67	講師(特別専任教員)/学士	男	78
教授(特別専任教員)/博士(臨床教育学) 修士(教育学)	女	70	講師(特別専任教員)/実務家教員	女	68
教授/教育学修士	男	64	講師(特別専任教員)/博士(学術) 修士(学校教育学) 修士(教育学)	女	68
教授/教育学修士	女	57	講師/修士(教育学)	女	56
教授/文学修士	女	63	講師(特別専任教員)/修士(教育学)	女	47
准教授/博士(農学)	女	54	講師/修士(教育学)	男	28

尚、定年年齢を迎えた教員は年度末をもって退職することになるが、就業規則上、理事長が特に必要と認めたときは、引続き 1 年毎に特別専任教員として再雇用することができるようになっている。この場合の定年年齢は理事長が特にその継続留任を更に必要と認める場合以外は 70 歳となっている。特別専任教員は就業規則において常時勤務する専任の教育職員に対する特別専任就業規則で別に就業が規定されており、その規定では本学の退職者以外の者では、他大学及びそれに準ずる機関を定年退職し、本人及び当学園の都合により週当りの出勤日に制限がある本学教育に専任できる者や特殊な専攻分野について本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有し、本人及び当学園の都合により週当りの出勤日に制限がある本学教育に専任できる者が採用される。この場合の「本学教育に専任できる」とは、本学より指定した会議や行事等に参加することが含まれ、教授にあつては教授会の定員に含まれる。退職後の延長は特別な場合を除いて 70 歳までなので、平均年齢の高い教授、講師の中で定年に近い教員の交代教員の確保の検討をしなければならない。

上記のとおり本学の専任教員は、平成 30 年 5 月 1 日現在教授 6 人、准教授 2 人、講師 6 人の計 14 人である。この中で、准教授 1 人は授業を担当しないので設置基準上の

専任教員に計上できる数は 13 人となるが短期大学設置基準に定める教員数 11 人を超え、更に教員数 11 人の 3 割が教授でなければならない数  $3.3=4$  人に対して教授数は 6 人で充足している。

専任教員数(平成 30 年 5 月 1 日現在) (人)

学科	教授	准教授	講師	計
幼児教育学科	6	2	6	14

※ 准教授の人数は授業を担当しない教員 1 人を含む。

本学は、学校教育法施行規則第 172 条 2 に基づき本学公式ウェブサイトにおいて教育研究活動等の状況についての情報を公表している。その中で専任教員が有する学位、所属学会、主な研究業績等を詳しく示しており、全ての専任教員の職位が短期大学設置基準第七章の規定に合致していることが明らかである(備付-16-2)(備付-16-3-1)(備付-80)(備付-81)。

従って本学の専任教員の職位は真正な学位であり、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等は短期大学設置基準の規定を充足している。

専任教員と非常勤教員は、学生の学習成果を獲得させるための教育課程編成・実施の方針に基づいて適任である教員を配置している。特に平成 30 年度は、平成 31 年 4 月から幼稚園教員の免許状授与の所要資格を得るための再課程認定及び指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の変更が全国的に課せられる中、専任教員は全て新教育課程に対応できたので、平成 30 年度教育課程編成・実施の方針及び平成 31 年度教育課程編成・実施の方針に対して適切に配置している(備付-37)(備付-94)。

専任教員数と非常勤教員数

平成 30 年 5 月 1 日現在	男	女	計
学長	1		1
専任	5	9	14
非常勤	7	9	16
計	13	18	31

平成 30 年度非常勤教員の職位・性別・担当授業科目

	職位	性別	担当授業科目		職位	性別	担当授業科目
1	教授	男	司書	9	講師	女	音楽
2	講師	女	子どもの食と栄養	10	講師	女	音楽
3	准教授	女	保育内容総論・社教	11	講師	女	音楽
4	講師	男	司書	12	講師	女	社会学
5	教授	男	社会福祉	13	講師	女	司書
6	教授	男	日本国憲法	14	講師	女	音楽
7	教授	男	社会的養護	15	講師	男	卒業研究
8	准教授	女	子どもの保健	16	講師	男	体育

平成 30 年度非常勤教員の職位構成

学 科	教授	准教授	講師	助教	計
幼児教育学科	4	2	10	0	16

非常勤教員の男女構成 ((人) 平成 30 年 5 月 1 日現在)

	教授	准教授	講師	助教	計
男	4	0	3	0	7
女	0	2	7	0	9
計	4	2	10	0	16

非常勤教員は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している（備付-80）（備付-81）（備付-82）。

本学は、教育課程編成・実施の方針として補助教員の配置を定めていないが、幼児教育学科は 2 年次になると幼稚園教諭 2 種免許状および保育士資格取得に必要な学外実習が約 2 か月間行われるので、この実習担当の教員に対して事務手続の補助要員として教務助手を 1 名配置している。特に法令上助手等の補助教員を配置する規定はない（備付-96）。

教育職員の採用は、理事会で審議したうえで、理事長が採否を決定し、教授会の資格審査を経て辞令を交付する。教授会の行う教員の資格審査は、短期大学設置基準の「第七章 教員の資格」に掲げられる基準に準ずるものである（備付-規程集 17）。

教育職員就任後、教授、准教授、講師等の資格昇任についても、理事会の議を経て理事長がこれを決定するが、教授会において資格審査を諮ったのち辞令交付する。昇任の判断基準は主として教育研究業績と教育的能力に力点があるが、教育的能力とは学生に対する教育実践の能力及び大学全体の学習支援体制（事務組織及び教員組織が協調する協同体制）における貢献力であると教職員選考規程に明記してある。研究業績の不足により長期に亘り昇任できない場合は、規程の上では各資格の定年制を適用し解職するものとなっている。現在のところこれによる解職の事例はない。

教員の採用・昇任に関する規程として、前述の教職員選考規程および任期付専任教員の任用に関する規程を整備しており、これら規程に基づいて教員の採用・昇任の具体的な手続きを適切に実施している。

**[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

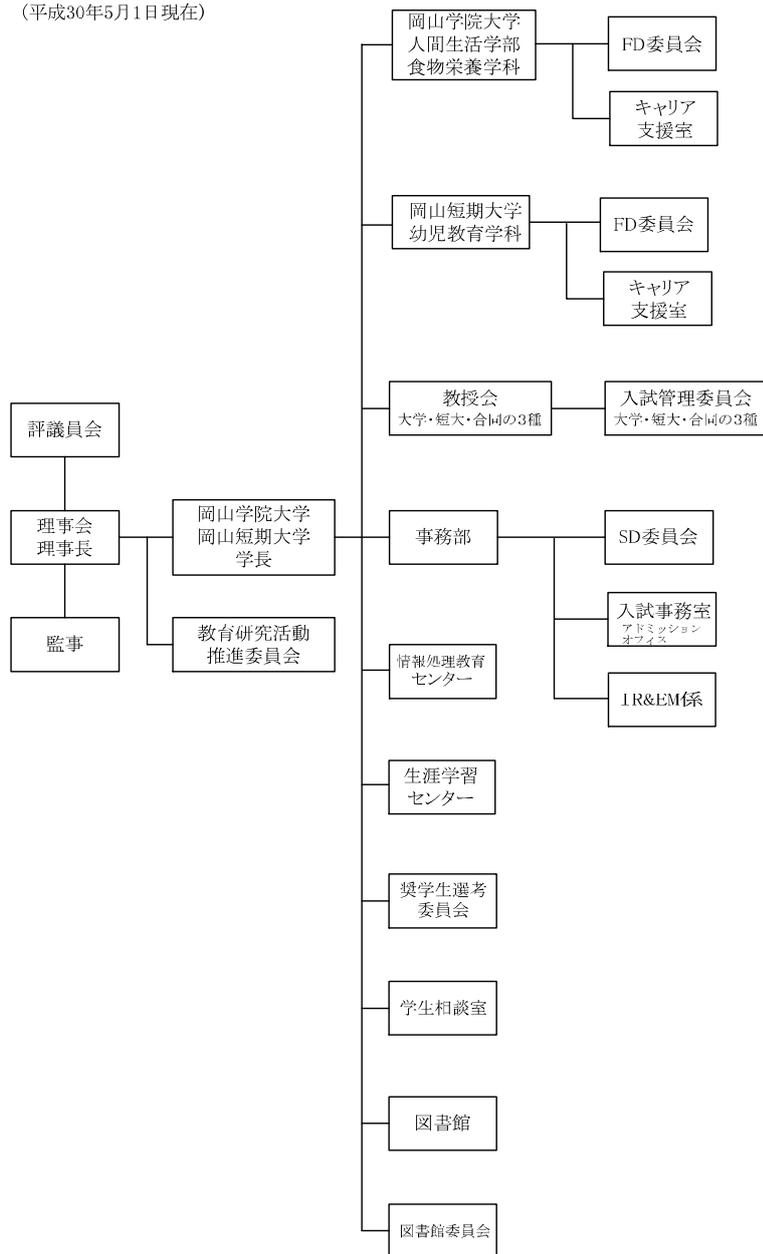
- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

岡山短期大学

- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

教育研究上の組織図  
(平成30年5月1日現在)



専任教員は、論文発表・学会活動等の研究活動を、本学の教育課程編成・実施の方針に基づいて進めている。特に平成30年度が再課程認定の申請の年度であったので平成29年度の研究活動は特筆すべきものであった。平成30年度の研究活動は下表の通

りである。(備付-80) (備付-81)

【平成 30 年度専任教員研究活動実績】

氏 名	研究業績			国際会議 出席の有無	その他
	著作数	論文数	学会等 発表数		
教授 (女)					
教授 (男)					
教授 (女)					
教授 (男)					
教授 (女)			1		
教授 (女)					
准教授 (女)			2		
准教授 (男)					
講師 (男)					
講師 (女)					
講師 (女)					
講師 (女)					1
講師 (女)					
講師 (男)			1		

【平成 29 年度専任教員研究活動実績】

氏 名	研究業績			国際会議 出席の有無	その他
	著作数	論文数	学会等 発表数		
教授 (女)		4			
教授 (男)		1			
教授 (女)		2			
教授 (男)		3			
教授 (女)					
教授 (女)	1				
准教授 (女)			1		
准教授 (男)					
講師 (男)					
講師 (女)		2			
講師 (女)		1			
講師 (女)	1	3			
講師 (女)		2			
助教 (男)		10			

本学公式ウェブサイトにおいて教育研究活動等の情報の公開を行っており、その中で専任教員が有する学位、所属学会、主な研究業績などを示している。それによって、各教員がどのような分野における専門的研究を推進しているのかが容易に分かる。

平成 30 年度においては、担当授業のない専任教員が科学研究費補助金を獲得して研究を行っている (備付-80)。

特別専任教員を除いた専任教員には、「学校法人原田学園教員の研究費に関する規程」に基づき支給している研究費がある。研究費の内訳は、「教員研究費」「教員研究旅費」「共同研究費」「海外研修旅費」となっている。(備付-規程集 66)

教員研究費は、教員の研究範囲内で自由に使える研究図書購入費として年間 10 万円

用意してある。使用に当っては、研究図書購入願い（累積加算方式）に書名、著者、発行所、価格、ISBN等の必要事項を記入の上、図書館に提出する。図書館は、未所有かどうかチェックし、所有であれば教員に対してその旨連絡する。図書館の未所有の図書及び所有の図書であっても教員が常時研究室に保管するために必要である場合は、研究図書購入費の残高をチェックした後、図書館は速やかに発注し、納品、図書館登録の後、教員研究室に配架する。

教員研究旅費は、教員の研究の範囲内で自由に使え、年間15万円用意してある。使用の仕方は、学長宛てに学会及び研究会等の次第を添付した研修願を提出し、研修の許可が下りれば「交通費、会費（謝費を含む）、雑費」が経理課から支給される。経理課は15万円の残高を常に把握してある。学長の許可を要すことは、学校行事及び学生の教育指導を放棄した自己研究優先の研修を防止するためである。

教員研究費（研究図書購入費）及び教員研究旅費の流用は、どちらかの一方が既定額を超えて経費が必要になった場合、経理課に流用を願い出ることになる。研究図書購入費を流用する場合は、流用後の予算残高を図書館に経理課が知らせる。

共同研究費は、FDのために必要な研究費、研修費及び研修旅費として使用できる。共同研究費の使用に当たり、各学科がFDを行うに必要な研修を企画し、それにかかる経費を算出し、学長に願い出る。学長は願いにより決裁する。「学校法人原田学園教員の研究費に関する規程」の中には、海外研修旅費に関する規程がある。

海外研修旅費は、教員が、外国の政府、大学、研究機関等において研修するために現地に渡航する旅費で、年間200万円を用意してある。海外研修は、学生の教育指導に供する教育水準の確保を図るため、学長、教授、准教授、講師及び助教の職にある専任教員が、自らの学術専攻分野に関する事項の調査・研究、指導又は研修等を海外で行うものであり、海外研修を希望する者は、海外研修願を学長に提出する。海外研修願により学長が重要と認めたものは、海外研修旅費として、渡航の費用及び参加費の一部を上限50万円まで支給し、年間200万円の予算の範囲で願出の受付を打ち切る。海外研修旅費は、予め研修プログラム等に含まれている旅費以外は、経理課の旅費査定により決定される。海外研修により欠勤となる授業は、研修前または帰国後速やかに補講をする。海外研修の成果は、帰国後3か月以内に学内で教員及び学生に対して研究発表をする。同一の学術専攻分野の複数の教員が、同一の海外研修を申し出た場合は、学長の決裁により一人のみとする。なお、平成30年度において海外研修費を希望した者はいない。

その他、

公的研究費の適正な運営・管理について

岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範

岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いに関する規程

岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いの不正防止に関する規則

岡山学院大学岡山短期大学研究活動の不正行為防止に関する取扱規程

岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止対策の基本方針

岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止計画

岡山学院大学岡山短期大学における競争的資金に係る間接経費の取扱いについて  
岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の内部監査マニュアル  
を定めている。これらにより、専任教員の研究活動に関する規程は十分に整備されていると考える（備付-16-3-1）（備付-規程集 57～64）。

岡山学院大学岡山短期大学「ヒトを対象とする研究」に関する 研究倫理審査委員会規則により研究倫理の推進を図っている（備付-規程集 115）。

本学は岡山学院大学と合同の紀要を年 1 回発行し、専任教員の研究成果を発表する機会を確保している。紀要は本学公式ウェブサイトにも載せ、一般に公開している。紀要に関して「岡山学院大学・岡山短期大学紀要投稿執筆規程」を定め、編集は本学専任教員があたっている（備付-86）（備付-87）（備付-88）（備付-規程集 45）。

本学は、全ての専任教員に研究室（個室）を整備しており、研究を行うのに十分なスペースが確保できている。なお、学生が訪問する際に分かりやすいよう研究室ドアに教員名を表示している。また、学生のしおりにも全ての研究室の位置を示している（備付-97）。

専任教員は、授業準備・授業、学生への学習・生活指導、あるいはその他の業務遂行のため、まとまった研究・研修時間を確保しにくいのが実情である。そのような中、「学校法人原田学園専任教育職員の勤務時間の変更と自宅研究日の規則」により、就業規則第 8 条に規定する勤務時間において、専任教員の勤務時間の変更と自宅研究日を特別に定めて教員の研究活動を支援している。専任教員は、前後期開始前に学長に、「自宅研究日承認願」を提出する。授業や他の業務に支障を来さない曜日を希望することは当然のことであるが、研究日承認には、「行事その他本学教育上の理由により出勤を要する場合は、指示の如何を問わず出勤」すること、「過去 2 年間の研究業績の内最新のもの」を提出することが条件となっている。教員の自己都合優先を戒め、研究活動を奨励しているのである。この制度は研究活動推進に大きな役割を果たしており、今後も継続する（備付-98）（備付-規程集 74）。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等の制度は有していない。

本学は、大学の教育、研究、社会サービス機能の充実を図るための教員の資質開発を目的として、全学を挙げて FD 活動に取り組んでいる。FD 活動に関する規程として、「岡山学院大学岡山短期大学 FD（ファカルティ・ディベロプメント）委員会規程」（備付-規程集 37）を明確に定めており、学科単位で FD 委員会を構成し、FD 活動の企画立案、実施状況の把握、実施効果の評価等を行っている。FD 委員会は、本学の方針や学生の現状に鑑み、それぞれ取り組むテーマを決め、学科会議の際に議題の一つとして時間を設けて討議し、その結果を FD 実施報告書としてまとめる。

その後、意見交換及び討論を行うことで、全学レベルで知識の共有化を図っている。

岡山短期大学

平成 30 年度は、12 月 25 日に下表のとおり FD・SD ワークショップを実施した。各学科および事務部からの SD の詳細な報告とそれに対する質疑応答・討議及び外部高等教育関係者による外部評価を行い、その後外部講師による講演を行った。同様の内容で今後も継続する（備付-16-1）。

専任教員は授業を行う以外に学生の学習成果を向上させるために次の表に示す業務を分掌している（備付-34）。

平成 30 年度 岡山短期大学 幼児教育学科 事務分掌等（平成 30 年 12 月 6 日）

学長を中心とした全学的な教学マネジメント体制(IR&EMとの連携)
アドミッション・オフィス
学生確保推進委員会
ガイダンス(山陰・四国・福山・岡山)
高大接続・連携
高校の進路担当者との懇談会※V 字回復を目指す
リカレント教育(卒業生対象)
リカレント教育(社会人)
情報処理リテラシー(学生支援と教職員啓発)
入学前学習
再課程認定
新入生歓迎行事
私立大学教育研究活性化設備整備事業
24～29 年度自己点検・評価報告書
短大基準協会登録者
キャリア支援室(尾崎)
就職指導(尾崎)
学生生活支援
クラスメンター
卒業延期者指導
環境衛生部
紀要
卒業アルバム
シラバス
発表会(卒業研究発表会)(子育てカレッジ)(子どもといっしょに運動会)(子どもといっしょに発表会)
文部科学省免許更新講習
倉敷市大学連携事業委員
救命救急講習
学友会
オープンキャンパス等
省エネルギー
会議等全議事録作成担当者
時間割
教養演習
教職実践演習(履修カルテ)
卒業予備研究(A)
保育実践演習
公務員対策講座
ボランティア指導(キャリアガイダンスと連携して)
学外実習
子育てカレッジ事務局

私立大学教育研究活性化設備整備事業 業務

総括
事業全体責任者（事業内容と学科運営の関連性）
事業の推進・調整・取りまとめ
申請文書および報告書の取りまとめ
備品購入および教室設定と予算管理
模擬保育室の運営計画および実際の授業での利用方法について
保育相談実践室の運営計画および実際の授業での利用方法について
シラバス作成および授業における実践
地域貢献（子育てカレッジ・公開講座）への利用計画
卒業生対象のブラッシュアップ講座および広く保育者対象のリカレント教育への利用計画
ルーブリックの作成・アンケート調査

分掌業務	連携内容
短大基準協会登録者	短期大学基準協会に ALO、ALO 補佐、評価員を登録し、ALO は本学の自己点検評価・報告書の作成を指揮する。基準協会に登録した評価員は基準協会の依頼により評価チーム登録される。これらの手続きは総務課が庶務を掌り、基準協会の短期大学評価基準についても学内での共通認識の共有化を図る。
教養演習	一般教育科目の教養演習は、有用な社会人・保育者として求められる基礎的・汎用的能力の内、①社会・対人関係力、②職業意識・勤労観、③将来計画力、④論理的思考力・表現力の四つの能力を育成することを教育目標としている。 そのため、授業は、教員・外部講師による講義、幼稚園長・同教諭による講演、それらに基づく演習を組み合わせるが、特に演習時間を多く設けている。 特に外部講師による講義、幼稚園長・同教諭による講演などの外部機関への依頼は総務課から文書発信をするなど連携を図っている。
文部科学省免許更新講習	担当教員は企画した教員免許更新講習の内容について文科省に申請するために総務課と連携を図っている。
就職指導	担当教員は学生係が受信した求人票を受け取り就職希望者に案内をする。また、履歴書貼り付け用の写真も教務助手が有料でスピーディーに作成し、就職へ向けての連携を図っている。
生活指導	学生の挨拶の励行など全教員と事務職員が連携して実践している。
環境衛生部	担当教員は経理課および外部清掃事業者と連携を図っている。
紀要	紀要を担当する教員は紀要の外部発送を図書館と連携している。
卒業アルバム	担当教員は学務課から卒業見込み者のリストを得て、経理課および外部写真館と連携して卒業アルバムの作成を行っている。
シラバス	毎入学年度の授業科目のシラバスを担当教員がカリキュラム順にデータファイルとして整理し、それを教務助手が学生配付用の CD に焼き付ける。
学友会	教員は、クラブ顧問として活動を支援し、経理課および学務課は会計及び備品の管理を学友会の役員と連携している。また大学祭は、全教職員と学生が協同で開催している。
オープンキャンパス	学長の指示により全教職員が連携して実施する。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

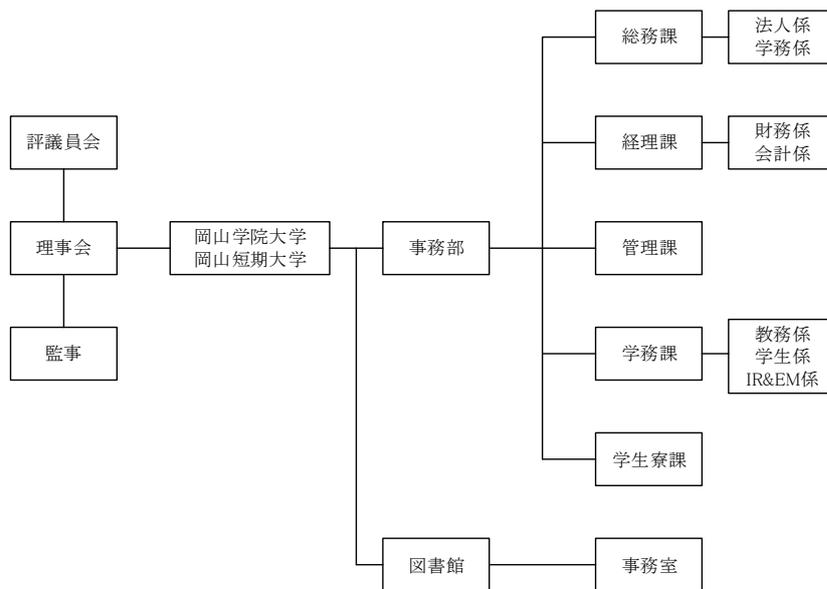
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。

- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務組織（学校法人原田学園事務組織規程）は、大学及び短大共通の事務部として総務課（法人係・学務係）、経理課（財務係・会計係）、管理課、学務課（学生係、教務係、IR&EM 係）、学生寮課及び図書館を配置している。図書館は、組織図では一般的に示されている事務部の外に配置しているが事務組織規程では事務部に含まれている（備付-96）。



事務部の統治は、理事長・学長の下に、学園主事を置き、事務部を統括している。このほか事務組織規程には規定していないが組織を横断して学生募集に取り組む入試事務室、学生の課外活動および生活を支援する体育館事務室、学生ホール・食堂、第1学生ホールを置いている。

大学全体のバランスを鑑みて、教員の兼務者も含んで事務職員の適切な人員確保と配置を行っている。経営改善計画（平成30年度～令和4年度（5カ年））の人件費節減の方針から、教育研究活動に支障をきたさない範囲において、派遣職員の活用も行っている。外部委託が可能な警備業務と清掃業務は外部委託を実施し、業務の効率化を図っている。教務関連事務と学生生活関連事務との連携を強化するため、教務課と学生課を学務課として統一し、その下に教務係と学生係を配置しているため、事務職員の情報・意識の共有化や事務作業の効率化につながっている（備付-96）。

事務組織

	部	課	課 長	課 員	
学長	主事一人	総務課	兼 1 人	1 人・派遣 1 人	
		経理課	財 務	1 人 (係長)	兼 1 人
			会 計		兼 1 人・1 人・派遣 1 人
		管理課	1 人		
		学務課	/	1 人 (係長)	教務/学生 兼 1 人・3 人・1 人 (短大教務助手) ・5 人 (兼大学 教務助手)
					I R & E M 兼 1 人 (主任) ・兼 1 人
		学生寮課	椿寮寮監 1 人	(栄養士 兼 1 人) パート 1 人	
		入試事務室	兼 1 人	教務/学生・会計その他関係部署課員	
		図書館	教員兼 1 人	1 人・派遣 1 人	
		学生ホール・食堂	教員兼 1 人	1 人・兼 1 人	
	第 1 学生ホール	経理課担当	派遣 1 人 (購買)		
	体育館	兼 1 人	放送室 兼 1 人		
	学長	生涯学習センター (教員兼 1 人)		[庶務は総務課]	
		入試広報 (兼 1 人)		全教職員	
情報処理教育センター (兼 1 人)					
学生相談室 (教員兼 1 人)			カウンセラー : 1 人		

事務職員が必要とする専門的な職能としては、法令遵守の観点から、併設大学の教務助手も兼務するために管理栄養士の免許があげられ、その必要人数は 3 人であるが実員は 5 人である。また、法令遵守とは無関係であるが、図書館の事務職員として必要な職能は司書であり、司書の事務職員が 1 人いる。そして、幼稚園教諭 2 種免許及び保育士資格の取得者が幼児教育学科の教務助手を兼務している。教務助手は学務課教務係の事務職員である。その他の事務職員は専門的な職能を法的に求められるものではないが、文部科学省や厚生労働省の関係法令に関する届け出や諸手続きを滞りなく業務執行することができ、更に学生の学習成果の向上のためのコミュニケーション能力も十分である。このことは学生に対するワンストップサービスの向上にも繋がっている (備付-96)。

SD 委員会は、目的の一つに個人の能力開発、資質向上のための研修を含む施策に関する事項があり、委員会において、短期大学の管理運営に係る法令、本学の学則、学生の学習成果、三つの方針、アセスメントポリシーなどについて事務職員と共有することで職能を適正に発揮できるよう努めている (備付-規程集 38)。また、平成 30 年度から教員 4 名が委員として加わり教職協同を実行している。

事務に関する規程は、事務を司るものだけでなく、業務に関係するものも含めて規程として整備してある (備付-規程集 1)。

事務部署に配置しているパソコンは次の表の通りで文書処理、情報処理、ネット利

用に対応させている。

その他、印刷機やコピー機など必要な部署に整備してある。

事務部署	Windows PC
学務課	10
図書館事務	3 オフコン 1
総務課	4
経理課	5
幼教実習事務室	1
体育館事務室	1

本学において発生する諸般の事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制及び対処方法を定めることにより、学園の学生、教職員及び近隣住民等の安全確保を図るとともに、学園の社会的な責任を果たすことを目的とする危機管理規則を定めている。(備付-規程集 99)

防火及び震災対策の徹底を期し、火災・震災その他の災害による人的、物的被害の軽減を目的として防災管理規程(備付-規程集 35)を整備している。管理権限者、防火管理者、防火担当責任者、火元責任者、災害発生時への対応として教職員による「自衛消防隊」を組織している。直近の教員と学生の消防訓練は平成 30 年 12 月 6 日(木)に実施した。また全教職員に対しては、平成 31 年 3 月 22 日(金)に、本学の防火管理者が、学内消火栓の放水ポンプの取扱いについて、消火栓の中にある管鎗付のホースは、ホースに角があると通水できなくなるので、真直ぐに引き出して折れ角がないようにしてから消火栓のバルブを開くようにと実地に消火栓を開いて説明した。

心室細動時等の救急救命活動に有効とされる自動体外式除細動器(AED)を学内に設置し教職員を対象として使用方法についての講習を平成 29 年 8 月 31 日に実施した。平成 30 年度は、異動教員がいなかったため実施していない。尚、学生については平成 30 年 7 月 14 日(土)に本学の教員が講師となって実施した。

本学では校門前の横断歩道の安全確保のために警備を外部の専門業者に委託し、警備員による学生誘導などの安全の確保に努めている。また、学内の防犯は特に警備員等を配置していないが学外の者には必ず貸与した入構許可証を提示させ、不審者の侵入防止に努めている。

情報セキュリティは、情報セキュリティポリシーに基づき、適切な管理に努めている。(備付-規程集 48)

専用の携帯電話を用意し、新型インフルエンザの発症など休日等の緊急連絡の対策を整備している。

その他、本学の事務部は、事務組織規程に規定する日常的事務処理の他に、以下の学校の安全対策の役割を担っている。

総務課は、研究活動の不正行為防止に関する取扱規程に従い、教員の研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関する事務処理の役割を担っている。また、公益通報者保護規程に従い、教職員等からの法令違反に関する相談又は通報処理の仕組みを整備し、不正行為の早期発見と是正措置に必要な体制を図り、法人の健全な経営、教育研究体制の維持発展のための窓口の役割を担っている(備付-規程集 60、65)。

経理課は、公的研究費補助金取扱いに関する規程に従い、教員の競争的資金を中心とした公募型の研究資金の、手続等の取扱いの適正な運営・管理を行っている。また、教員の研究費に関する規程に従い、教員研究費、教員研究旅費、共同研究費、海外研修旅費等の予算の管理、教育研究施設の維持管理等を行っている。更に、受託研究取扱規程に従い、学外から調査研究等を委託された場合の契約、施設管理、会計処理等それぞれ教員の教育研究を支援している（備付-規程集 40、58、66）。

学務課は、学籍の管理、時間割、教室割、成績管理、非常勤講師との連絡等通常の教育研究支援業務の他に情報セキュリティポリシーに従って、緊急時の連絡など、総合的な対応に当たり、最高情報セキュリティ責任者を補佐する役割を担っている（備付-規程集 48）。

図書館は、教員の研究費に関する規程に従い、研究図書購入について教員の教育研究の支援をしている（備付-規程集 66）。

管理課は、授業科目「クラブ活動の活性化」を円滑に実施させるため、体育館の安全な運用に努めている。以上、防災、防犯及び情報管理等必要とされる基本的な危機管理体制は概ね整備し、適切に機能している（備付-規程集 35）。

岡山学院大学岡山短期大学 SD（スタッフ・ディベロプメント）委員会規程（備付-規程集 38）を整備し SD の目的、組織、取組、運営及びワークショップの実施について明確にしている。

目的は、岡山学院大学及び岡山短期大学を構成する専任事務職員の全員を対象とし、事務部署が行うべき業務を、学園経営、管理運営、学習支援及び学生生活支援等の多方面からの協働において円滑に遂行するために、個人の業務改善と能力開発および組織間の連携を推進することである。その組織は、岡山学院大学及び岡山短期大学を構成する専任事務職員の全員でもって SD 委員会を組織し、委員長及び副委員長は学長が任命することになっているが、学長が委員長となって推進した。また、学科の主任教授及び専任教員合わせて 2 人、併設の岡山学院大学の学科長及び専任教員合わせて 2 人も SD 委員会に加わっている。

SD 委員会は、SD の目的に従うと共に時代の変化に対応できるよう事務職員の資質、専門的能力の向上を図るために、(1) 学習支援及び学生生活支援のための基本方針と実施体制に関する事項、(2) 個人の能力開発、資質向上のための研修を含む施策に関する事項、(3) 業務改善のための学生アンケートの実施と結果分析、担当部署へのフィードバックに関する事項、(4) 部署単位での業務改善目標の設定と結果の分析に関する事項に取り組む。

SD 委員会は 1 セメスターで最低 1 回開催する。取組の結果について、毎年度 1 2 月に実施するワークショップ形式で、教職員相互の意見交換及び討論を通じて、岡山学院大学及び岡山短期大学の事務部署の在り方を全学で共有する。

平成 30 年度 SD 委員会の実施及び課題の一覧を示すと次表のとおりである。

	実施日	実施時間	議題
第 1 回	4 月 16 日（月）	16:00～17:10	・ オープンキャンパスについて
第 2 回	5 月 14 日（月）	15:30～16:25	・ 短大クエスチョンについて ・ オープンキャンパスについて
第 3 回	8 月 2 日（木）	15:10～16:45	・ 平成 31 年度岡山短期大学認証評価について
第 4 回	9 月 10 日（月）	15:00～17:00	・ 平成 31 年度岡山短期大学認証評価 評価基準について

第5回	11月12日(月)	15:00~17:05	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営改善計画について(平成30~34年度)</li> <li>自部署業務における自己点検評価(短期大学認証評価基準に基づいて)について</li> </ul>
第6回	12月17日(月)	14:00~17:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期大学認証評価基準に基づいて事務職員が行った自己点検評価について</li> </ul>
ワークショップ	12月25日(月)	9:10~15:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>SD活動の報告を行った</li> </ul>
第7回	1月15日(火)	16:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>「学生の学習成果と三つの方針」について</li> <li>その他</li> </ul>

SD委員会で審議するオープンキャンパスや自己点検評価は、日常的な業務の向上充実に繋がっている(備付-57)(備付-58)(備付-23)(備付-24)。

特に、オープンキャンパスや自己点検評価については、学生の学習成果を焦点にして評価と改善について審議し、課題を改善するために他部署との連携を確認している(備付-57)(備付-58)(備付-23)(備付-24)。

**[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

**<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>**

教職員の就業に関する諸規程を以下の通り整備している(備付-規程集 17~22、35~38、41~43、54、55、60、73、74、98、99)。

学校法人原田学園教職員選考規程
学校法人原田学園就業規則
学校法人原田学園服務ハンドブック
学校法人原田学園任期付専任教員の任用に関する規程
学校法人原田学園特別専任教員就業規則
学校法人原田学園非常勤教員に関する規程
学校法人原田学園給与規程
学校法人原田学園退職手当支給規程
学校法人原田学園防災管理規程
学校法人原田学園育児・介護休業等に関する規程
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学FD委員会規程
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学SD委員会規程
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学キャンパス・ハラスメント防止規程
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学キャンパス・ハラスメント防止規程の運用について
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学ハラスメント調査会に関する細則
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学研究倫理規程
岡山学院大学岡山短期大学研究活動の不正行為防止に関する取扱規程
岡山学院大学岡山短期大学公正研究責任者及び公正研究委員会に関する細則

岡山短期大学幼児教育学科指定保育士養成施設規程
学校法人原田学園教職員兼職規則
学校法人原田学園専任教職員の勤務時間の変更と自宅研究日の規則
学校法人原田学園組織倫理規則
学校法人原田学園危機管理規則

本学では平成 20 年度から経営改善計画を実施しており、現在 3 期目の経営改善計画（平成 30 年度～令和 4 年度（5 ヶ年））を実施している。その中で、「教育の使命」、「理事長・理事会・監事・評議員会」、「経営倫理」、「社会的責任」、「説明責任」、「情報公開」、「財務情報等の公開」、「コンプライアンス」、「危機意識の共有」、「人的資源の確保」、「教学の充実と経営」、「大学経営上の視点」について、本学の基本的考えを定めて全学的に計画を実施してきたので、教職員にはこの事について学校法人原田学園組織倫理規則（備付-規程集 98）として再度の周知を図った。

また、人的資源の組織倫理においては、本学が、社会に対する説明責任を果たすためには、教職員が常に服務規律等を遵守し、誠実かつ公正な姿勢を保持することが不可欠であり、特に社会や受験生からの学校の評価は、いかに魅力ある教育を提供できるかにかかる部分が多く、教職員の事務処理の円滑化及び教育研究内容の向上・充実を図らなければ志願者の増加は望めない。教職員として最低限認識しておくべき服務に関する事項として、学園就業規則の教職員の勤務についての詳細、降任及び解雇の詳細及び懲戒の詳細を示し、教職員の勤務の質保証を図ると同時に、これに違反した者には始末書の提出を求め、譴責するとともにその軽重の判定により懲戒に処することを明確にしたサービスハンドブックを制定しており、直近では平成 30 年 1 月 5 日の全体会議で全教職員に就業規則と併せて配付するとともに学長が詳細に説明し再確認した。

教育職員の勤務時間の変更と自宅研究日の規則（備付-規程集 74）により、就業規則第 8 条に規定する勤務時間において、専任教員の勤務時間の変更と自宅研究日を特別に定めて教員の研究活動を支援している。

職員の採用の方針は、本学が 4 週 6 休制の就業体制を取っていることから隔週で土曜日休日が取得できるよう職員を配置する方針で採用している。また、この採用には派遣職員も含んでいる。また、昇任及び異動は、経験年数及び職責の向上など実務上の実績が重要であり、理事会において毎年度の専任事務職員の人事案において人事院の昇給にかかる経験年数などを勘案して審議し決定する。その他、職員の急な退職に伴う異動は理事長が執行した後理事会に報告することになっている。

本学の職員の採用は、就業規則及び教職員選考規程に規定している。就業規則において、採用は、第 30 条に、職員を採用するに当たっては、選考試験及び身体検査を行うこととし、選考時及び採用を決定した場合の提出書類も、第 31 条に規定している。また、試用期間として、第 32 条に、新たに採用した職員については、採用の日から 1 ケ年を試用期間とし、試用期間中、又は試用期間満了の際、引き続き就業させることを不適当と認めたときは、解雇することができるように定めている。

昇任については、第 33 条に、別に定めるとしており、前述の採用を含めて教職員選考規程に規定している。異動については、第 34 条に教職員は勤務の配置転換又は職務

の変更を命じられたときは、速やかに事務引き継ぎを行い、新任部署につかなければならないと規定している。

専任の職員の採用選考は理事会で行う。俸給の決定並びにその後の昇給は、別に定める学園給与規程によって行う。職員の昇任は、勤務実績を勘案し、総合的な能力の評価により理事会の議を経て理事長が決定する。

派遣職員、パート、アルバイトは、理事長が採用を決定する。

#### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

研究業績が幼児教育学科の教育課程編成・実施の方針に適應できない教員がいることが課題である。

#### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし。

#### [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

##### <根拠資料>

提出資料 なし

備付資料 97. 学生のしおり【平成30年度】p.109-121、16-3-2 本学公式ウェブサイト「情報公開、平成30年度学校教育法施行規則第172条2 教育研究活動等の状況についての情報の公表七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること（7号関係）」<https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2018/10/30ockouhyou.pdf>、16-5. 本学公式ウェブサイト「交通アクセス」<https://owc.ac.jp/access/>、97. 学生のしおり【平成30年度】p.117、92. 短期大学の概要 [様式11]、100. 平成31年度私立学校施設設備費補助金計画調書、101. 平成30年度自衛消防組織の編成と任務（編成表）、102. 入校者名簿

備付資料-規程集 24. 学校法人原田学園経理規程、25. 学校法人原田学園経理規程施行細則、26. 学校法人原田学園固定資産及び物品管理規程

#### [区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

## 岡山短期大学

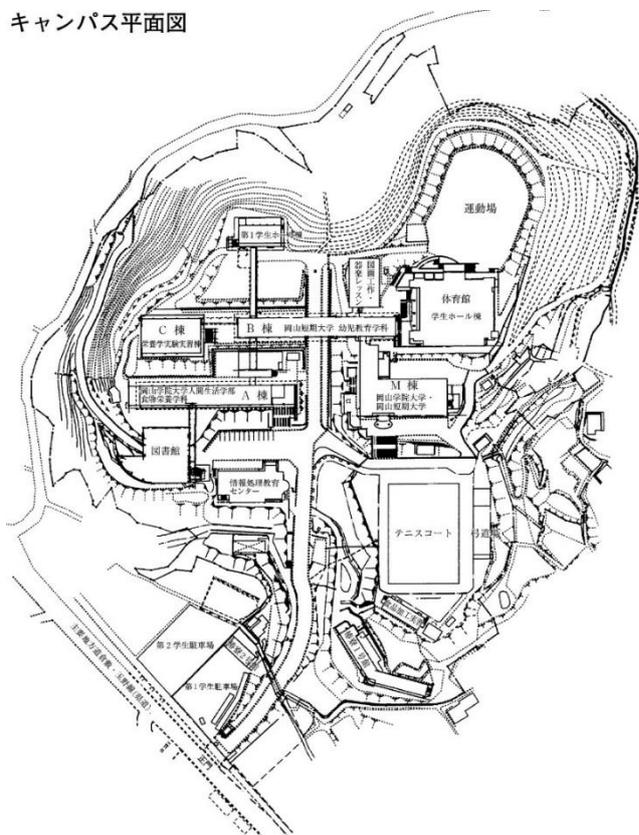
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
  - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

### <区分 基準Ⅲ-B-1の現状>

#### 岡山短期大学キャンパス平面図

岡山短期大学は併設の岡山学院大学と同じキャンパスにある。

キャンパス平面図



校地校舎の面積（併設大学を含む）

所在地：岡山県倉敷市有城 787番地

校舎名称	主要用途	現有面積 (㎡)	主な使用用途、共用の有無等
		㎡	
A棟（岡山学院大学校舎）	教務助手事務室・管理部門 研究室、講義室、実験・実習室	3,792.54	共用
B棟（岡山短期大学校舎）	研究室、講義室、演習室、実験・実習室	2,977.35	専用、一部共用
C棟（岡山学院大学校舎）	研究室、実験・実習室等	1,091.52	共用
E棟（図画工作・器楽レッスン棟）	研究室、演習室、実験・実習室等	864.00	専用

M棟（岡山学院大学校舎）	事務・管理部門、研究室、講義室、実験・実習室 LL 実習室	6,098.11	共用
図書館	事務、閲覧室、開架書庫、閉架書庫 ギャラリー、作業室、ロッカールーム	1,438.58	共用
情報処理教育センター	事務、研究室、情報処理教室 情報通信教育エリア、AV 情報処理教室	1,658.84	共用
食品加工実習棟	実験・実習室、クラブ部室	319.08	併設大学専用
体育館・学生ホール棟	アリーナ、ステージ、器具庫 事務、運動生理学教室、食堂、 学生ホール、厨房 更衣室、シャワー室、倉庫、 機械室、ポンプ室	3,046.72	共用
第1学生ホール	購買、学生ホール、クラブ部室	528.21	共用
その他		3,110.02	共用
合計		24,924.97	

基準面積と現有面積（基準面積に算入できる）の比較表（併設大学を含む）

学科	収容定員	校舎			校地		
		基準面積	現有面積	差異	基準面積	現有面積	差異
岡山短期大学 幼児教育学科	200人	2,350 m <sup>2</sup>	3,812.90 m <sup>2</sup>	1,462.9 m <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup>	校舎敷地 6,055.98 m <sup>2</sup>	4055.98 m <sup>2</sup>
併設 岡山学院大学	160人	3,966 m <sup>2</sup>	9,981.09 m <sup>2</sup>	6,015.09 m <sup>2</sup>	1,600 m <sup>2</sup>	校舎敷地 20,976.62 m <sup>2</sup>	19,376.62 m <sup>2</sup>
その他共用			7,114.89 m <sup>2</sup>			58,028.35 m <sup>2</sup>	
計			20,908.88 m <sup>2</sup>			85,060.95 m <sup>2</sup>	

専用の校地面積は 6,055.98 m<sup>2</sup>、校舎面積は 3,812.90 m<sup>2</sup>で、いずれも短期大学設置基準を上回っている。運動場は、体育館前の運動場と校舎 M 棟前の全天候型テニスコート 3 面の併せて 8,140.00 m<sup>2</sup>を用意しているため、体育館の利用を含んで、体育の授業、また課外活動で有効に活用されている（備付-92）。

専任教員は全て個室の研究室を使用している。

本学は小高い山をキャンパスとしているので平地が少なくバリアフリーで往来することができない。平成 13 年度に改修した岡山学院大学の C 棟（栄養学実験実習棟）については対応できていないが、車椅子など足の不自由な者が校舎に入館する折は介助者がいるものと想定し、バリアフリーの配慮としては、入館後は一人で各フロアーに移動できるようたとえ 3 階建の校舎であってもエレベーターを設置している。

講義室、演習室、実験・実習室は幼児教育学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて次表のとおり十分に整備してある。また、現在募集停止している併設の大学の学部専用の M 棟には十分な空室の講義室及び演習室があるので授業の形態によっては M 棟の活用も行っている。

教室等（室）

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
5	6	34	1	1

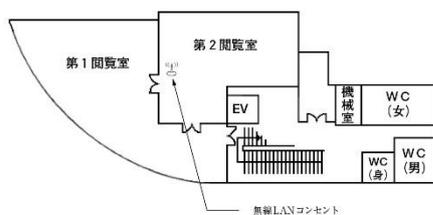
通信課程は開設していない。

幼稚園教諭 2 種免許状及び保育士資格取得の教育課程には、音楽、表現、情報処理など特別な施設設備を必要とする授業科目があるので、図画工作・器楽レッスン棟には器楽指導研究室、レッスン室、吹奏楽教室、工芸工作教室、図画教室を配置し、校舎 B 棟には命の資料室、体育教室（音楽リズム教室）、小児保健実習室、音楽教室、心理学実験室、レッスン室、M 棟に演習室（情報処理）が整備してある（備付-97 p.109-121）。

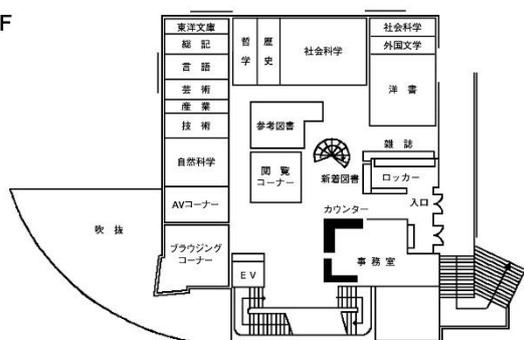
本学の図書館施設の規模と図書館組織について

図 書 館 棟

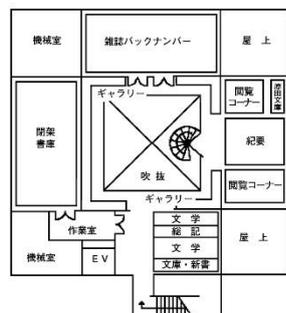
1 F



2 F



3 F



図書館施設の規模

図書館棟（3階建て）平成9年9月5日開館

岡山短期大学

面積 (㎡)	閲覧席数	収納可能冊数
1,438.58	140	123,750

エレベーター、エアコン完備

共用校 岡山学院大学

学外者（地域住民）にも図書館を開放している。

図書館には1人の専任及び1人の派遣司書を配置し、その職務を次の表にある総務部門、資料組織部門及び運用部門の3つの部門に分類し、それぞれ専門的職務以外に横断的な職務を掌り、図書館サービスの向上及び効率化を図る。その中でも、閲覧・貸出・返却・配架、参考業務、書架の整頓、文献複写、文献検索は図書館業務の最重要事項として捉え、全司書でもって迅速なる職務遂行を図る。

	図書館の職務内容
総務部門	選書・発注
	図書の入受（検収）
	納品書等の処理
	渉外
	文書管理
	寄贈礼状
	郵便物処理
	新聞整理・保管
	複写（集計・代金請求・集金・入金）
	図書館月報の処理
	紀要発送
	会計報告
	切手の出納管理
	蔵書点検
資料組織部門	図書の整理（目録・分類・装備・配架）
	雑誌の整理（受入チェック・配架）
	紀要の整理（受入チェック・配架）
	視聴覚資料の整理（目録・装備・配架）
	既所蔵図書の点検手直し
	書誌データ入力作業
運用部門	閲覧・貸出・返却・配架
	参考業務
	書架の整頓
	文献複写
	文献検索
	文献依頼・文献受付
	新着図書案内
	延滞者督促処理
ウェブサイトの更新（おすすめ本紹介）	

図書

	図書 〔うち外国書〕(冊)	学術雑誌 〔うち外国書〕(種)		視聴覚 資料 (点)
			電子ジャーナル 〔うち外国書〕	
岡山学院大学	96,196	30		5,092
岡山短期大学	(11,899)	(3)	0	

図書館				
-----	--	--	--	--

幼児教育学科に主に関連する本

26,820 冊

(3 類：社会科学 24,842 冊/7 類：726 (絵本) 1,139 冊/763 (楽器) 839 冊)

図書等の資料の整備方針

選書

図書の選書は、1. 図書館委員会による意見、2. 各教員からの研究図書、3. シラバスに示された参考図書、4. 学生・教職員のリクエスト 5. 図書館司書による新刊図書の選書等により行い、学習用図書・研究用図書をともに購入する。図書館での収書は、全学の重複と遺漏防止のため、コンピューターシステムを用いて調査を行い、あわせて、必要なものについては電子メールにより学内の連絡調整をおこなう。

図書館の整備方針

開架式を原則とするので、資料は直接書架から自由に取り出して利用することができる。利用した資料は、「返本台」に置く。資料を探すことができない時は、以下の方法を利用する。

機械検索

図書は学内のサーバーに全て登録してあるので、学内 LAN により図書館内の Web 端末、館内貸し出し用ノート PC、その他の Web 端末、研究室、事務室及び学外からも検索できる。

雑誌目録

和雑誌は誌名の五十音順に、洋雑誌は誌名の ABC 順にならべてあり、どんな雑誌が、いつから所蔵されているか判る。

県内他大学図書館との相互協力

他の大学図書館の利用は、岡山県大学図書館協議会相互協力協定により、利用できる。また、図書館に所蔵されていない資料が必要な場合は、他の図書館に所蔵確認をし、他の図書館へ文献の複写依頼をする。費用は利用者負担となる。

図書等の数量

図書館の蔵書は本学を構成する学部特性を反映した内容となっている。施設概要、蔵書数は表に示すとおりである。図書等は、表のとおり本学の教育研究に必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料等を系統的に備えている。

図書購入費の年間予算は 2,000 千円である。

体育施設

体育館に加え運動場及び屋外テニスコート 3 面、弓道場を設置している。体育館は月曜日から金曜日の間は夜 20 時まで許可制で利用できる。

体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	1107.32	テニスコート	弓道場

**[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

**<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>**

学校法人原田学園経理規程及び学校法人原田学園固定資産及び物品管理規程により経理課において本学の施設設備の維持管理に努めている（備付-規程集 24～26）。

平成 16 年度に昭和 47 年竣工の A 棟、平成 19 年度に昭和 53 年竣工の B 棟の耐震対策を実施した。これにより校舎の新耐震基準に対する耐震の対策は全て終了していると平成 17 年度及び平成 24 年度認証評価の時に報告したが、C 棟（栄養学実験実習棟）、第 1 学生ホールが終えてなかったことが判明した。C 棟は平成 14 年に栄養学実験実習棟に改築した際、耐震診断を実施したものと理解していたが、精査の結果、実際には行われていなかったことが明らかとなったので、平成 30 年度に耐震診断を行った結果、平成 31 年度に耐震改修を行うことになった。現在、文部科学省に対して補助金の申請中である（備付-100）。

施設設備の安全管理については、事務部総務課及び管理課が主体となり、建築基準法、消防法、ビル管理法等の法令に規定された定期点検・整備を実施している。エレベーターの点検は建築基準法に、電気設備の点検は電気事業法にそれぞれ基づいて実施している。

衛生管理については、ビル管理法に基づいて、空気環境測定、防虫、防鼠等を実施している。校舎の清掃は、業者委託によりトイレ（月曜日から金曜日）、廊下・階段（火曜日及び木曜日）、教室・廊下・階段（毎週土曜日）に実施している。また、本学は環境衛生部を置き、教員 1 名を配置して、衛生環境上の問題があるかどうかを定期的にチェックし、問題が見つかれば直ちに業者または総務課に連絡し、問題を解決している。

防火に関しては、各所に消火器を配置し、各室には煙熱感知器を備えるとともに、屋内各所に防火シャッターを設置している。本学では、教職員が防火訓練を実施し、消火器、消火栓等の操作法の確認を行うとともに、二方向避難路の原則に従って避難場所への誘導訓練を行い安全確保に努めている。また、消防法に基づいて消防施設等の点検を実施し、消火器、自動火災報知器等については定期的に消防署に報告している。本学は、防火の目的で学生の学内での喫煙を禁止している。さらに、本学は防災委員会（防災管理規程）を置き、学内の安全確保のために定期的に会合を開き、防災

上の問題があるかどうかを検討し、問題が見つければ直ちに総務課に連絡し、問題を解決している。

本学において発生する諸般の事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制及び対処方法等を定めることにより、学園の学生、教職員及び近隣住民等の安全確保を図るとともに、学園の社会的な責任を果たすことを目的とする危機管理規則を定め有事の際はこれにより対応するが今までにその事例はない。

防火及び震災対策の徹底を期し、火災・震災その他の災害による人的、物的被害の軽減を目的として防災管理規程を整備している。管理権限者、防火管理者、防火担当責任者、火元責任者、災害発生時への対応として教職員による「自衛消防隊」を組織している（備付-101）。

心室細動時等の救急救命活動に有効とされる自動体外式除細動器（AED）を学内に設置し教職員を対象として使用方法について周知している。

本学では校門前の横断歩道の安全確保のために警備を外部の専門業者に委託している。警備員による学生誘導などの安全の確保に努めている。また、学内の防犯は特に警備員等を配置していないが学外の者には必ず貸与した入構許可証を提示させ、不審者の侵入防止に努めている（備付-102）。

情報セキュリティは、情報セキュリティポリシーに基づき、適切な管理に努めている。

本学の各校舎の教室には冷暖房を完備している。本学は省エネ委員会を置き、講義室、実験室、実習室等の室温管理を行っている。特別な状況を除き、夏季及び冬季の室温はそれぞれクールビズの冷房 28℃及びウォームビズの暖房 20℃に調節している。

校地は全体にわたって緑化に努めている。また、各建物は地下共同溝で結ばれ、送電や送水のための配線や配管が地中に埋設されているので、電柱がなく、メンテナンスや将来の改修、増設が容易である。これらの景観面や機能面の工夫により、校地内は見通しがよく、開放的である。また、自動車用道路と歩行者道を分離しているため、歩行者にとって安全である。さらに、主要な建物を結ぶ渡り廊下には屋根が設けてあり、雨天時の移動も容易である。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

特になし。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし。

#### [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

#### <根拠資料>

提出資料 なし

備付資料 97. 学生のしおり【平成 30 年度】 p. 75-p. 78、97. 学生のしおり【平成 30 年度】 p. 113、p. 116、5. 岡山短期大学シラバス【平成 30 年度】「情報処理基礎」「情報処理演習」「文書処理演習 (A)」「文書処理演習 (B)」

備付資料-規程集 なし

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

#### <区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学では、教育課程編成・実施の方針に基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。

まず、技術サービスに関して、本学のネットワークである OWCNET の利用に関して学生のしおりに記述するとともに、利用申請がなされた場合にはアカウントの発行等の手続きおよび利用の際の注意事項の伝達を行なっている（備付-97 p. 75-78、p. 113、p. 116）。

次に、専門的な支援に関して、本学では、教育課程編成・実施の方針に基づき、一般教育科目として「情報処理基礎」「情報処理演習」「文書処理演習(A)」「文書処理演習(B)」の4科目を開講している。これらの科目を履修することによって、社会人として必要とされる情報技術を十分に習得することができる。また、個別の学生に対する専門的な支援としては、学生に常時開放されている情報通信教育エリアの端末の利用に際して何らかのトラブルが発生した場合に、本学職員が対応している。

続いて、施設に関して、本学では情報処理教育センター、図書館にそれぞれ学生が利用できるコンピュータを設置している。また、インターネットへの円滑なアクセス

を可能とするギガビットネットワークを整備しており、学生は当該ネットワークに対して無線 LAN を用いて接続可能となっている。さらに、授業で利用できるコンピュータ教室、マルチメディア教室、LL 教室 (CALL) 等の特別教室も整備している。

ハードウェアに関しては、コンピュータのみならず、コアカリキュラムである保育内容科目で利用するための視聴覚機器や、習得した学習成果を示す機会である研究発表会の運営に利用する集音拡声システム・スポットライト・裏方連絡通信装置等の舞台関連情報機器や音響機器を整備している。

ソフトウェアに関して、学内で利用しているコンピュータは、セキュリティパッチ等を最新の状態に保つために、定期的にアップデートを行っている。

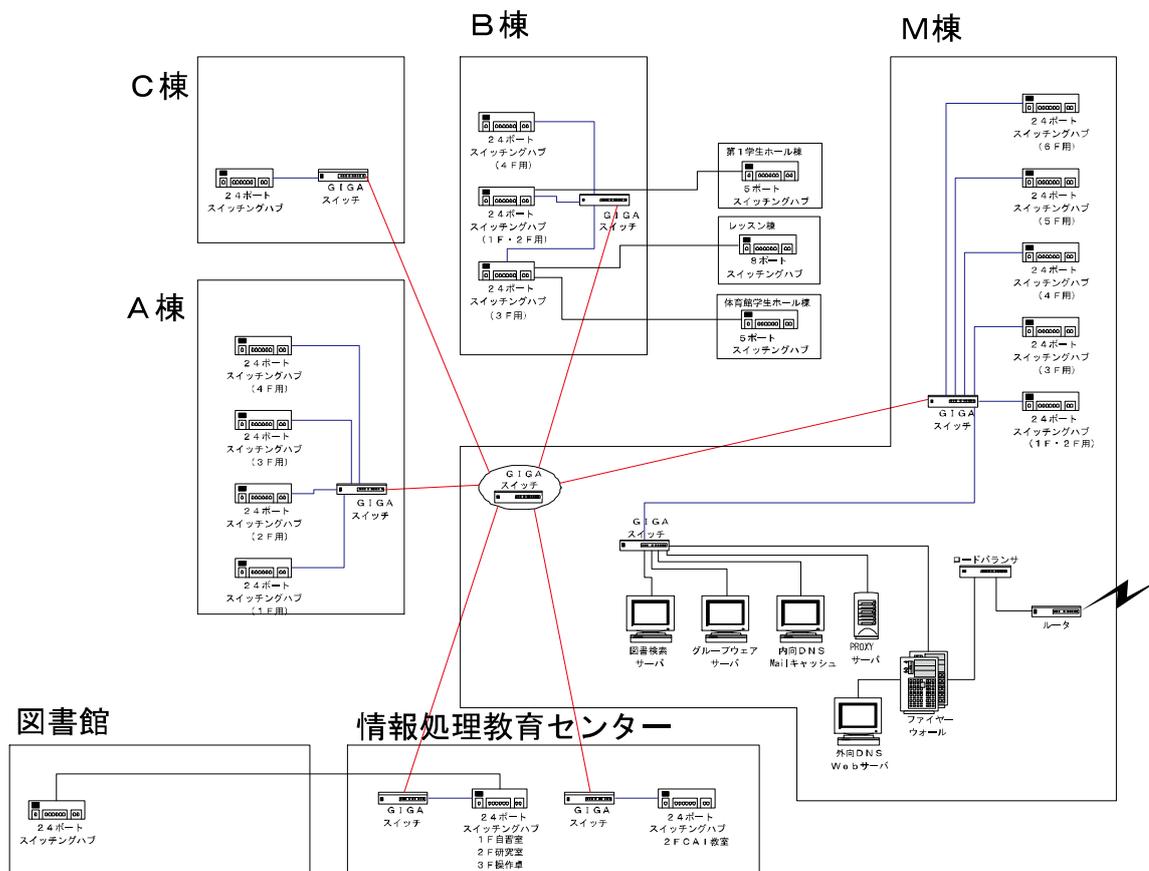
技術的資源の中には過去の大学改革推進事業で導入したものもあり、事業終了後に教育課程編成・実施の方針に基づき適切な部署において活用できるように再配分しているが、平成 29 年度の自己点検評価において事業終了後は十分に活用されていない情報機器も存在しており、これらの技術的資源を活用することが課題として挙げられたので、平成 30 年度に整備を図ろうとしたが実行できていない。

教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングはカリキュラムの中に授業科目「情報処理基礎」「情報処理演習」「文書処理演習 (A)」「文書処理演習 (B)」を開設し、1 年次前・後期及び 2 年次前・後期と十分なリテラシー学習ができるようにしてある。具体的には、保育現場におけるコンピュータの活用を念頭に置き、保育だより・保健だより等の文書作成や、運動会等の園行事のチラシ・ポスター・プログラムの作成、情報技術を用いた遊びのためのツールの作成を通して、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint の使い方についてトレーニングを行なっているが、殆どの学生は免許取得のための必要な単位を修得するだけの履修状況なので職場で求められる情報リテラシーを十分に獲得できていないのが現状である (備付-5)。また事務職員については採用時にリテラシー能力のある者と応募条件を示しているので特段のトレーニングを提供していない。学生のリテラシー能力を向上させるために関係の授業科目の履修者を増加させることが課題であるが平成 30 年度も「情報処理演習」「文書処理演習 (A)」「文書処理演習 (B) (A)」の履修登録者はいなかった。

本学では、教職員全体を対象としたコンピュータ講習等は実施していない。しかしながら、教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、各々でコンピュータ利用技術の向上を図っており、授業や学校運営に積極的にコンピュータを活用している。

本学では、教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるように、学内のコンピュータ整備を行っている。学生が利用できるコンピュータの数は、以下の表の通りである。情報通信エリア、図書館第 1 閲覧室、図書館第 2 閲覧室、図書館開架書庫は学生が自由に利用できる端末として整備しており、演習室 (M203) は、授業のみで利用する端末として整備している。コンピュータ数は、本学の定員である 1 学年 100 名と比しても十分な台数が用意されている。

## OWCNETギガビットネットワーク構成図



基幹線の通信速度が 1Gbps の学内 LAN は、ロードバランサの自動切り替えにより SINET 接続または OCN 接続により学内全域の教室、研究室、管理室までのネットワーク化を図り、教育研究及び学習支援にインターネットを活用すると同時に、図書館の蔵書検索にも Web を活用することができる。学生は、学内で無線 LAN によりネットワークに接続することも出来る。また、設置されているコンピュータはすべてネットワークに接続されており、インターネットの閲覧や、Web に掲載された休講情報の確認、図書館の所蔵図書の検索等のサービスを利用できる。また、学生が OWCNET に個人端末を新規接続する場合、情報処理教育センターに「OWCNET 接続申請書」を提出することで、IP アドレスやメールアドレスなど必要なデータを得ることができる（備付-97 p. 75-78）。

本学教員は、視聴覚機器やコンピュータ等の新しい情報技術を活用して、効果的な授業を行なっている。多くの専任教員が、授業において DVD やビデオの視聴を組み込んでおり、一部の教員はより実践的なコンピュータの活用を組み込んだ授業を行っている。

併設の大学と共用できる情報処理教育センター3階にはノート PC 1台とリア方式マルチプロジェクタ 2台及びフロントプロジェクタ 1台を設置し、DVD、VHS、β、8ミリ、

Uマチック、LD、マビカ、トランスビデオ、16ミリ映写機等、あらゆるAVメディアの情報処理をボタン一つで操作するCVASシステムによるAV情報処理教室を備えており、デジタルメディアを活用する授業で利用されている。M棟6階のLL教室ではCALLシステムを採用しており、OHP、スマートボード、CD、ビデオなどの機器を効果的に使い分けることができるが幼児教育学科の授業では活用されていない。

また、PCプレゼンソフトの利用及びデジタルメディア利用がB棟201教室、M棟401教室及び501教室で可能である（備付-97 p.113、p.116）。

情報設備	機種	PC台数	使用状況・備考
学内LAN			ギガビットのネットワークをキャンパス全域に完全敷設 本学設置の固定端末は全てLAN接続 多数の無線LANエリアを同時設置 教職員の使用率は非常に高いが、学生の場合携帯電話、スマートフォンなどの利用に比べて使用者が少ない。
M203 コンピュータ演習室	Dell	51	情報処理基礎・演習、文書処理演習(A)・(B)授業で使用
情報処理教育センター AV情報処理教室	ノートPC ELMO CVASシステム	1	プレゼンテーションをはじめ、視聴覚教材を用いた授業で利用
情報処理教育センター 情報通信エリア	Dell	17	学生の自習エリア、インターネットを利用した自主学習スペース 特に幼児教育学科ではインターネットで資料集めの課題が多いので使用頻度が高い
図書館	貸出用ノートPC 富士通 FMV ipad	11 2	図書館蔵書とインターネットを併用した学習を可能とするため、第2閲覧室に無線LANスポットを設け、図書館内専用のノートPCとipadを希望者に無料で貸出 特に幼児教育学科ではインターネットで資料集めの課題が多いので使用頻度が高い 第2閲覧室は自習室にも最適
学内無線LANスポット（校舎全域） 学生ホール・第一学生ホール・情報処理教育センター全域・M3F全域・講義室（8）			学生個人のノートPC持込学習が可能 Wi-Fi

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

学生の学習成果のコンピュータリテラシーの充実が課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料 15.「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」[書式1]、16.「事業活

動収支計算書の概要」[書式 2]、17. 「貸借対照表の概要（学校法人全体）」[書式 3]、18. 「財務状況調べ」[書式 4]、19. 計算書類（平成 28 年度）・資金収支計算書、資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表、貸借対照表、20. 計算書類（平成 29 年度）・資金収支計算書、資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表、貸借対照表、21. 計算書類（平成 30 年度）・資金収支計算書、資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表、貸借対照表、22. 経営改善計画（平成 30 年度～令和 4 年度（5 ヶ年）、23. 平成 30 年度事業報告書、24. 平成 31(2019)年度学校法人原田学園事業計画、25. 平成 31(2019)年度予算書、26. 令和元年度第 1 次補正予算書、27. 学校法人原田学園寄附行為

**備付資料** 103. 平成 30 年度卒業寄付金依頼状、104. 平成 28 年度財産目録、105. 平成 29 年度財産目録、106. 平成 30 年度財産目録、107. 平成 28 年度計算書類、108. 平成 29 年度計算書類、109. 平成 30 年度計算書類、92. 短期大学の概要 [様式 11]、110. 食堂食数記録、111. 体育館等利用者数記録簿【平成 30 年度】、27. 学生生活アンケート【平成 30 年度】、85. 外部研究資金の獲得状況一覧表 [様式 23]

備付資料-規程集 なし

#### [区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
  - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
  - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
  - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
  - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
  - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
  - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
  - ③ 年度予算を適正に執行している。

- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

[注意]

基準Ⅲ-D-1 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

本学は平成 8 年度決算から支出超過の状態にあり、そのため改組転換により短大の学科を大学学部昇格させ、また学生確保を目指し更に学科の名称変更、学生確保の困難な学科の学部分けなど、留意事項履行に努めた。このような状況から本学は完成年度を終えた以降も同じ留意事項のもとに文部科学省参事官室の指導による日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」）の経営相談を受けて経営改善計画（平成 20 年度～24 年度（5 ヶ年））を実施したが目標達成には至らなかったため経営改善計画（平成 25 年度～29 年度（5 ヶ年））を策定しキャッシュフローの黒字化を図ることとしたが同じく平成 29 年度末では目標達成に至らなかった。したがって資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり支出超過でありその状態が継続しているため、平成 30 年度は新たに経営改善計画（平成 30 年度～令和 4 年度（5 ヶ年））を推進しているところである（提出-22）。

事業活動収支の支出超過の理由は定員割れである。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
入学者数	109	104	73	82	76	60
入学定員充足率	109.0%	104.0%	73.0%	82.0%	76.0%	60.0%
5/1 在籍者数	202	208	171	156	160	130
収容定員充足率	101.0%	104.0%	85.5%	78.0%	80.0%	65.0%

貸借対照表関係比率において、平成 26 年度までの消費収支差額構成比率、平成 27 年度以降の繰越収支差額構成比率が示すように大きく支出超過であり、貸借対照表の状況は健全とは言えない。併設の岡山学院大学も同時に支出超過であるので短期大学の財政と合わせて学校法人全体の財政は大変厳しい状況にある。短期大学の存続を可能とする財政を維持するためには、経営改善計画の達成目標を達成するしかない（提出-23）。

貸借対照表の状況は、下表の貸借対照表関係比率のように、推移している。

岡山短期大学

貸借対照表関係比率	医療法人 以外大学 法人 全国平均	短大法人 全国平均	評	25年度 決算	26年度 決算	27年度 決算	28年度 決算	29年度 決算	30年度 決算
固定資産構成比率	825%	80.9%	～	91.5%	92.5%	92.1%	88.8%	90.7%	93.6%
有形固定資産構成比率						73.0%	68.9%	70.2%	72.2%
特定資産構成比率						19.0%	19.8%	20.5%	21.3%
流動資産構成比率	17.5%	19.1%	～	8.5%	7.5%	7.9%	11.2%	9.3%	6.4%
固定負債構成比率	8.6%	9.4%	▼	4.5%	4.0%	3.5%	3.4%	3.3%	3.3%
流動負債構成比率	6.5%	6.5%	▼	3.1%	2.6%	2.5%	2.5%	1.9%	1.6%
内部留保資産比率						20.8%	24.8%	24.4%	22.5%
運用資産余裕比率						267.3%	263.4%	269.7%	226.6%
純資産構成比率						93.9%	94.1%	94.8%	95.0%
繰越収支差額構成比率						△52.6%	△48.3%	△54.3%	△62.5%
自己資金構成比率	84.9%	84.0%	△	92.4%	93.4%				
消費収支差額構成比率	0.7%	△0.3%	△	△46.9%	△49.9%				
固定比率	97.2%	95.3%	▼	98.9%	99.0%	98.0%	94.4%	95.8%	98.6%
固定長期適合率	88.3%	85.5%	▼	94.4%	94.9%	94.5%	91.1%	92.5%	95.2%
流動比率	269.7%	292.3%	△	275.7%	290.5%	310.6%	453.5%	487.2%	392.1%
総負債比率	15.1%	16.0%	▼	7.6%	6.6%	6.0%	5.9%	5.2%	5.0%
負債比率	17.8%	19.0%	▼	8.2%	7.1%	6.4%	6.3%	5.5%	5.2%
前受金保有率	326.6%	430.1%	△	466.7%	540.3%	576.0%	895.2%	852.8%	602.1%
退職給与引当特定資産保有率						100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
退職給与引当預金率	59.9%	49.6%	△	100.0%	100.0%				
基本金比率	95.8%	94.1%	△	99.1%	99.4%	99.6%	99.7%	99.9%	100.0%
減価償却比率	35.5%	36.6%	～	50.3%	51.2%	56.8%	57.8%	59.2%	60.5%
積立率						35.2%	40.2%	36.3%	31.3%

短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。短期大学の存続を可能とする財政を維持している。退職給与引当金等の引当金は適切に引き当てている。資産運用規程を整備し資産運用を適切に行っている。教育研究経費は、事業活動収支計算書関係比率に示しているとおおり、經常収入の20%を超えている（提出-23）。

事業活動収支計算書関係比率

消費収支計算書 関係比率	医療法人以外 大学法人 全国平均	短大法人 全国平均	評	26年度決算	27年度決算	28年度決算	29年度決算	30年度決算
人件費比率	51.7%	63.0%	▼	66.5%	66.3%	60.6%	75.9%	82.8%
人件費依存率	69.4%	99.2%	▼	90.7%	96.3%	110.1%	107.2%	120.1%
教育研究経費比率	25.6%	21.9%	△	39.9%	40.1%	35.8%	49.6%	62.7%
管理経費比率	7.5%	9.1%	▼	18.3%	17.9%	17.8%	19.8%	25.6%
借入金等利息比率	0.7%	1.0%	▼	0.4%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%
事業活動収支差額比率					△22.0%	△64.1%	△44.8%	△70.9%
基本金組入後収支比率					122.0%	164.1%	155.7%	174.2%
消費支出比率	87.7%	96.8%	▼	125.1%				

消費収支比率	104.4%	110.2%	▼	125.1%				
学生生徒等納付金比率	74.5%	63.5%	～	73.3%	68.8%	55.1%	70.8%	69.0%
寄付金比率	2.8%	2.4%	△	3.3%	3.4%	21.6%	3.7%	4.5%
経常寄付金比率					3.2%	21.8%	3.8%	4.5%
補助金比率	12.5%	23.8%	△	16.3%	21.5%	13.2%	20.5%	19.2%
経常補助金比率					22.0%	13.4%	20.6%	19.3%
基本金組入率	16.0%	12.1%	△	0.0%	0.0%	0.0%	7.2%	1.8%
減価償却額比率	11.1%	9.7%	～	19.2%	19.5%	16.0%	17.9%	16.9%
経常収支差額比率					△24.8%	△14.5%	△45.6%	△71.1%
教育活動収支差額比率					△24.8%	△14.4%	△45.7%	△71.4%

医療法人以外大学法人全国平均及び短大法人全国平均は平成14年度版日本私立学校振興・共済事業団の平成13年度の値で、同様に評は「▼ 低い値が良い △ 高い値がよい ～ どちらとも言えない」を示している。

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）も適切な執行している。公認会計士の監査意見は特に指摘がないが学生募集に係るアドバイスなどへの対応は適切である。寄付金の募集は適切に行っている。また学校債は発行していない。入学定員充足率、収容定員充足率は以下の表に示す通り非常に厳しく、財務体質も悪化している。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
入学者数	109	104	73	82	76	60
入学定員充足率	109.0%	104.0%	73.0%	82.0%	76.0%	60.0%
5/1在籍者数	202	208	171	156	160	130
収容定員充足率	101.0%	104.0%	85.5%	78.0%	80.0%	65.0%

関係部門からの意向を採り入れることができる予算編成の体制については、経営改善計画を実施していることから、この改善計画に基づき、年度末に次年度の事業計画及び予算について評議員会に諮り理事会において決定しているので、関係部門の意向は集約していないのが現状であるが、予算計画以外の関係部門からの意向が期中に生じた場合は理事長の決裁により執行する。関係部門からの意向を採り入れることもできる予算編成の体制を確立させるためにも経営改善を早期に実現させなければならない（提出-22）。

また、本学は小規模校であるため、理事会で決定された事業計画に基づいた予算は事務部経理課で作成しており、特に関係部門への指示は行っていない。経営改善プロジェクトチームにより作成された経営改善計画の実施のためには当面は事業計画に基づく予算編成が重要と考えている。もちろん経営改善プロジェクトチームには事務及び教学部門のそれぞれの長が加わり計画を推進しているので本学の教育研究に係る予算編成の手続きは十分に図れている（提出-22）。

本学の経常的業務に係る予算執行については経理課が必要見積を収集し、理事長の決裁を経て発注、支払いについては理事長の最終決裁となる。ただし軽微な予算執行については事後報告もある。当該年度の各科目毎の予算をもとに適正に執行している

ので特に課題はない。

日常的な出納業務を学校法人会計基準に基づき円滑に実施しており、支払い業務は理事長を経て行っているため課題は特になし。

資産は固定資産台帳及び備品台帳にて管理し、資金については、月別残高明細表により預金残高を管理している。譲渡性預金等大口の定期預金証書は理事長が金庫で保管している。固定資産は固定資産台帳及び備品台帳への記帳及び整理番号を記入したラベルを貼付している。計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を学校法人会計基準に基づき適正に表示しているため課題は特になし。

月次試算表は極力当月分を翌月までには作成し理事長へ報告している。

**[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

#### <区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

新しい社会的ニーズとして、認証評価制度による認証評価、多様な学生の教養教育、人間力養成、経済社会が求める社会人基礎力、多種の競争的資金の獲得等があげられる。これらに対し、本学は、教職員の意識改革、学生の学習成果を中心とした教育内容の充実、競争的資金の獲得、社会的責任を果たす経営体制への転換（ガバナンス、情報公開、戦略的経営計画、内部統制、危機管理等）などの対応を図るとともに、本学の経営基盤の安定化を図るために、本学を取り巻く競争環境の中で今後どう進むべきかを考察し、選ばれる大学・短大を目指していかねばならない。選ばれる大学・短大になるために、他大学・短大との差別化を図ったオンリーワンの大学・短大作りを目指す（提出-22）。

昭和33年から半世紀の幼児教育者養成の実績があり、岡山県内で最も長い伝統を誇る。多数の卒業生が幼児教育の第一線で活躍しており、卒業生ネットワークを活用し

た「現場学習」プログラムにいかされている。また、卒業者の就職実績においても毎年 90%以上が保育園・幼稚園・認定こども園・児童福祉施設等専門職につき、高い専門職就職率が受験者にとって学校選びの候補にあげられやすい。

教育内容においても、文部科学省平成 17 年度特色 GP、平成 19 年度学生支援 GP と単独採択、平成 18 年度教員養成 GP（岡山大学等共同採択）を受け、高等学校・幼児教育現場からも高い評価を受けている。特に、特色 GP、学生支援 GP での学習成果は卒業時の学生満足度 100%の数値に表れるとともに、学科内教員の団結力・帰属意識の向上に大きな成果をあげている。

また、平成 21 年度には「大学教育・学生支援推進事業」学生支援推進プログラム、平成 24 年度には「私立大学教育研究活性化設備整備事業」【区分 A】の採択を受け、学科内教員はモチベーションを維持している。

近年、近隣に保育者養成校が乱立し、岡山県内では 20 校の養成施設が競合し、平成 27 年度学生募集から入学定員 100 名が未充足である。倉敷駅からバスで 20 分という通学アクセスも他校の最寄駅から徒歩数分という環境と比較して弱みとなっている。幼児教育現場からの 2 年制の養成課程に対するニーズは変わらず高いが、女子の 4 大志向も弱みとなっている。

入学定員の確保状況から平成 21 年度の入学者数が 99 人となったので平成 22 年度から入学定員を 100 名に変更した。変更後の入学者数は以下の表である。順調に 100 名定員を確保することができていたが、平成 27 年度募集では、大幅に定員を割り、平成 30 年度募集では 60 名と過去最悪の定員割れとなった。この原因は、推薦選抜の受験者が減少したこと及び県内の関係大学及び短期大学が定員を増加させたこと、本学の学納金のみ消費税 8%に伴うランニングコストを増加させたこと、また専門学校の職業専門実践課程の制度が施行されたこと、平成 28 年 3 月の本学教員の訴訟によるマイナス的な要素などが起因した。

22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
104	100	99	109	104	73	82	76	60

したがって、推薦選抜の受験者数を回復させることが急務である。さらに、本学教員との裁判が平成 30 年 12 月に終了したので、早急に信頼の回復に努めることが重要である。

対策として学生募集に成功した短期大学の学生募集を参考にし、学生のオープンキャンパスの企画チーム「OGS」を結成し、OGS の活動を通して学生募集や充実した学生生活、学生の学習成果の獲得に力を入れていく。

## 学生募集対策

### オープンキャンパス

オープンキャンパス参加者を増加させるため、入学後クオカードを支給するリピートカード（繰り返しオープンキャンパスに参加した場合、1 回毎に、1,000 円支給）や奨学金制度の広報などハード的な要素の充実と学生が企画し運営するオープンキャンパスを実施するなど、ソフト的な要素の充実を図る。また、オープンキャンパスの開

催を 7 回に増加させた。オープンキャンパス参加から受験し、合格した者を確実に入学者にするため、入学前学習講座の充実を図る。

7 月と 9 月に本学教員が平均 6 校の高校訪問を実施してきたが、平成 29 年度より近隣の高校にオープンキャンパスの広報のための 4 月、5 月の高校訪問を実施した。今後とも実施する。

#### 教員による高校訪問

意欲はあっても高校・受験生の立場での説明が出来ないこともあるので学科ごとに訪問者の適否を検討し、全教員の訪問体制から専属教員の訪問体制に変更する。必ず事前にアポイントをとり終了後は礼状葉書を送る。各学科とも高等学校への出前授業を数多く実施できるように、出前授業 PR も実施する。また、平成 30 年度より高校から本学に求められることを調査し、高校からのニーズに対応する。高校訪問終了後には、統一様式の報告書により各高校の現状・受験者のニーズ・本学実施イベントの内容などについて、結果を分析するとともに、全教員が現状を共有する。

#### 在学生の高校訪問

在学生が夏季の休暇で帰省した際、出身高校での PR、学びの紹介などを行えるよう学生の満足度を高める。

#### 効果の高い PR 媒体の検討

大手進学雑誌への掲載、看板広告、新聞広告、TVCM は多数の目にとまるメリットはあるが、料金が高額である。資料請求者数の分析・入学生のアンケート調査を実施・分析し、より効果が高く、低料金の PR 媒体へシフトする。また、本学ホームページでのタイムリーな情報提供及び内容の充実を図っていく。さらに、平成 30 年度 11 月より本学ホームページを再構築し、ステークホルダーにわかりやすい情報を公開する。

#### 業者主催進学ガイダンス・高校内ガイダンス・本学主催進学ガイダンス

業者主催進学ガイダンス（会場形式・高校内ガイダンス形式）への参加を促進する。高校生と直接話ができる機会を最大限に学生募集へ反映させるため、短時間で特長を説明できる資料の作成、出席教員の説明トレーニングを実施する。また、学長自ら高校に出向き説明する機会を設けるなど、進学ガイダンスにより力を入れていく。学長、学科長による高等学校進路指導教員に対する説明会を入試懇談会として昨年同様に倉敷市および福山市の 2 会場で実施する。

#### 入試改革

現在の進学・大学選びの中で「経済的であること」も大きなウエイトを占めている。また、競合大学が多数の特待生・授業料免除・寮費無料などの方法をとっている。やみくもに学納金免除による入学生を得るのではなく、目的意識が高く優秀な生徒で高等学校が真に推薦できる生徒を特別奨学生として選抜する「特別奨学生選抜」を実施する。また、平成 30 年度募集より「特別奨学生選抜」は一般試験選抜でも実施し大学・短大共に 1 名が特別奨学生選抜に合格した。

厳正な選抜を実施するため、特別推薦により高等学校長が推薦、合格したもの、又は、一般試験選抜の合格者を対象に選抜方法（学力試験・小論文・面接）すべてにおいて 8 割以上の得点を取得した者で当該学科入学定員の 1 割以内を特別奨学生と決定し、入学後の授業料を半額免除する。

出願期間、選抜日、会場、合格発表、入学手続き締切日、入試区分、入試日程などを見直し、受験しやすい環境を整える。特に入試日程は高等学校学事日程及び受験生の都合などに左右されるので、2月1日から開始する本学の試験選抜Ⅰ期は、2月1日または2月2日の2日の内、どちらか都合の良い日程で受験ができるようにしている。

学生数・学納金計画

併設大学食物栄養学科 40名と幼児教育学科 100名を令和2年度から食物栄養学科 50名、幼児教育学科 120名に定員増を図る。

大学の定員（単位：人）

入学年度	1年次	2年次	3年次	4年次
30年度	40	40	40	40
元年度	40	40	40	40
2年度	50	40	40	40
3年度	50	50	40	40
4年度	50	50	50	40

短大の定員（単位：人）

入学年度	1年次	2年次
30年度	100	100
元年度	100	100
2年度	120	100
3年度	120	120
4年度	120	120

大学の学納金（単位：万円）

入学年度	1年次	2年次	3年次	4年次
30年度	119	94	94	94
元年度	119	94	94	94
2年度	119	94	94	94
3年度	119	94	94	94
4年度	119	94	94	94

短大の学納金（単位：万円）

入学年度	1年次	2年次
30年度	107.7	82.7
元年度	107.7	82.7
2年度	107.7	82.7
3年度	107.7	82.7
4年度	107.7	82.7

（提出-22）

教員人事政策

学科別の教員個人単位で「学習成果を焦点にした充実・向上のための査定サイクル」及び「評価，計画，そして改善」の成果内容を観点にした人事考課を行い、職責の全う、充実、向上、改善が学生確保を好転させ、経営の改善につながることを認識する。

事務職員人事政策

プロフェッショナルと呼べる事務処理知識・能力を備えた人材の養成が急務であり、なによりも本学園に対する帰属意識の高揚が不可欠である。SD会議の中で、管理責任者の管理能力を高めるとともに、サブ委員会としてSD委員会を設置し、教職員、学生、卒業生が同志的共同体である学園の一員としての事務職員の職業能力の向上を図る。業務に対する責任感と経験の定着を向上させるため、個人ごとの業務日報を作成し、自己の職務管理に努める。また、事務室ごとの業務進行状況の共有化・進捗状況のばらつきを解消する。図書館の司書2名体制から司書1名、派遣職員1名の2名体制とする。

人件費削減計画

本学では、入学者の減少に伴い、定年及び自己都合の退職教職員の無補充策による人員削減、入学者数の収容定員比率を支給率に乗じた賞与の定率カット、派遣職員の活用などの策を講じて人件費を抑制しているが、一概に経常収入の増加が見込める状

況ではないので、更に、人員の合理化及び抑制する賃金体系化により、令和 2 年度までに、人件費依存率を 80%以下にすることを旨とする。

事業活動収支計算書 関係比率	25 年度 決算	26 年度 決算	27 年度 決算	28 年度 決算	29 年度 決算	30 年度 決算
人件費比率	62.6%	66.5%	66.3%	60.6%	75.9%	82.8%
人件費依存率	94.7%	90.7%	96.3%	110.1%	107.2%	120.1%

平成 30 年度決算において、人件費比率 82.8%、人件費依存率 120.1%と高く、人事政策は、効果的に削減できていないのが現状である（提出-22）。

### 施設設備の将来計画

教育関係設備（食物栄養学科実験・実習関係設備備品、情報教育設備備品）は現在十分に設置ができているため、新たな教育関係設備新設の予定はない（備付-92）。

現有の施設設備の有効利用、稼働率を上げるため、特に体育館・学生ホール棟の利用時間を延長し、学生食堂の提供食数の増加を実施し、サービス向上による学生のキャンパスライフ充実に努める（備付-110）（備付-111）。

学生の課外学習・クラブ活動や学生生活充実にために、現有の施設設備の有効利用・学生サービス向上の両面から調査分析、改善するために学生へのアンケート調査を実施する（備付-27）（提出-22）。

施設については、校地・校舎、教室などは設置基準、各種関係法令に照らして十分であり、当面新設の予定はない。軽微な改修として、トイレの洋式化改修工事は最も古い建物から毎年計画的に 1 階ずつ平成 23 年度から実施しており、平成 29 年度に終了した。

老朽化による買い替えのサイクルが最も短いものとして、ネットワーク関連装置・コンピュータがあげられ、サーバー、大学備付 PC の順次買い替えを進め、あわせてネットワーク関連装置及びコンピュータ等の買い替えは、平成 30 年度に完了した。

入寮する学生数が減少の一途をたどり、現在キャンパス内の学生寮のみを運営している。入寮率が収容定員の 100%を確保できるよう学生寮の維持管理に務める。

今後の課題は現有施設設備のメンテナンス、老朽化にともなうバージョンアップ、バリアフリー化である。バリアフリー整備は投資コストが莫大になるため、当面整備に着手できないが、現有設備の有効活用を促進するため、学生寮、体育館・学生ホール棟、図書館など学生の課外学習・福利厚生分野の稼働率を上げるよう実施している。

外部資金の獲得は、下記のとおりである（備付-85）。

#### 平成 30 年度学術研究助成事業助成金

##### 研究代表者

- ・研究種目：基盤研究（C）／平成 29 年度～平成 31 年度

## 岡山短期大学

- ・研究課題名：「小学校生活科・保育活動に役立つバリアフリー自然体験型環境教育教材の開発」
- ・研究代表者：山口雪子
- ・交付決定額（3年総計）：【直接経費：3,300,000円、間接経費：990,000円】
- ・平成29年度：2,730,000円【直接経費：210万円、間接経費：63万円】（H29.7.5入金）
- ・平成30年度：780,000円【直接経費：60万円、間接経費：18万円】（H30.4.10入金）

### 平成30年度外部資金の獲得

#### 平成30年度岡山県補助金

おかやま子育てカレッジ地域貢献事業費補助金（岡山県備中県民局）

補助金：110,000円（H31.3.25入金）

保育士養成施設連携強化事業（保育所等就業支援強化）補助金（岡山県保健福祉部）

補助金：44,000円（H30.11.30入金）

また、併設の岡山学院大学の外部資金の獲得は、下記のとおりである。

### 研究分担者

- ・研究種目：基盤研究（C）／平成29年度～32年度
- ・研究課題名：「再発性尿路感染症に対する乳酸菌膾坐剤の有効性に関する基礎・臨床的エビデンスの構築」
- ・研究代表者：石井亜矢乃（岡山大学）
- ・研究分担者：狩山玲子  
（分担金）
- ・平成29年度：65,000円【直接経費：5万円、間接経費：1万5千円】（H29.7.7入金）
- ・平成30年度：65,000円【直接経費：5万円、間接経費：1万5千円】（H30.6.25入金）

### 平成30年度外部資金の獲得

#### 平成30年度奨学寄附金

「さぬきうどんのおいしさに関する研究（共同研究）」に対する研究助成

公益財団法人飯島藤十郎記念食品科学振興財団

（千葉県市川市市川1-9-2 サンプラザ35ビル6階）

- ・研究代表者：次田一代（香川短期大学）
- ・研究分担者：次田隆志、津村哲司
- ・寄附金額：1,000,000円（H30.4.17入金）

#### 平成30年度ごはんの適量を学ぶ「3・1・2弁当箱法」体験セミナー事業経費補助（公益社団法人米穀安定供給確保支援機構）

実施日時：平成30年6月20日（水）12：30～14：30

実施場所：岡山学院大学C203栄養教育実習室（講義）、A108調理実習室（実習）

助成金額：86,799円（H30.10.30入金）

実施責任者：村上祥子

遊休資産の処分等の計画は、幸寮と福井寮を処分したため終了した。

短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスは、入学定員の確保が出来ていないので、人件費比率及び人件費依存率の割合が非常に高くなっている。

学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

経営改善計画の目標が達成できていない。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし。

#### <基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

『専任教員の研究活動の活性化および科学研究費補助金・外部研究費等の獲得を奨励し、特に科学研究費補助金を獲得した者に対する報奨の制度などを検討する』こととしたが、研究内容が学生の学習成果と直接に関係していない場合もあるので制度化していない。

『事務職員の人材の確保およびプロフェッショナルと呼べる事務処理知識・能力を備えた人材を養成するため事務職員一人ひとりが意識を高く持って自己改革を行っていくことを奨励すると同時に、SDを充実させるなどして、組織的に職員の成長を支援する体制を構築していく。また、経営改善計画を成功させるためにも職員と教員が学生の学習成果の向上のために協働する場を増やしていく。』ことについては、SD委員会の委員長を学長が掌り、学長が法令や省令の変更点の解説、中教審の答申の解説を行い、教員と協同するSD委員会などを開催した。

『施設設備の点検・整備については、今後も確実に継続して行い、教育研究施設として適切な安全性を確保した環境整備に努める。また、バリアフリー環境については、今後も、必要性を考慮しながら順次整えていく。校舎の耐震対策工事は全て終了したと把握していたが、平成13年度に全面改修した併設大学の栄養学実験実習棟および第1学生ホール棟について未了であることが判明した。また室内の棚や書架の固定状況が完全に把握できていない。これらについて平成24年度中に検討する。』については、栄養学実験実習棟の耐震診断を平成30年度に実施した。

『技術的資源の維持・管理・更新を行い、学生および教職員にとって最適な環境を形成するために努める。また、大学改革推進事業で導入したSNSの活用に関するプレゼンテーションを情報処理科目を担当する教員が授業の中で行い、学生に対してSNS

の活用を促すとともに、利用しやすい情報交換ツールとしての課題点を収集し、その後の改善策を発見する。特に、平成 25 年 3 月卒業予定者に対して卒業後の利用を促す。』については実施できていなかったが、本学公式ウェブサイトのリニューアルを平成 30 年度に行い、SNS サイトの整備も行った。

『経営改善計画（平成 20 年度～24 年度（5 ヶ年））は当初 24 年度黒字化で進行させていたが、計画の実施に伴って 22 年度に大学および短期大学の入学定員を減じて定員の充足率を 100%にすることから補助金支給の増額を図り平成 24 年度の黒字化となるように変更した。然しながら各経費の削減による支出抑制計画では入学者の減少に合わさった併設大学の退学者の増加などの収入減の影響で恒常的な支出超過が継続し平成 24 年度の黒字化は達成不能となった。従って帰属収入を増加させるため併設大学の再度の入学定員増を行うなど再度の改善計画を平成 24 年度中に立案する。』については、経営改善計画（平成 25 年度～29 年度（5 ヶ年））を立案し、実施してきた。しかしながら目標が達成できなかったので経営改善計画（平成 30 年度～令和 4 年度（5 ヶ年））を立案し、実施している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

経営改善計画（平成 30 年度～令和 4 年度（5 ヶ年））に従い経営改善を図る。

## 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

## [テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

## &lt;根拠資料&gt;

**提出資料** 27. 学校法人原田学園寄附行為

**備付資料** 112. 理事長・学長の個人調書、113. 学校法人実態調査表【平成 28 年度】、114. 学校法人実態調査表【平成 29 年度】、115. 学校法人実態調査表【平成 30 年度】、116. 平成 28 年度理事会決議録、117. 平成 29 年度理事会決議録、118. 平成 30 年度理事会決議録、119. 学校法人原田学園諸規程、4-1. 入学式式辞【平成 30 年度】、135. 教育三綱領の掲示物、4. 入学式式次第【平成 30 年度】、8. 卒業式式次第【平成 30 年度】、124. 評議員会議事録【平成 28 年度】、125. 評議員会議事録【平成 29 年度】、120. 評議員会議事録【平成 30 年度】 136. 役員名簿、16-6. 本学公式ウェブサイト「平成 30 年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書」  
<https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/06/30zaimu.pdf>、10. 経営改善計画報告書（平成 30 年度～令和 4 年度（5 ヶ年））

**備付資料-規程集** 34. 学校法人原田学園岡山短期大学教育研究活動推進委員会規程、77. 学校法人原田学園 理事会会議規則、98. 学校法人原田学園組織倫理規則、56. 学校法人原田学園情報公開規程

## [区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
  - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
  - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
  - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

- ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
- ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

#### <区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は、昭和 52 年 3 月法政大学大学院修士課程を修了と同時に同 52 年 4 月から 7 年間の会社勤務を経て同 59 年 4 月に学校法人原田学園主事及び英語科設置認可に係る一般教育科目「コンピュータ概論、コンピュータ演習、コンピュータ演習Ⅱ」及び専門教育科目「英文タイプⅡ（ワープロ）」担当の教員組織審査を受けた岡山女子短期大学専任講師に就任した（備付-112）。

同 61 年 4 月からは学校法人原田学園評議員、副理事長に就任し、平成 14 年からは理事長に就任して現在に至っている。また、同 62 年 4 月から平成 2 年 3 月まで法人本部長を務め、同 61 年以降の教員歴は、同 63 年 4 月助教授、平成元年教授、同 2 年副学長、同 10 年学長また同 14 年 4 月に併設で新設した岡山学院大学の学長及び人間生活学部の学部長に就任して現在にいたっている（備付-112）。

理事長は、学長として入学式の式辞において、本学公式ウェブサイトや学校案内で表明している本学の建学の精神である教育三綱領「自律創生、信念貫徹、共存共栄」を述べ、学生及び保護者は入学と同時に改めて本学の建学の精神を意識下に置く。また、式後のオリエンテーションで配付される学生のしおりには、内表紙に教育三綱領を明記し、学則施行細則第 1 条においても明確に示し、後ページの岡山短期大学学歌の歌詞にも織り込まれ学生は常日頃から教育三綱領に触れることになる（備付-4-1）。

この他学内に対して、事務部や主要教室にも教育三綱領を掲示し、日常的な啓発にも徹している（備付-135）。また、年頭および年度初めの全教職員が集合する会議など機会あるごとに理事長・学長からの講話等で歴史・経緯を含めて説明がある。全学行事の際には常に学歌の合唱を行っている（備付-4）（備付-8）。

以上の通り理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。

本学の最高意思決定機関は理事会である。理事会は、岡山短期大学の学長、評議員の互選による 2 人（定数 2）及び理事会が選任した理事 3 人（定数 2～4）を合わせて 6 人（定数 5～7）で構成している（提出-27）。

理事長は、理事の互選（寄附行為の規定）により岡山短期大学の学長が掌り、法人を代表し、その業務を総理している。また、寄附行為では、理事長は職務の執行を補佐させるため副理事長を指名することができることとしているが小規模の法人であることから指名をしていない。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときに理事長の職務を代理し又は理事長の職務を行う理事（寄附行為の規定）を 1 人指名している。以上の通り理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している（提出-27）（備付-116）（備付-117）（備付-118）（備付-120）（備付-124）（備付-125）（備付-136）。

平成 29 年 4 月 1 日から「組合等登記令」（昭和 39 年政令第 29 号）の一部が改正に伴い、寄附行為の資産総額の変更にかかる登記の期限を会計年度終了後 3 月以内に変

更したが、現在も決算及び事業の実績報告は、毎年 5 月の定例理事会で監事の監査報告書と共に理事会で審議決定し、同じく 5 月の定例評議員会に理事長が報告し、諮問している。また、資産総額の変更登記においても、5 月末日までに行い、更に、本学M棟 1 階事務室において寄附行為に規定する財産目録等の備付及び閲覧を可能とし、情報公開規程に従って財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書等の閲覧等を可能としている。尚、これらの書類は本学公式ウェブサイトで速やかに公開している（提出-27）（備付-116）（備付-117）（備付-118）（備付-120）（備付-16-6）。

理事会は、組織倫理規則及び経営改善計画（平成 30 年度～令和 4 年度（5 カ年））の中に次の教育の使命を掲げ、学園の管理運営を図っている（備付-126）（備付-規程集 98）。

1. 本学は、自主性とも言える建学の精神である教育三綱領「自律創生、信念貫徹、共存共栄」を有し、教職員、学生及び卒業生が一体となって建学の精神を継承し高揚させるとともに、絶えず創設の理想について共通の理解を図り、学園全体を統一した教育実践の場とする。
2. 本学は、法令遵守に基づく学校運営の統治を強化し、経営の健全性・透明性を確保し、教育の公共的性格から、教育の永続性、堅実性を保証する。
3. 本学は、常に自己点検・評価に基づく教育内容の充実向上を図り、文部科学大臣の認証した評価機関の認証を受け、国際的に通用する教育の質の保証を図る。
4. 本学は、受入れた学生が質の高い学習成果を修得する教育を行い卒業させるとともに、卒業後社会から高い評価を獲得することを最も重要な社会的責務とする。

理事会の会議は、寄附行為の規定及び理事会で制定施行した理事会会議規則により開催運営している。理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、理事会の議長を掌る。理事会は理事の職務の執行を監督し、随時理事長が招集する。また、理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 10 日以内に理事会を招集しなければならないことになっているが、現在までその事例はない。

理事会は、毎年 3 月 5 月 10 月の定例会及び臨時会とし、寄附行為に別段の定めがある場合をのぞき、理事総数の過半数の理事の出席がなければ会議を開き、議決することはできない（提出-27）（備付-規程集 77）。

理事会は、岡山短期大学教育研究活動推進委員会規程に定めるとおり、岡山短期大学の教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するために理事会に教育研究活動推進委員会及び教育研究活動充実会議を置いている。この教育研究活動推進委員会は、認証評価を受審するためのもではなく本学独自の自己点検・評価を行う委員会であり、建学の精神に基づく教育研究上の理念、目的、学校教育法に定める大学の目的、我が国の高等教育の目指すべき基本方向に照らし、本学教育研究活動の充実改善に資する点検・評価を行うものである（備付-規程集 34）。

認証評価の受審を申し込む際には、理事会の議決を経て申し込む（備付-117）。申し

込みが受理されたら認証評価に係る短期大学評価基準に基づく自己点検・評価を学科教員及び事務職員に指示し、提出期限までに理事長の最終点検を経て提出する。

私立学校法に従い理事会は、評議員会及び監事によってガバナンスを確保した業務執行を図っている。また、小規模の法人であることから事務組織においても法人本部等の事務部署を設けず、議事録の作成等の事務処理は学内理事及び学内評議員によって処理している。その他、学則の変更や学園の諸規程の制定・改正などは理事会の議決をもって実施している。

理事会は、次に掲げる事項については理事の3分の2以上の議決がなければならないこととしている（提出-27）。

1. 予算及び事業計画の編成及び重要な変更、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）、基本財産の処分、運用財産の中不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項
2. 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
3. 私立学校法第50条第1項第3号に掲げる事由による解散
4. 目的たる事業の成功の不能となった場合の解散
5. 残余財産の帰属者に関する事項
6. 合併
7. 寄附行為の変更

当初予算及び事業計画については、毎年3月の定例評議員会に理事長が諮問し了承を得た後、同じく3月の定例理事会で審議し決定している。また予算の補正についても同様に評議員会に諮った後理事会で議決している（提出-27）。

決算及び事業の実績報告は、毎年5月の定例理事会で監事の監査報告書と共に理事会で審議決定し、同じく5月の定例評議員会に報告し、諮問している。理事会は、岡山短期大学の学長、評議員の互選による2人（定数2）及び理事会が選任した理事3人（定数2～4）を合わせて6人（定数5～7）で構成している（提出-27）。

以上の通り理事長は、私立学校法に則って決算の理事会議決及び評議員会への報告を各年度に滞りなく行い同時に本学公式ウェブサイトにより財務情報を公開しているので特段の課題はない。理事会は、理事長のリーダーシップのもと、私立学校法、学校教育法、短期大学設置基準等の法改正に対して敏感に対応を図っている。特に理事長が短期大学の学長であることから学則変更等においても教授会との連携を十分に図っている。

財務情報の公開、寄附行為、役員名簿、役員報酬規程は、本学M棟1階事務室において寄附行為に規定する財産目録等の備付及び情報公開規程に従って閲覧等を可能としている。尚、財務情報の公開（財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書等）は本学公式ウェブサイトでも公開している（備付-規程集56）。

現在、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程の整備の状況は以下の通りである（備付-119）（備付-規程集）。

1	学校法人原田学園事務組織規程
---	----------------

2	学校法人原田学園文書取扱規程
3	学校法人原田学園文書保存規程
4	学校法人原田学園公印取扱規程
5	岡山学院大学教授会規程
6	岡山短期大学教授会規程
7	岡山学院大学岡山短期大学合同教授会規程
8	学校法人原田学園岡山学院大学入学者選抜規程
9	学校法人原田学園岡山短期大学入学者選抜規程
10	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学合同入学者選抜管理規程
11	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学図書館委員会規程
12	学校法人原田学園岡山学院大学奨学生選考委員会規程
13	学校法人原田学園岡山短期大学奨学生選考委員会規程
14	岡山学院大学学長選考規程
15	岡山短期大学学長選考規程
16	岡山学院大学学部長選考規程
17	学校法人原田学園教職員選考規程
18	学校法人原田学園就業規則 学校法人原田学園任期付専任教員の任用に関する規程 学校法人原田学園服務ハンドブック
19	学校法人原田学園特別専任教員就業規則
20	学校法人原田学園非常勤教員に関する規程
21	学校法人原田学園給与規程
22	学校法人原田学園退職手当支給規程
23	学校法人原田学園旅費規程
24	学校法人原田学園経理規程
25	学校法人原田学園経理規程施行細則
26	学校法人原田学園固定資産及び物品管理規程
27	学校法人原田学園役員等報酬規程
28	学校法人原田学園役員等退職手当規程
29	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学情報処理教育センター規程
30	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学情報処理教育システム利用規程
31	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学情報処理教育推進委員会規程
32	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学教育研究活動推進委員会規程
33	学校法人原田学園岡山学院大学教育研究活動推進委員会規程
34	学校法人原田学園岡山短期大学教育研究活動推進委員会規程
35	学校法人原田学園防災管理規程
36	学校法人原田学園育児・介護休業等に関する規程
37	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学FD（ファカルティ・ディベロプメント）委員会規程
38	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学SD（スタッフ・ディベロプメント）委員会規程
39	岡山学院大学における動物実験ポリシー、学校法人原田学園岡山学院大学動物実験規則 岡山学院大学動物飼育施設利用のてびきー飼養保管マニュアルー
40	学校法人原田学園岡山学院大学受託研究取扱規程
41	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学キャンパス・ハラスメント防止規程
42	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学キャンパス・ハラスメント防止規程の運用について
43	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学ハラスメント調査会に関する細則
44	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学ハラスメント相談体制に関する細則
45	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学紀要投稿執筆規程
46	紀要編集委員会の編集方針
47	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学学生相談室規程
48	岡山学院大学・岡山短期大学情報セキュリティポリシー
49	岡山学院大学岡山短期大学個人情報保護に関する基本方針

50	岡山学院大学岡山短期大学学生個人情報保護規則
51	岡山学院大学学位規程
52	岡山短期大学学位規程
53	学校法人原田学園監査基準
54	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学研究倫理規程
55	岡山短期大学幼児教育学科指定保育士養成施設規程
56	学校法人原田学園情報公開規程
57	岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範
58	岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いに関する規程
59	岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いの不正防止に関する規則
60	岡山学院大学岡山短期大学研究活動の不正行為防止に関する取扱規程
61	岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止対策の基本方針
62	岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止計画
63	岡山学院大学岡山短期大学における競争的資金に係る間接経費の取扱いについて
64	岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の内部監査マニュアル
65	学校法人原田学園公益通報者保護規程
66	学校法人原田学園教員の研究費に関する規程
67	岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科高大接続連携校規程
68	学校法人原田学園岡山学院大学優待制度規程
69	岡山短期大学幼児教育学科高大接続連携校規程
70	学校法人原田学園岡山短期大学優待制度規程
71	学校法人原田学園学生納付特例の申請に関する事務取扱規程
72	学校法人原田学園資産運用規則
73	学校法人原田学園教職員兼職規則
74	学校法人原田学園専任教育職員の勤務時間の変更と自宅研究日の規則
75	経営改善プロジェクトチーム設置規則
76	学校法人原田学園 評議員会会議規則
77	学校法人原田学園 理事会会議規則
78	岡山学院大学学習評価・試験規程
79	岡山短期大学学習評価・試験規程
80	岡山学院大学科目等履修生及び聴講生規程
81	岡山学院大学休学・復学に関する規程
82	岡山学院大学退学・再入学に関する規程
83	岡山学院大学編入学等に関する規程
84	岡山短期大学科目等履修生及び聴講生規程
85	岡山短期大学休学・復学に関する規程
86	岡山短期大学退学・再入学に関する規程
87	単位当たり平均 GPA の算出規則
88	岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針
89	岡山短期大学幼児教育学科の教育方針
90	岡山学院大学入試問題作成委員会規程
91	岡山短期大学入試問題作成委員会規程
92	岡山学院大学他大学等において修得した単位の取扱いに関する規程
93	岡山短期大学他大学等において修得した単位の取扱いに関する規程
94	「幼稚園教育実習」履修に関する規則
95	「保育実習Ⅰ・Ⅱ」履修に関する規則
96	岡山学院大学岡山短期大学省エネルギー推進委員会規程
97	学則第10条(4)による規程
98	学校法人原田学園組織倫理規則
99	学校法人原田学園危機管理規則

100	震災対策マニュアル
101	岡山学院大学および岡山短期大学のクラスおよびクラスメンターに関する規程
102	「臨地実習」履修に関する規則
103	「栄養教育実習」履修に関する規則
104	岡山学院大学・岡山短期大学シラバス作成規則
105	岡山学院大学・岡山短期大学シラバスチェック規則
106	岡山学院大学・岡山短期大学 S-T シャトル・カード使用規則
107	岡山学院大学管理栄養士国家試験受験対策ゼミに関する規程
108	岡山学院大学管理栄養士国家試験対策ゼミ受講に関する規則
109	岡山学院大学岡山短期大学懲戒に関する規程
110	岡山学院大学・岡山短期大学入試事務室（アドミッション・オフィス）運営規程
111	学校法人原田学園個人情報の保護に関する規程
112	学校法人原田学園個人番号及び特定個人情報取扱い規程
113	学校法人原田学園特定個人情報の取扱いに関する基本方針
114	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学 IR&EM 規程
115	岡山学院大学岡山短期大学「ヒトを対象とする研究」に関する研究倫理審査委員会規則
116	岡山学院大学岡山短期大学アセスメント・ポリシー

理事は、「岡山短期大学幼児教育学科の教育方針」を理事会で制定施行したので、建学の精神、短期大学及び幼児教育学科の教育目標、学習成果、学位授与の方針と卒業認定、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針の共通認識を図っている。

また理事は、理事会において組織倫理規則及び経営改善計画の中に教育の使命を掲げ、学園の管理運営を図っている（備付-10）（備付-規程集 98）。

理事は、寄附行為第 12 条第 5 項の規定に従い、昭和 25 年 4 月 1 日から起算して 4 年ごとに任期満了し 4 月 1 日付けで改選している。従って、現在の理事は平成 30 年 3 月 28 日開催の旧定例理事会及び定例評議員会において選任された理事である。尚、寄附行為附第 5 条に定めるとおり、本寄附行為は平成 17 年 9 月 1 日付施行の改正私学法により平成 17 年 9 月 20 日付で文部科学大臣の認可を受けているので、理事は、私立学校法第 38 条（役員を選任）の規定に基づき選任されている。

理事長は、理事のうち 1 人は理事の互選により選任する。（寄附行為第 6 条）

監事の定数は 2 人（寄附行為第 5 条）と規定しており、理事、職員（学長、教員その他の職員を含む）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任する（寄附行為第 11 条）（提出-27）（備付-118）（備付-120）。

次の寄附行為第 12 条第 4 項第 1 号の役員解任の規定は、学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定に抵触しないよう、理事就任時にこれについて該当しないことを誓約書にして文部科学省に届け出でているが、在任時の欠格事由にも寄附行為に準用して次の様に定めている（提出-27）。

4 役員が次の各号の一に該当するに至った時は、理事総数の 3 分の 2 以上出席した理事会において、理事総数 3 分の 2 以上の議決及び評議員会に諮問してこれを解任し新たな役員を選出し、これに充当することができる。

1. 法令の規定または寄附行為に著しく違反したとき
2. 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
3. 職務上の義務に著しく違反したとき
4. 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

#### <テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

特になし。

#### <テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

理事長は米国のア krediteーションシステムを手本にして岡山短期大学の教育の質保証に取り組んできた。

平成3年7月の設置基準の大綱化により大学及び短期大学に自己点検・評価が義務化された。自己点検・評価は、米国の大学の教育の質保証で重要な役割を担うア krediteーションにおいて大学が行うセルフスタディーのことである。理事長は、これからの大学の管理運営には、教育の質保証が重要になってくると考え、平成4年から米国のア krediteーションシステムとセルフスタディーを学び本学の教育の質保証に取り入れてきた。

米国の大学の教育の質保証は、大学がア krediteーションという独自の私的仕組みにより自発的かつ継続的にセルフスタディーを実施し、自らの質的水準の維持を図っている。米国のア krediteーションには、100年以上の歴史があり、大学が、高等教育機関としての使命や適格性を担保した教育の質保証を報告書にしたセルフスタディーレポートを大学の関係者が相互に評価することで、大学の教育内容の充実・向上を図る自主的な活動であり連邦政府の関与はなかった。しかし近年は、奨学金の支給に関する米国の高等教育法の規定にア krediteーション委員会または専門分野の認定団体の認定を受けている高等教育機関の学生であることが条件となり、ア krediteーションは連邦政府の制度とも紹介されるようになってきている。

我が国において平成16年から法制化された認証評価はこの米国のア krediteーションシステムがモデルになっており、理事長は、平成6年設立の短期大学基準協会が認証評価機関として認証を受けるための準備委員会に平成14年から加わりア krediteーションシステムを参考にして短期大学評価基準の策定や第三者評価の仕組の構築に携わった。短期大学基準協会は平成17年度から認証評価を開始し、当時は第三者評価そのものの文化のない折で、理事長は事前に実施した研究交流会においてア krediteーションシステムを例に挙げてピアレビューについて詳しく説明した。

現在理事長は、平成26年度から認証評価委員会の委員長として評価校の認証評価および短期大学教育の質保証の向上充実に取り組んでおり、その説明責任を果たすためにも岡山短期大学の教育の質保証に真摯に取り組んでいる。

#### [テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

#### <根拠資料>

提出資料 なし

備付資料 112. 理事長・学長の個人調書、128. 岡山短期大学教授会議事録【平成28年度】、129. 岡山短期大学教授会議事録【平成29年度】、60. 岡山短期大学教授会議事録【平成30年度】、130. 合同教授会議事録【平成28年度】、131. 合同教授会議事録【平成29年度】、132. 合同教授会議事録【平成30年度】、133. 入試管理委員会議事録【平成30年度】、134. 学生相談室議事録、97. 学生のしおり【平成30年度】  
99. 新年度準備会議事録【平成30年度】、127. 各種委員会等（平成30年3月23日）

備付資料-規程集 6. 岡山短期大学教授会規程、7. 岡山学院大学岡山短期大学合同教授会規程、11. 学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学図書館委員会規程、13. 学校法人原田学園岡山短期大学奨学生選考委員会規程、15. 岡山短期大学学長選考規程、37. 学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学FD（ファカルティ・ディベロプメント）委員会規程、47. 学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学学生相談室規程、109. 岡山学院大学岡山短期大学懲戒に関する規程、116. 岡山学院大学岡山短期大学アセスメント・ポリシー

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
  - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
  - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
  - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
  - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
  - ⑤ 教授会の議事録を整備している。

- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

#### <区分 基準IV-B-1 の現状>

学校教育法の一部改正が平成 27 年 4 月 1 日から施行されることを受けて、本学の教授会規程において、改正の趣旨である『教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べることとしたこと。(第 93 条第 2 項)』及び『教授会は、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができることとしたこと。(第 93 条第 3 項)』について本学の教授会規程及び学則を改正し、学長は法令に則って教学運営を司っている(備付-128)(備付-129)(備付-60)(備付-97)(備付-規程集 6、7)。

学長は、理事長が兼務している。学長の人格及び大学運営に関する内容は、如上の基準IV-A 理事長のリーダーシップ及び同特記事項に述べた通りである(備付-112)。

学長は入学式の式辞において、本学の建学の精神である教育三綱領「自律創生、信念貫徹、共存共栄」を述べており、学生及び保護者は入学と同時に本学の建学の精神を意識下に置く。また、式後の入学生と保護者合同のオリエンテーションで配付される学生のしおりには、内表紙に教育三綱領を明記し、学則施行細則第 1 条においても明確に示し、後ページの岡山短期大学校歌の歌詞にも織り込まれていることを学長が講話する。この他学内に対して、事務部局や主要教室にも教育三綱領とその解説を掲示し、日常的な啓発にも徹している。また、年頭および年度初めの全教職員が集合する会議など機会あるごとに学長からの講話等で歴史・経緯を含めて説明がある。全学行事の際には常に学歌の合唱を行っている。

更に、「建学の精神と教育理念」、そして「教育の目的・目標」、「学生の学習成果」それぞれの相互の関係を明確にして表明し、「学生の学習成果」を獲得するための「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」(三つの方針)を明解に示しているかを点検する学習成果を焦点にした向上・充実のための査定の仕組の流れについて全教職員に対して日常的に認識を促し実践を求めている。

以上の通り学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

理事会によって平成 27 年 4 月 1 日に制定施行された岡山学院大学岡山短期大学懲戒に関する規程及び懲戒の運用に関する基準を学生のしおりに示し、岡山短期大学学則の第 48 条及び第 49 条に規定する次の事項

岡山短期大学学則の第 48 条

学生にして、学校の内外を問わず学校の秩序を乱し、学生としての本分に反した者には、その軽重により、訓告、停学、退学処分に付することがある。

(2)前項の手続は学長が別に定める。

岡山短期大学学則の第 49 条

前条の規定のほか、次の一に該当する者は学長が別に定める手続を経て退学に処する。

1. 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
2. 学業劣等で成績の見込みがないと認められた者
3. 正当の事由なく出席常でない者
4. 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

について手続きを定めている（備付-97）（備付-規程集 109）。

毎年度、3 月の下旬に新年度準備会議を全教職員の出席で開催する。平成 30 年度は平成 30 年 3 月 23 日に開催した。会議内容は資料のとおりであり、幼児教育学科専任教員の事務分掌、事務組織等の職務内容を指示する（備付-99）。

学長（任期 4 年）の選考は岡山短期大学学長選考規程により理事会において選任する（備付-規程集 15）。

学長は理事会において理事定員の 3 分の 2 以上の議決により任命される。学長に事故があるとき又は学長が欠けたときは、理事長が学長代行となり、1 ヶ月以内に理事会を招集し、新しい学長を任命しなければならない。

岡山短期大学学長選考規程

学長となる者は、岡山短期大学建学の精神を継承し、学園創立者の教育理念を理解尊重し、学園及び大学の伝統と特色とを重んじ、私立学校教育の特性を理解できる教育者でなければならない。また、教育基本法と私立学校法の精神を体し、経営基盤の健全性と公共性を尊重できる者でなければならない。その他、次の各項に抵触する者であってはならない。

1. 法律で定める刑罰を受けた者
2. 非合法的政治活動に従事した者
3. 経済的破綻者
4. 心身に著しく障害のある者
5. その他理事会において不相当と認めた者

以上の通り学長は学長選考規程に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

短期大学の管理運営体制は、学長の下に幼児教育学科と事務部で体制を整えている。従来より幼児教育学科には必置義務でない学科長は置かず理事長が任命する主任教授の名称で学科の管理を行っている。主として学科の教学運営は学長が統括している。

学長は、本学の教育研究活動全般についての諸事項の決定は、法令に規定されるものは決定を行うに当たり意見を求め、それ以外のは学長の専決事項として決定し、後の教授会でその旨を報告している。教授会は毎月第 1 木曜日を定例とし、年間行事

予定表にも新年度開始時から組み込まれている。予定に変更がある場合は、速やかに全教授に対する掲示によりその旨連絡をする。また、緊急を要する場合は、電話にて全教授に対して開催を通知し、過半数の出席者が確保できる最も早い時間に開催し、審議により議決を図る（備付-規程集 15）。

#### 岡山短期大学学則に規定する教授会

教授会は、本学の教授をもって組織し、准教授、その他の教員を加えることができる。

(2) 教授会は次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

1. 学生の入学及び卒業に関すること
2. 学位の授与に関すること
3. 教育課程の編成に関すること
4. 学生の懲戒に関すること
5. その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めること

(3) 教授会は学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

であるので、本学の教授会規程との整合性も図られている（備付-97）（備付-規程集 15）。

本学の教授会は、岡山短期大学教授会規程に則って学長及び専任の教授をもって構成し、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べる（備付-128）（備付-129）（備付-60）（備付-規程集 6）。

- (1) 学生の入学に関すること
- (2) 卒業認定に関すること
- (3) 学位の授与に関すること
- (4) 教育課程の編成に関すること
- (5) 学生の懲戒に関すること
- (6) 教育職員の資格審査についてのこと
- (7) 学則その他関係の規程の制定・改廃についてのこと
- (8) 諸施設の新設・改廃についてのこと
- (9) 学生の退学・休学・再入学・復学・転学・編入学・科目等履修生及び聴講生についてのこと
- (10) 大学の行事に関すること
- (11) その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めたこと

また、教授会は、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができることになっているが、現在のところ事例はない。

大学短大の合同教授会は、岡山学院大学岡山短期大学合同教授会規程に即して学長

及び大学及び短大の専任の教授をもって構成し、学生の生活指導に関することや学園全体の教育及び行事に関することを審議議決する（備付-130）（備付-131）（備付-132）（備付-規程集 7）。

教授会の議事録は総務課が作成し総務課において整備してある（備付-130）（備付-131）（備付-132）（備付-128）（備付-129）（備付-60）。

教授会は、理事会で制定された「岡山短期大学幼児教育学科の教育方針」及び学習成果を獲得させるために、三つの方針のもとに「学習成果を基にした教育の方法、実践」を行い、成績評価など学習の結果について量的・質的データをもとにして学習成果の獲得状況について分析を行うアセスメント・ポリシー（備付-規程集 116）を共有している。また、学生の学習成果、三つの方針の点検、教育の方法・実践、および学生のニーズの点検などにおいて PDCA サイクルを用いて本学の教育の質保証の向上・充実に努めることを FD をとおして進めている（備付-128）（備付-129）（備付-60）。

学長の下に次の委員会を設置し、大学の管理運営に努めている（備付-127）（備付-規程集 11、13、37、47）。

大学短大 FD 委員会（岡山学院大学岡山短期大学 FD（ファカルティ・ディベロプメント）委員会規程）

教員の大学教育に対する教育研究の使命及び教育意識の改革を含めて、大学の教育、研究、社会サービスの機能の充実に努めるための教員の資質開発を目的として、岡山学院大学及び岡山短期大学の全ての教員組織をもって岡山学院大学 FD 委員会及び岡山短期大学 FD 委員会（以下「FD 委員会」という。）を組織し、教育課程や特に授業に関する資質開発を最重要とし、大学の教育課程にある授業の構成要素への理解を深め、教育課程を改善することを目的とし、それらに関わる教員自らの資質開発を目指している。また、大学の教育理念及び目標の認識、各学科の教育目標とカリキュラム構成の原理、担当授業科目の授業設計、教授法、成績評価の原理等を毎年 12 月にワークショップ形式で、関係教員相互の意見交換及び討論を通じて、岡山学院大学及び岡山短期大学の教育の在り方を具体にしている。

学生相談室運営委員会（岡山学院大学岡山短期大学学生相談室規程）

本学の学生生活を営む上で、学生の修学及び学生生活の相談に適切に対応するため、岡山学院大学及び岡山短期大学学生相談室を置き、委員会は、相談室が診療及び治療を行うものではなく、学生生活を営む学生に対する学生サービスの一環として、学生の個人的諸問題について相談に応じ、援助を行うことを前提とする相談室の運営について審議する。

大学奨学生選考委員会（岡山短期大学奨学生選考委員会規程）

日本学生支援機構及び各種公的奨学金の奨学生候補者を選考するため、奨学生選考委員会を置き、奨学生候補者を面接及び選考、奨学生の指導等を行っている。

図書館委員会（岡山学院大学岡山短期大学図書館委員会規程）

岡山学院大学及び岡山短期大学の教育方針に即した効果的な図書館運営を行うため本学に図書館委員会を置き、図書館の運営及び図書の購入の方針、その他図書館の閲覧規則及び運営規則等に関する事項について審議する。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

特になし。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特になし。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料 27. 学校法人原田学園寄附行為

備付資料 121. 監査報告書【平成 28 年度】、122. 監査報告書【平成 29 年度】、123. 監査報告書【平成 30 年度】、124. 評議員会議事録【平成 28 年度】、125. 評議員会議事録【平成 29 年度】、120. 評議員会議事録【平成 30 年度】、118. 平成 30 年度理事会決議録

備付資料-規程集 53. 学校法人原田学園監査基準、76. 学校法人原田学園 評議員会会議規則

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、評議員会の同意を得て理事会において選出した学外の者 2 人（定数 2）がその任に当たっている。平成 17 年 4 月から私立学校法の改正を受けて、文部科学省が開催した監事研修会に毎年出席しガバナンスの強化を図っている。

学校法人の業務及び財産の状況について理事会及び評議員会に出席して理事の業務執行状況及び議題によっては予算の執行状況を監査する（備付-118）（備付-124）（備付-125）（備付-120）。

議事録

理事会及び評議員会に出席しての監事の意見は、主として経営改善計画についてである。文部科学省に経営改善計画の実施報告を提出する際に、監事の所見を提出するので、理事会において所見を述べている(備付-118)(備付-121)(備付-122)(備付-130)。

監事は学校法人監査基準(備付-規程集 53)の基に次の職務を遂行している。

1. 法人の業務を監査すること
2. 法人の財産の状況を監査すること
3. 法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること
4. 法人の業務又は財産について、理事会に出席して意見を述べること

また、法人の業務及び法人の財産の状況の監査の結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告することとしているがこのような事例はない。この報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求することとしているが同様に事例はない。

**[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員  
の諮問機関として適切に運営している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

#### **<区分 基準IV-C-2 の現状>**

評議員会は、理事長の諮問機関として 15 人の評議員(定数 15~20)で構成している。15 人の評議員は、本学の教職員 4 人(定数 3~5)、25 才以上の卒業生 2 人(定数 2)、理事から選任された理事 2 人(定数 2)、学長 1 人(定数 1)、在学生の保護者 3 人(3~5)及び学校法人に関係ある学識経験者 3 人(定数 2~5)となっている。評議員会の会議は、寄附行為の規定及び理事会で制定施行した評議員会会議規則(備付-規程集 76)により開催運営している。

#### 評議員会の会議

評議員会の議長は会議のつど評議員の互選で定める。評議員会の会議は定例及び臨時会とし、定例会は毎年 3 月及び 5 月に招集する。臨時会は理事長が必要と認めるとき又は評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合に、その請求のあった日から 20 日以内に招集しなければならないことになっているが、現在までその事例はない(提出-27)。

理事長は、理事会で審議する前に、次に掲げる諮問事項についてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないことになっており、評議員会の会議で了承を得た後、理事会を開催している。

1. 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)、

基本財産の処分、及び運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項

2. 事業計画に関する事項
3. 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
4. 合併
5. 寄附行為の変更に関する事項
6. 理事の3分の2以上の同意による事由及び目的たる事業の成功不能の事由による解散
7. 残余財産の処分に関する事項
8. その他学校法人の業務に関する重要事項

また、理事会において議決された決算及び実績の報告は、理事長が監事の意見を付して評議員会に報告し意見を求めることとなっている。

**[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

#### <区分 基準IV-C-3 の現状>

学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表し、私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。それらは本学公式ウェブサイトの「情報の公開等」で掲載している。また、財務情報は経理課の所在するM棟1階の事務室に備え置き、本学に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供することとしている。

#### <テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

特になし。

#### <テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし。

#### <基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

- (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

各年度の自己点検・評価報告書の作成を毎翌年度終了時まで完成させ本学の教育の質保証を向上させる。本学における震災をはじめとした自然災害に対し、事前の防災のみならず、災害時や災害後の対応を含めた減災的課題に対し、防災・減災の規程を整備し学生の安全確保の徹底を図る。震災対策マニュアルを平成24年5月30日制

定した。

経営改善計画（平成 20 年度～24 年度（5 ヶ年））の実施計画を実現させるため管理部門と教学部門の連携を一層充実させてきたが、経営改善計画が、目標とする平成 24 年度で達成できない状況にあるので平成 25 年度から 27 年度（3 ヶ年）の改善計画をプロジェクトチームにおいて立案する。関係部門からの意向を採り入れることができる予算編成の体制を確立させるためにも経営の改善を早期に実現させる。

ガバナンスを適切に機能させるために次の行動計画を実施する。固定資産台帳及び備品台帳の固定資産が固定資産及び物品管理規程（第 9 条（1））にある分類表の区分に従い整理番号を記入したラベルの貼付ができていないので添付をするよう改善する。固定資産納入から各部署の管理担当者に交付するまでの流れを確立するよう改善する。短期大学の卒業寄附金の納入時期及び納入名称等を検討し納入者が 100%になるよう改善する。月次処理を滞ることなく遂行し、最新の月次試算表を理事長に報告するよう改善する。前任の経理課長ではなかなか実施できなかったが、平成 29 年度から新任の経理課員となってから平成 30 年 9 月から実施している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画  
特にないが、法令遵守に一層努める。

[様式 9] 提出資料一覧

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての印刷物等	1. 教育三綱領の揭示物 2. 学生のしおり【平成30年度】p.17 3. 入学案内【2019】p.7 4. 本学公式ウェブサイト「建学の精神」 <a href="https://owc.ac.jp/about/kengaku/">https://owc.ac.jp/about/kengaku/</a>
B 教育の効果	
学則 ■ 学則のみを印刷したもの	5. 学則
教育目的・目標についての印刷物等	2. 学生のしおり【平成30年度】p.1、p.17-18
学習成果を示した印刷物等	2. 学生のしおり【平成30年度】p.18 3. 入学案内【2019】p.8、p.28 4. 本学公式ウェブサイト「教育方針と学生の学習成果」 <a href="https://owc.ac.jp/tandai/oc_policy/">https://owc.ac.jp/tandai/oc_policy/</a> 6. 学生募集要項【平成31(2019)年度】p.23
C 内部質保証	
自己点検・評価を実施するための規程	7. 学校法人原田学園岡山短期大学教育研究活動推進委員会規程
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
卒業認定・学位授与の方針に関する印刷物等	2. 学生のしおり【平成30年度】p.18 3. 入学案内【2019】p.28 4. 本学公式ウェブサイト「教育方針と学生の学習成果」 <a href="https://owc.ac.jp/tandai/oc_policy/">https://owc.ac.jp/tandai/oc_policy/</a>
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物等	2. 学生のしおり【平成30年度】p.18 3. 入学案内【2019】p.28 4. 本学公式ウェブサイト「教育方針と学生の学習成果」 <a href="https://owc.ac.jp/tandai/oc_policy/">https://owc.ac.jp/tandai/oc_policy/</a>
入学者受入れの方針に関する印刷物等	2. 学生のしおり【平成30年度】p.18 3. 入学案内【2019】p.28 4. 本学公式ウェブサイト「教育方針と学生の学習成果」 <a href="https://owc.ac.jp/tandai/oc_policy/">https://owc.ac.jp/tandai/oc_policy/</a> 6. 学生募集要項【平成31(2019)年度】p.23
シラバス ■ 平成30年度 ■ 紙媒体又は電子データで提出	8. シラバス【平成30年度】CD-R
学年暦 ■ 平成30年度	9. 平成30年度岡山短期大学 学年歴
B 学生支援	
学生便覧等、学習支援のための配布物	2. 学生のしおり【平成30年度】

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
短期大学案内 ■ 平成 30 年度入学者用及び平成 31 年度入学者用の 2 年分	10. 入学案内【2018】 3. 入学案内【2019】
募集要項・入学願書 ■ 平成 30 年度入学者用及び平成 31 年度入学者用の 2 年分	11. 学生募集要項【平成 30 年度】 6. 学生募集要項【平成 31(2019)年度】 12. 推薦書及び志願票等一式【平成 30 年度、平成 31(2019)年度】（一般推薦選抜、一般試験選抜用） 13. 推薦書及び志願票等一式【平成 30 年度】（特別推薦選抜用） 14. 推薦書及び志願票等一式【平成 31(2019)年度】（特別推薦選抜用）
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	
「計算書類等の概要（過去 3 年間）」 「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」[書式 1]、「事業活動収支計算書の概要」[書式 2]、「貸借対照表の概要（学校法人全体）」[書式 3]、「財務状況調べ」[書式 4]	15. 「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」[書式 1] 16. 「事業活動収支計算書の概要」[書式 2] 17. 「貸借対照表の概要（学校法人全体）」[書式 3] 18. 「財務状況調べ」[書式 4]
資金収支計算書・資金収支内訳表 ■ 過去 3 年間（平成 28 年度～平成 30 年度）計算書類（決算書）の該当部分	19. 計算書類（平成 28 年度）・資金収支計算書、資金収支内訳表 20. 計算書類（平成 29 年度）・資金収支計算書、資金収支内訳表 21. 計算書類（平成 30 年度）・資金収支計算書、資金収支内訳表
活動区分資金収支計算書 ■ 過去 3 年間（平成 28 年度～平成 30 年度）計算書類（決算書）の該当部分	19. 計算書類（平成 28 年度）・活動区分資金収支計算書 20. 計算書類（平成 29 年度）・活動区分資金収支計算書 21. 計算書類（平成 30 年度）・活動区分資金収支計算書
事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 ■ 過去 3 年間（平成 28 年度～平成 30 年度）計算書類（決算書）の該当部分	19. 計算書類（平成 28 年度）・事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表 20. 計算書類（平成 29 年度）・事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表 21. 計算書類（平成 30 年度）・事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表
貸借対照表 ■ 過去 3 年間（平成 28 年度～平成 30 年度）計算書類（決算書）の該当部分	19. 計算書類（平成 28 年度）・貸借対照表 20. 計算書類（平成 29 年度）・貸借対照表 21. 計算書類（平成 30 年度）・貸借対照表
中・長期の財務計画	22. 経営改善計画（平成 30 年度～令和 4 年度（5 ヶ年））
事業報告書 ■ 過去 1 年間（平成 30 年度）	23. 平成 30 年度事業報告書
事業計画書／予算書 ■ 認証評価を受ける年度（平成 31	24. 平成 31(2019)年度学校法人原田学園事業計画 25. 平成 31(2019)年度予算書

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
年度)	26. 令和元年度第1次補正予算書
基準IV：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
寄附行為	27. 学校法人原田学園寄附行為

[注]

- 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、提出資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号が示せるものについては、該当ページを記載してください。
- 準備できない資料（例えば、取組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載してください。
- ウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」にはURLも記載してください。
- 特に指定がなければ、自己点検・評価を行う平成30年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける平成31年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、平成31年度のものを備付資料として準備してください。
- 「過去3年間」・「過去5年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う平成30年度を起点として過去3年間・過去5年間とします。
- 一覧表を提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式9の通しページを付してください。

[様式 10] 備付資料一覧

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準 I : 建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
創立記念、周年誌等	1. 岡山女子短期大学四十周年史
地域・社会の各種団体との協定書等	2. 非常災害時における避難場所施設利用に関する協定 2-1. 備中子育てカレッジまるわかり BOOK p.15「おかやま子育てカレッジ」の指定状況 2-2. 平成 30 年度倉敷市内大学等の大学連携担当者等一覧表
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	3. オープンキャンパス【平成 30 年度】配布資料
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	4. 入学式次第【平成 30 年度】 4-1. 入学式式辞【平成 30 年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	5. 岡山短期大学シラバス【平成 30 年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	6. オリエンテーション日程表【平成 30 年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	7. 平成 31 年度入試懇談会配布資料
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	8. 卒業式次第【平成 30 年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	9. 学友会新入生歓迎会次第【平成 30 年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	10. 経営改善計画報告書(平成 30 年度～令和 4 年度(5 ヶ年))
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	12-1. 岡山学院大学・岡山短期大学平成 30 年度《プロジェクト未来生涯学習編》アンケート結果一覧【前期・後期】 12-2. 平成 30 年度大学連携講座受講者アンケート集計表 12-3. 吉備創生カレッジ 2018 受講状況【前期・後期】
B 教育の効果	
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	3. オープンキャンパス【平成 30 年度】配布資料
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	4-1. 入学式式辞【平成 30 年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	8-1. 卒業式式辞【平成 30 年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	13. 幼児教育学科 FD 会議・発言記録
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	14. 授業アンケート
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	15. 就職先訪問報告書
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	16-1. 本学公式ウェブサイト「12 月 25 日(火)岡山学院大

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
備付資料]	学・岡山短期大学平成30年度FD・SDワークショップ実施報告] <a href="https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/01/h301225FDSD.pdf">https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/01/h301225FDSD.pdf</a>
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	5. 岡山短期大学シラバス【平成30年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	17. 進学ガイダンス説明資料
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	18. 平成31年3月幼児教育学科卒業生就職状況
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	19. 教職カルテ
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	20-1. 教員個人調書 [様式19] 20-2. 教育研究業績書 [様式20]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	21. 平成31年度入学予定者のピアノ入学前学習および幼児教育学科特別講座について (重要)
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	22. 幼児教育学科授業担当教員会議配布資料
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	23. 平成30年度SD会議議事録① 24. 平成30年度SD会議議事録②
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	6. オリエンテーション日程表【平成30年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	25. 一般教育科目開講期別一覧
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	26. 幼児教育学科専門教育科目開講期別一覧 (平成29年4月1日より)
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	27. 学生生活アンケート【平成30年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	28. 卒業生アンケート【平成30年度】
C 内部質保証	
過去3年間(平成28年度～平成30年度)に行った自己点検・評価に係る報告書等	29. 岡山短期大学 自己点検・評価報告書【平成28年度】、 30. 岡山短期大学 自己点検・評価報告書【平成29年度】、 31. 岡山短期大学 自己点検・評価報告書【平成30年度】
高等学校等からの意見聴取に関する記録等	32. 高校訪問 訪問校からの本学の教育に対する意見【平成30年度】
認証評価以外の外部評価についての印刷物等	16-1. 本学公式ウェブサイト「12月25日(火)岡山学院大学・岡山短期大学平成30年度FD・SDワークショップ実施報告」 <a href="https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/01/h301225FDSD.pdf">https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/01/h301225FDSD.pdf</a>
教育の質保証を図るアセスメントの手法及び向上・充実のためのPDCAサイクルに関する資料	33. 入学案内【2019】p.8
[報告書作成マニュアル指定以外の	34. 平成30年度岡山短期大学幼児教育学科事務分掌等

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
備付資料]	
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	13. 幼児教育学科 FD 会議・発言記録
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	23. 平成 30 年度 SD 会議議事録① 24. 平成 30 年度 SD 会議議事録②
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	36. 授業改善 C&A シート
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	37. 岡山短期大学再課程認定申請書
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	39. ルーブリック評価
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	11. 原田学園経営改善計画実施管理表 (平成 30 年度～令和 4 年度)
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
単位認定状況表 [様式 18] ■ 認証評価を受ける前年度の平成 30 年度に卒業した学生が入学時から卒業までに履修した科目について	38. 単位認定状況表 [様式 18]
学習成果の獲得状況を表す量的・質的データに関する印刷物等	39. ルーブリック評価
幅広く深い教養を培う教養教育の成果に関する資料	5. 岡山短期大学シラバス【平成 30 年度】「教養演習」 40. 成績分布「教養演習」
職業又は実際生活に必要な能力を育成する職業教育の成果に関する資料	41. 就職先訪問のアンケート結果
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	16-1. 本学公式ウェブサイト「12 月 25 日 (火) 岡山学院大学・岡山短期大学平成 30 年度 FD・SD ワークショップ実施報告」 <a href="https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/01/h301225FDSD.pdf">https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/01/h301225FDSD.pdf</a> 16-2. 本学公式ウェブサイト「平成 30 年度教育職員免許法施行規則第 22 条 6 教員養成の状況についての情報の公表」 <a href="https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2018/10/30okatan22_6.pdf">https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2018/10/30okatan22_6.pdf</a> 16-3-1. 本学公式ウェブサイト「平成 30 年度学校教育法施行規則第 172 条 2 教育研究活動等の状況についての情報の公表」 <a href="https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2018/10/30ockouhyou.pdf">https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2018/10/30ockouhyou.pdf</a>
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	80. 教員個人調書 [様式 19]、 81. 教育研究業績書 [様式 20]、 82. 非常勤教員一覧表 [様式 21]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	14. 授業アンケート

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	43-1. 「学習成果に関するアンケート」 H23. 3月卒業生就職先からの回答 43-2. 「学習成果に関するアンケート」 H24. 3月卒業生就職先からの回答 43-3. 「学習成果に関するアンケート」 H25. 3月卒業生就職先からの回答 43-4. 「学習成果に関するアンケート」 H26. 3月卒業生就職先からの回答 43-5. 「学習成果に関するアンケート」 H27. 3月卒業生就職先からの回答 43-6. 「学習成果に関するアンケート」 H28. 3月卒業生就職先からの回答 43-7. 「学習成果に関するアンケート」 H29. 3月卒業生就職先からの回答 43-8. 「学習成果に関するアンケート」 H30. 3月卒業生就職先からの回答 46. 「学習成果に関するアンケート」 H31. 3月卒業生就職先からの回答
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	44. 学習成果マトリックス
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	19. 教職カルテ
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	37. 岡山短期大学再課程認定申請書
<b>B 学生支援</b>	
学生支援の満足度についての調査結果	27. 学生生活アンケート【平成30年度】
就職先からの卒業生に対する評価結果	46. 「学習成果に関するアンケート」 H31. 3月卒業生就職先からの回答
卒業生アンケートの調査結果	28. 卒業生アンケート【平成30年度】
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	47. 入学手続き書類
入学手続き者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	48. 入学前学習綴【平成30年度】
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料	49. 履修指導資料（単位修得状況一覧表）【平成30年度】
学生支援のための学生の個人情報記録する様式	50. 学生個人台帳
進路一覧表等 ■ 過去3年間（平成28年度～平成30年度）	51. 進路一覧表【平成28年度】 52. 進路一覧表【平成29年度】 53. 進路一覧表【平成30年度】
GPA等の成績分布	54. GPA【平成30年度】
学生による授業評価票及びその評価結果	14. 授業アンケート
社会人受入れについての印刷物等	56. 学生募集要項【平成31(2019)年度】

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
海外留学希望者に向けた印刷物等	該当なし
留学生の受入れについての印刷物等	該当なし
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	5. 岡山短期大学シラバス【平成30年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	36. 授業改善C&Aシート
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	16-1. 本学公式ウェブサイト「12月25日(火)岡山学院大学・岡山短期大学平成30年度FD・SDワークショップ実施報告」 <a href="https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/01/h301225FDSD.pdf">https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/01/h301225FDSD.pdf</a>
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	22. 幼児教育学科授業担当教員会議配布資料
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	6. オリエンテーション日程表【平成30年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	23. 平成30年度SD会議議事録① 24. 平成30年度SD会議議事録②
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	59. 新年度準備会議議事録【平成31年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	60. 岡山短期大学教授会議事録【平成30年度】平成31年3月14日(木)
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	62. 採点表【平成30年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	63. 採点エビデンス【平成30年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	64. 図書館特設コーナー写真
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	65. 購入希望資料申込書【平成30年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	66. 図書購入リスト【平成30年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	67. 業務日誌【平成30年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	68. 製作品展示写真
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	69. ノートパソコン貸出リスト【平成30年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	70. 平成30年度学友会 クラブ・ミーティンググループ・顧問
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	71. 幼児教育学科新入生オリエンテーション説明資料【平成30年】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	72. 補習指導実施記録【平成30年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	34. 平成30年度岡山短期大学幼児教育学科事務分掌等

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	73. 子どもといっしょに運動会・発表会資料綴【平成 30 年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	74. 児童文化部活動記録
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	75. 「保育実習指導 I」春休みボランティア資料【平成 30 年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	76. 社会人力強化講座日程表【平成 30 年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	77. 公務員試験対策講座日程表【平成 30 年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	78. 新入生歓迎行事「桜有会」資料
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	79. 保護者懇談会資料
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源	
専任教員の個人調書 ■ 教員個人調書 [様式 19] (平成 31 年 5 月 1 日現在) 教育研究業績書 [様式 20] (過去 5 年間 (平成 26 年度～平成 30 年度))	80. 教員個人調書 [様式 19] 81. 教育研究業績書 [様式 20]
■ 非常勤教員一覧表 [様式 21]	82. 非常勤教員一覧表 [様式 21]
教員の研究活動について公開している印刷物等 ■ 過去 3 年間 (平成 28 年度～平成 30 年度)	16-2. 本学公式ウェブサイト「平成 30 年度教育職員免許法施行規則第 22 条 6 教員養成の状況についての情報の公表」 <a href="https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2018/10/30okatan22_6.pdf">https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2018/10/30okatan22_6.pdf</a> 16-3-1. 本学公式ウェブサイト「平成 30 年度学校教育法施行規則第 172 条 2 教育研究活動等の状況についての情報の公表」 <a href="https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2018/10/30ockouhyou.pdf">https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2018/10/30ockouhyou.pdf</a>
専任教員の年齢構成表 ■ 認証評価を受ける年度 (平成 31 年 5 月 1 日現在)	83. 専任教員の年齢構成表 (平成 31 年 5 月 1 日現在)
専任教員の研究活動状況表 [様式 22] ■ 過去 5 年間 (平成 26 年度～平成 30 年度)	84. 専任教員の研究活動状況表 [様式 22]
外部研究資金の獲得状況一覧表 [様式 23] ■ 過去 3 年間 (平成 28 年度～平成 30 年度)	85. 外部研究資金の獲得状況一覧表 [様式 23]
研究紀要・論文集 ■ 過去 3 年間 (平成 28 年度～平成 30 年度)	86. 紀要第 38 号 87. 紀要第 39 号 88. 紀要第 40 号
教員以外の専任職員の一覧表 (氏名、職名)	89. 職員一覧表 (令和元年 5 月 1 日現在)

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
■ 認証評価を受ける年度（平成 31 年 5 月 1 日現在）	
FD 活動の記録 ■ 過去 3 年間（平成 28 年度～平成 30 年度）	13. 幼児教育学科 FD 会議・発言記録
SD 活動の記録 過去 3 年間（平成 28 年度～平成 30 年度）	57. 平成 28 年度 SD 会議議事録 58. 平成 29 年度 SD 会議議事録 23. 平成 30 年度 SD 会議議事録① 24. 平成 30 年度 SD 会議議事録②
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	92. 短期大学の概要 [様式 11]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	93. 教育課程に対応した授業科目担当者一覧 [様式 15]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	5. 岡山短期大学シラバス【平成 30 年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	37. 岡山短期大学再課程認定申請書
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	94. 指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の変更申請書
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	96. 平成 30 年度事務組織
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	97. 学生のしおり【平成 30 年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	98. 平成 30 年度岡山学院大学岡山短期大学自宅研究日承認願綴
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	16-1. 本学公式ウェブサイト「12 月 25 日（火）岡山学院大学・岡山短期大学平成 30 年度 FD・SD ワークショップ実施報告 <a href="https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/01/h301225FSDSD.pdf">https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/01/h301225FSDSD.pdf</a>
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	34. 平成 30 年度岡山短期大学幼児教育学科事務分掌等
<b>B 物的資源</b>	
校地、校舎に関する図面 ■ 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等	97. 学生のしおり【平成 30 年度】 p. 109-121 16-3-2 本学公式ウェブサイト「情報公開、平成 30 年度学校教育法施行規則第 172 条 2 教育研究活動等の状況についての情報の公表七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること（7 号関係）」 <a href="https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2018/10/30ockouhyou.pdf">https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2018/10/30ockouhyou.pdf</a> 16-5. 本学公式ウェブサイト「交通アクセス」 <a href="https://owc.ac.jp/access/">https://owc.ac.jp/access/</a>
図書館、学習資源センターの概要 平面図等（冊子等も可）	97. 学生のしおり【平成 30 年度】 p. 117
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	92. 短期大学の概要 [様式 11]

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	100. 平成 31 年度私立学校施設整備費補助金計画調書
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	101. 平成 30 年度自衛消防組織の編成と任務 (編成表)
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	102. 入校者名簿
<b>C 技術的資源</b>	
学内 LAN の敷設状況	97. 学生のしおり【平成 30 年度】 p. 75-p. 78
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	97. 学生のしおり【平成 30 年度】 p. 113、 p. 116
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	5. 岡山短期大学シラバス【平成 30 年度】「情報処理基礎」「情報処理演習」「文書処理演習 (A)」「文書処理演習 (B)」
<b>D 財的資源</b>	
■ 寄付金・学校債の募集についての印刷物等	103. 平成 30 年度卒業寄付金依頼状
財産目録及び計算書類 過去 3 年間 (平成 28 年度～平成 30 年度)	104. 平成 28 年度財産目録 105. 平成 29 年度財産目録 106. 平成 30 年度財産目録 107. 平成 28 年度計算書類 108. 平成 29 年度計算書類 109. 平成 30 年度計算書類
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	92. 短期大学の概要 [様式 11]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	110. 食堂食数記録
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	111. 体育館等利用者数記録簿 (平成 30 年度)
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	27. 学生生活アンケート (平成 30 年度)
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	85. 外部研究資金の獲得状況一覧表 [様式 23]
<b>基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス</b>	
<b>A 理事長のリーダーシップ</b>	
理事長の履歴書 ■ 認証評価を受ける年度 (平成 31 年 5 月 1 日現在)	112. 理事長・学長の個人調書
学校法人実態調査表 (写し) ■ 過去 3 年間 (平成 28 年度～平成 30 年度)	113. 学校法人実態調査表【平成 28 年度】 114. 学校法人実態調査表【平成 29 年度】 115. 学校法人実態調査表【平成 30 年度】
理事会議事録 過去 3 年間 (平成 28 年度～平成 30 年度)	116. 平成 28 年度理事会決議録 117. 平成 29 年度理事会決議録 118. 平成 30 年度理事会決議録
諸規程集	119. 学校法人原田学園諸規程
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	4-1. 入学式式辞【平成 30 年度】

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
備付資料]	
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	135. 教育三綱領の揭示物
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	4. 入学式次第【平成 30 年度】 8. 卒業式次第【平成 30 年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	124. 評議員会議事録【平成 28 年度】 125. 評議員会議事録【平成 29 年度】 120. 評議員会議事録【平成 30 年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	136. 役員名簿
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	16-6. 本学公式ウェブサイト「平成 30 年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書」 <a href="https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/06/30/zaimu.pdf">https://owc.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/06/30/zaimu.pdf</a>
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	10. 経営改善計画報告書（平成 30 年度～令和 4 年度（5 ヵ年））
<b>B 学長のリーダーシップ</b>	
学長の個人調書 ■ 教員個人調書 [様式 19]（平成 31 年 5 月 1 日現在） ■ 専任教員として授業を担当している場合、「専任教員の個人調書」と同じく、過去 5 年間（平成 26 年度～平成 30 年度）の教育研究業績書 [様式 20]	112. 理事長・学長の個人調書
教授会議事録 ■ 過去 3 年間（平成 28 年度～平成 30 年度）	128. 岡山短期大学教授会議事録【平成 28 年度】 129. 岡山短期大学教授会議事録【平成 29 年度】 60. 岡山短期大学教授会議事録【平成 30 年度】 130. 合同教授会議事録【平成 28 年度】 131. 合同教授会議事録【平成 29 年度】 132. 合同教授会議事録【平成 30 年度】
委員会等の議事録 過去 1 年間（平成 30 年度）	133. 入試管理委員会議事録【平成 30 年度】 134. 学生相談室議事録
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	97. 学生のしおり【平成 30 年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	99. 新年度準備会議事録【平成 30 年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	127. 各種委員会等（平成 30 年 3 月 23 日）
<b>C ガバナンス</b>	
監事の監査状況 ■ 過去 3 年間（平成 28 年度～平成 30 年度）	121. 監査報告書【平成 28 年度】 122. 監査報告書【平成 29 年度】 123. 監査報告書【平成 30 年度】
評議員会議事録 過去 3 年間（平成 28 年度～平成 30 年	124. 評議員会議事録【平成 28 年度】 125. 評議員会議事録【平成 29 年度】

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
度)	120. 評議員会議事録【平成 30 年度】
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	118. 平成 30 年度理事会決議録

※<諸規程集>

- 規程名は省略せず、個々の名称を全て列挙してください。
- 番号は、規程のみの通し番号としてください。
- 自己点検・評価報告書の<根拠資料> (テーマごと) には、以下のとおり記述してください。
  - ・個々の規程を記述する場合は、「備付資料-規程集」の後に、通し番号及び資料名も記述してください (例：備付資料-規程集 1 ○○委員会規程)。
  - ・基準Ⅳ (様式 8) のテーマ A「理事長のリーダーシップ」について、備付資料の「諸規程集」全体をあげる場合は「備付資料-規程集」と記述してください。

番号	規程名
1	学校法人原田学園事務組織規程
2	学校法人原田学園文書取扱規程
3	学校法人原田学園文書保存規程
4	学校法人原田学園公印取扱規程
5	岡山学院大学教授会規程
6	岡山短期大学教授会規程
7	岡山学院大学岡山短期大学合同教授会規程
8	学校法人原田学園岡山学院大学入学者選抜規程
9	学校法人原田学園岡山短期大学入学者選抜規程
10	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学合同入学者選抜管理規程
11	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学図書館委員会規程
12	学校法人原田学園岡山学院大学奨学生選考委員会規程
13	学校法人原田学園岡山短期大学奨学生選考委員会規程
14	岡山学院大学学長選考規程
15	岡山短期大学学長選考規程
16	岡山学院大学学部長選考規程
17	学校法人原田学園教職員選考規程
18	学校法人原田学園就業規則
	学校法人原田学園任期付専任教員の任用に関する規程
	学校法人原田学園サービスハンドブック
19	学校法人原田学園特別専任教員就業規則
20	学校法人原田学園非常勤教員に関する規程
21	学校法人原田学園給与規程
22	学校法人原田学園退職手当支給規程
23	学校法人原田学園旅費規程
24	学校法人原田学園経理規程

25	学校法人原田学園経理規程施行細則
26	学校法人原田学園固定資産及び物品管理規程
27	学校法人原田学園役員等報酬規程
28	学校法人原田学園役員等退職手当規程
29	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学情報処理教育センター規程
30	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学情報処理教育システム利用規程
31	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学情報処理教育推進委員会規程
32	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学教育研究活動推進委員会規程
33	学校法人原田学園岡山学院大学教育研究活動推進委員会規程
34	学校法人原田学園岡山短期大学教育研究活動推進委員会規程
35	学校法人原田学園防災管理規程
36	学校法人原田学園育児・介護休業等に関する規程
37	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学 FD（ファカルティ・ディベロプメント）委員会規程
38	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学 SD（スタッフ・ディベロプメント）委員会規程
39	岡山学院大学における動物実験ポリシー、学校法人原田学園岡山学院大学動物実験規則 岡山学院大学動物飼育施設利用のてびきー飼養保管マニュアル
40	学校法人原田学園岡山学院大学受託研究取扱規程
41	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学キャンパス・ハラスメント防止規程
42	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学キャンパス・ハラスメント防止規程の運用について
43	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学ハラスメント調査会に関する細則
44	学校法人原田学園岡山学院大学ハラスメント相談体制に関する細則
45	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学紀要投稿執筆規程
46	紀要編集委員会の編集方針
47	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学学生相談室規程
48	岡山学院大学・岡山短期大学情報セキュリティポリシー
49	岡山学院大学岡山短期大学個人情報保護に関する基本方針
50	岡山学院大学岡山短期大学学生個人情報保護規則
51	岡山学院大学学位規程
52	岡山短期大学学位規程
53	学校法人原田学園監査基準
54	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学研究倫理規程
55	岡山短期大学幼児教育学科指定保育士養成施設規程
56	学校法人原田学園情報公開規程
57	岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範
58	岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いに関する規程
59	岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いの不正防止に関する規則
60	岡山学院大学岡山短期大学研究活動の不正行為防止に関する取扱規程
61	岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止対策の基本方針
62	岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止計画

63	岡山学院大学岡山短期大学における競争的資金に係る間接経費の取扱いについて
64	岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の内部監査マニュアル
65	学校法人原田学園公益通報者保護規程
66	学校法人原田学園教員の研究費に関する規程
67	岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科高大接続連携校規程
68	学校法人原田学園岡山学院大学優待制度規程
69	岡山短期大学幼児教育学科高大接続連携校規程
70	学校法人原田学園岡山短期大学優待制度規程
71	学校法人原田学園学生納付特例の申請に関する事務取扱規程
72	学校法人原田学園資産運用規則
73	学校法人原田学園教職員兼職規則
74	学校法人原田学園専任教育職員の勤務時間の変更と自宅研究日の規則
75	経営改善プロジェクトチーム設置規則
76	学校法人原田学園 評議員会会議規則
77	学校法人原田学園 理事会会議規則
78	岡山学院大学学習評価・試験規程
79	岡山短期大学学習評価・試験規程
80	岡山学院大学科目等履修生及び聴講生規程
81	岡山学院大学休学・復学に関する規程
82	岡山学院大学退学・再入学に関する規程
83	岡山学院大学編入学等に関する規程
84	岡山短期大学科目等履修生及び聴講生規程
85	岡山短期大学休学・復学に関する規程
86	岡山短期大学退学・再入学に関する規程
87	単位当たり平均 GPA の算出規則
88	岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針
89	岡山短期大学幼児教育学科の教育方針
90	岡山学院大学入試問題作成委員会規程
91	岡山短期大学入試問題作成委員会規程
92	岡山学院大学他大学等において修得した単位の取扱いに関する規程
93	岡山短期大学他大学等において修得した単位の取扱いに関する規程
94	「幼稚園教育実習」履修に関する規則
95	「保育実習Ⅰ・Ⅱ」履修に関する規則
96	岡山学院大学岡山短期大学省エネルギー推進委員会規程
97	学則第10条(4)による規程
98	学校法人原田学園組織倫理規則
99	学校法人原田学園危機管理規則
100	震災対策マニュアル
101	岡山学院大学および岡山短期大学のクラスおよびクラスメンターに関する規程
102	「臨地実習」履修に関する規則

103	「栄養教育実習」履修に関する規則
104	岡山学院大学・岡山短期大学シラバス作成規則
105	岡山学院大学・岡山短期大学シラバスチェック規則
106	岡山学院大学・岡山短期大学 S-T シャトル・カード使用規則
107	岡山学院大学管理栄養士国家試験受験対策ゼミに関する規程
108	岡山学院大学管理栄養士国家試験受験対策ゼミに関する規則
109	岡山学院大学岡山短期大学懲戒に関する規程
110	岡山学院大学・岡山短期大学入試事務室（アドミッション・オフィス）運営規程
111	学校法人原田学園個人情報保護に関する規程
112	学校法人原田学園個人番号及び特定個人情報取扱い規程
113	学校法人原田学園特定個人情報の取扱いに関する基本方針
114	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学 IR&EM 規程
115	岡山学院大学岡山短期大学「ヒトを対象とする研究」に関する研究倫理審査委員会規則
116	岡山学院大学岡山短期大学アセスメント・ポリシー

[注]

- 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、備付資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号が示せるものについては、該当ページを記載してください。
- 準備できない資料（例えば、取組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載してください。
- ウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には URL も記載してください。
- 特に指定がなければ、自己点検・評価を行う平成 30 年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける平成 31 年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、平成 31 年度のものを備付資料として準備してください。
- 「過去 3 年間」・「過去 5 年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う平成 30 年度を起点として過去 3 年間・過去 5 年間とします。
- 一覧表を提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式 10 の通しページを付してください。

基礎データ

岡山短期大学

様式	資料名
11	短期大学の概要
12	学生数
13	教員以外の職員の概要
14	学生データ
15	教育課程に対応した授業科目担当者一覧
16	理事会の開催状況
17	評議員会の開催状況

- 1 説明を付す必要があると思われるものについては、備考欄に記述してください。
- 2 様式12及び様式14(①～⑤)には、「長期履修生」が含まれます。
- 3 様式11～17は、「A4用紙 横向き 片面印刷」で印刷してください(このページ及び欄外注([注])も含む)。

短期大学の概要

様式11

(令和元年5月1日現在)

事項		記入欄								備考			
短期大学の名称		岡山短期大学											
学校本部の所在地		岡山県倉敷市有城787番地											
教育研究組織	短期大学士課程	学科・専攻課程の名称	開設年月日	所在地					備考				
		幼児教育学科	昭和33年4月1日	岡山県倉敷市有城787番地									
	専攻科	専攻の名称	開設年月日	所在地					備考				
		岡山短期大学専攻科 幼児教育専攻	平成元年4月1日	岡山県倉敷市有城787番地									
	別科等	別科等の名称	開設年月日	所在地					備考				
学生募集停止中の学科・専攻科等		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 学科 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 専攻( 年度学生募集停止, 在学生数 人)											
教員組織	短期大学士課程	学科・専攻課程の名称	専任教員等						非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考		
			教授	准教授	講師	助教	計	基準数				うち教授数	助手
		幼児教育学科	6人	3人	4人	人	13人	8人	3人	0人	13人	8.2人	准教授1人は授業を担当しない教員である。 教育学・保育学関係
		(大学全体の入学定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	3人	1人	—	—	—	
		計	6	3	4	0	13	11	4	0	13		
	専攻科	専攻の名称	専任教員等						非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考		
教授			准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数				助手	
岡山短期大学専攻科 幼児教育専攻			0人	0人	0人	0人	0人	—				—	0人
	計	0	0	0	0	0	—	—	0	0			

施設・設備等	校地等	区 分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備 考	
		校舎敷地面積	—	6,055.98 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	20,976.62 m <sup>2</sup>	27032.60 m <sup>2</sup>		岡山学院大学と共用 大学基準面積 校地:1,600m <sup>2</sup> 校舎:3,966m <sup>2</sup>  その他の内借用:1,222.00 m <sup>2</sup>
		運動場用地	—	0.00	8,140.00	0.00	8140.00		
		校地面積計	2,000 m <sup>2</sup>	6,055.98	8,140.00	20,976.62	35172.60		
		その他	—	0.00	49,888.35	0.00	49888.35		
	区 分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計			
	校舎面積計	2,350 m <sup>2</sup>	3,812.90 m <sup>2</sup>	7114.89 m <sup>2</sup>	9,981.09 m <sup>2</sup>	20,908.88 m <sup>2</sup>			
	校舎	教員研究室	学科・専攻等の名称	室 数					
			幼児教育学科	12	室				
			—	—					
			—	—					
	等	教室等施設	区 分	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	
			倉敷キャンパス教室等施設	5 室	6 室	34 室	1 室	1 室	
			—	—	—	—	—	—	
			サテライトキャンパス等	—	—	—	—	—	
	図書館・図書資料等	図書館	図書館等の名称	面積	閲覧座席数				
			岡山学院大学・岡山短期大学図書館	1438.58 m <sup>2</sup>	140 席				
			—	—	—				
		サテライトキャンパス	—	—					
		図書資料等	図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕		電子ジャーナル〔うち国外〕		
岡山学院大学・岡山短期大学図書館			96,196 [11,899] 冊	30 [ 3 ] 種		0 [ 0 ] 種			
—			— [ ]	— [ ]		— [ ]			
サテライトキャンパス	— [ ]		— [ ]		— [ ]				
計	96,196 [11,899]	30 [ 3 ]		0 [ 0 ]					
体育館その他の施設	体育館面積								
	倉敷キャンパス	1107.32 m <sup>2</sup>	テニスコート:1,942.50m <sup>2</sup> 弓道場:103.60m <sup>2</sup>						
	—	—							
						平成30年度(H30.4.1～H31.3.31)受入図書冊数:530冊+令和元年5月1日現在(H30.4.1～R1.5.1)受入図書冊数71冊			

[注]

- 1 学科・専攻課程、専攻科、別科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科等」の欄に記載してください。
- 3 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 4 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。また、上記2に記載した、学科教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学科・専攻課程の名称」の欄に「その他の組織等(〇〇)」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。なお、その場合は、「基準数(及び「教授数」)」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 5 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に短期大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、短期大学設置基準第21条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 6 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 7 他の学科・専攻課程等に所属する専任の教員であって、当該学科・専攻課程等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 8 専任教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
  - ・短期大学設置基準第22条別表第一イ及びロ（備考に規定する事項を含む。）
  - ・短期大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
- 9 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数／本表の専任教員数計により、算出してください。
- 10 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、短期大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 11 寄宿舍その他大学の附属病院以外の附属施設（短期大学設置基準第32条を参照）用地、附置研究所周地、駐車場、大学生協用地など短期大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 12 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 13 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該短期大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該短期大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該短期大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 14 「基準面積」の欄は、短期大学設置基準第30条の校地の面積及び第31条の校舎の面積、または短期大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設の面積としてください。
- 15 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

(平成31年5月1日現在)

**記入例**

事		記							入		欄		備		考	
短期		〇〇大学短期大学部														
学校本部の所在地		東京都千代田区九段北4-2-11														
教育研究組織	短期大学士課程	学科・専攻課程の名称	開設年月日		所在地							備考				
		〇〇学科〇〇専攻 ●●専攻 ■ ■ 学科	昭和62年4月1日 昭和62年4月1日 平成7年4月1日	東京都千代田区九段北4-2-11 東京都千代田区九段北4-2-11 東京都千代田区九段北4-2-11												
	専攻科	専攻の名称	開設年月日		所在地							備考				
		〇〇専攻	昭和62年4月		4-2-11											
別科等	別科等の名称	開設年月日		所在地							備考					
	—	—		—												
学生募集停止中の学科・専攻科等		□□学科(平成28年度学生募集停止, 在学生数10人)														
教員組織	短期大学士課程	学科・専攻課程の名称	専任教員等								非常勤 教員	専任教員一人 あたりの在籍 学生数	備考			
			教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手						
			〇〇学科〇〇専攻	4人	5人	3人	人	12人	8人	3人	3人	10人	人	教育学・保育学関係		
			●●専攻	3	3	2					2	10		社会学・社会福祉学関係		
			■ ■ 学科	3	4	2					2	10		家政関係		
			その他の組織(●●センター)	0	1	1								学関係		
		その他の組織(□□学科)	1	0	0											
	(大学全体の入学定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	4	2	—	—						
	計	11	13	8	0	32	22	9	7	30						
専攻科	専攻科	専攻の名称	専任教員等								備考					
			教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち							
			〇〇専攻	—人	—人	—人	—人	0人	—							
			—	—	—	—	—	0	—							
	計	0	0	0	0	0			0	0						

各表に該当しない欄がある場合でも、削除せず、「—」を記入してください。

当該学科を担当する他学科の専任教員は「非常勤教員」の欄に含めないでください(注7)。ただし、併設大学所属教員は含めてください。

学生募集停止を行った学科所属教員は「その他の組織等」として記載してください。

備考欄には、当該学科の種類(短期大学設置基準第22条別表第1のイにいう「学科の属する分野の区分」)を必ず記載してください。

施設・設備等	校地等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備考 〇〇大学と共用 大学基準面積 校地 16,000m <sup>2</sup> 校舎 10,450m <sup>2</sup>						
		校舎敷地面積	—	2,000 m <sup>2</sup>	20,000 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>	27,000 m <sup>2</sup>							
		運動場用地	—	0	19,800	0	19,800							
		校地面積計	4,000 m <sup>2</sup>	2,000	39,800	5,000	46,800							
	その他	—	0	5,000	0	5,000								
	校舎等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計							
		校舎面積計	4,600 m <sup>2</sup>	7,000 m <sup>2</sup>	75,000 m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>2</sup>	92,000 m <sup>2</sup>							
		教員研究室	学科・専攻等の名称	室数	備考欄には共用の状況等を記載してください。									
			〇〇学科	20 室										
			■■学科	10										
			—	—										
		教室等施設	区分	講義室						演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	
			〇〇キャンパス教室等施設	40 室						30 室	30 室	5 室	1 室	
			—	—						—	—	—	—	
			サテライトキャンパス等	—						—	—	—	—	
	図書館・図書館資料等	図書館等の名称	面積	閲覧座席数										
		〇〇図書館	3,800 m <sup>2</sup>	350 席										
		—	—	—										
		サテライトキャンパス	—	—										
	図書館資料等	図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち国外〕									
〇〇図書館本館		250,048 [ 29,831 ] 冊	1,356 [ 150 ] 種	20 [ 18 ] 種										
—		— [ ]	— [ ]	— [ ]										
サテライトキャンパス		— [ ]	— [ ]	— [ ]										
計		250,048 [ 29,831 ]	1,356 [ 150 ]	20 [ 18 ]										
体育館その他の施設	体育館面積													
	〇〇キャンパス	2,400 m <sup>2</sup>												
	—	—												

学生数

様式12

(令和元年5月1日現在)

学科・専攻課程名	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	入学定員に対する平均比率	備考
幼児教育学科	志願者数	107	99	92	74	49	67%	
	合格者数	101	98	88	73	48		
	入学者数	74	82	76	60	44		
	入学定員	100	100	100	100	100		
	入学定員充足率	74%	82%	76%	60%	44%		
	在籍学生数	171	156	160	130	107		
	収容定員	200	200	200	200	200		
収容定員充足率	86%	78%	80%	65%	54%			
学科(専攻課程)合計	志願者数	107	99	92	74	49	67%	
	合格者数	101	98	88	73	48		
	入学者数	74	82	76	60	44		
	入学定員	100	100	100	100	100		
	入学定員充足率	74%	82%	76%	60%	44%		
	在籍学生数	171	156	160	130	107		
	収容定員	200	200	200	200	200		
収容定員充足率	86%	78%	80%	65%	54%			
専攻科	入学定員							
	入学者数							
	収容定員							
	在籍学生数							

[注]

- 1 学生を募集している学科・専攻課程、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。  
ただし、学科・専攻等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学科・専攻課程等については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学科・専攻課程の改組等により、新旧の学科・専攻課程が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学科・専攻課程、専攻科等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。(最新年度の1年前の年度以前については秋入学も含めてください。なお、秋入学を含める場合は、秋学期開始日時点の情報をもとに作成してください。)
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。

(平成31年5月1日現在)

記入例

学科・専攻課程		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	入学定員に対する平均比率	備考
A学科	志願者数	126	109				88%	平成29年度学科改組
	合格者数	117	103					
	入学者数	114	98					
	入学定員	120	120					
	入学定員充足率	95%	82%					
	在籍学生数	204	212					
	収容定員	240	240					
	収容定員充足率	85%	88%					
B学科	志願者数			114	97	105	96%	平成29年度学科改組(旧A学科)
	合格者数			107	90	97		
	入学者数			103	89	95		
	入学定員			100	100	100		
	入学定員充足率			103%	89%	95%		
	在籍学生数			201	192	184		
	収容定員			220	200	200		
	収容定員充足率			91%	96%	92%		
C学科	志願者数	39	33	23			77%	平成30年度募集停止
	合格者数	36	31	21				
	入学者数	34	28	21				
	入学定員	50	30	30				
	入学定員充足率	68%	93%	70%				
	在籍学生数	75	62	49	21	1		
	収容定員		80	60	30			
	収容定員充足率		78%	82%	70%			
D学科 (旧〇〇学科)	志願者数		105	103	105	102	91%	平成28年度名称変更
	合格者数		97			96		
	入学者数		95			90		
	入学定員		100			100		
	入学定員充足率		95%			90%		
	在籍学生数		176	188		180		
	収容定員		200	200	200	200		
	収容定員充足率		88%	94%	93%	92%		
学科(専攻課程)合計	志願者数	266	247	240	202	207	91%	
	合格者数	247	231	224	188	193		
	入学者数	237	221	215	181	185		
	入学定員	270	250	230	200	200		
	入学定員充足率	88%	88%	93%	91%	93%		
	在籍学生数	455	462	435	396	365		
	収容定員	540	520	480	430	400		
	収容定員充足率	84%	89%	91%	92%	91%		
専攻科	入学定員							
	入学者数							
	収容定員							
	在籍学生数							

学科・専攻課程の改組等により、新旧の学科・専攻課程が併存して場合には、新旧両方を併記し、「備考」欄にこのように記載してください。

学科・専攻課程の名称変更を行った場合には、()内に旧学科・専攻課程名を、「備考」欄

募集停止後、標準修業年限を超えた学生が在籍している場合、その人数を書いてください。

[注]

- 1 学生を募集している学科・専攻課程、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。  
ただし、学科・専攻等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学科・専攻課程等については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学科・専攻課程の改組等により、新旧の学科・専攻課程が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学科・専攻課程、専攻科等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。(最新年度の1年前の年度以前については秋入学も含めてください。なお、秋入学を含める場合は、秋学期開始日時点の情報をもとに作成してください。)
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。

## 教員以外の職員の概要(人)

(令和元年5月1日現在)

	専任	兼任	計
事務職員	18	4	22
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	0	1	1
その他の職員	0	1	1
計	18	6	24

[注]

- 1 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指します。
- 2 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類してください。

## 学生データ

## ① 卒業者数(人)

学科・専攻課程	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
幼児教育学科	94	90	70	79	60
専攻科 幼児教育専攻	0	0	0	0	0

## ② 退学者数(人)

学科・専攻課程	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
幼児教育学科	16	7	3	11	7
専攻科 幼児教育専攻	0	0	0	0	0

## ③ 休学者数(人)

学科・専攻課程	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
幼児教育学科	3	2	3	11	5
専攻科 幼児教育専攻	0	0	0	0	0

## ④ 就職者数(人)

学科・専攻課程	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
幼児教育学科	83	86	66	74	59
専攻科 幼児教育専攻	0	0	0	0	0

⑤ 進学者数(人)

学科・専攻課程	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
幼児教育学科	1	1	0	3	0
専攻科 幼児教育専攻	0	0	0	0	0

⑥ 科目等履修生(人)

学科・専攻課程	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
幼児教育学科	4	6	2	1	0
専攻科 幼児教育専攻	0	0	0	0	0

⑦ 長期履修生(人)

学科・専攻課程	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
幼児教育学科	0	0	0	0	0
専攻科 幼児教育専攻	0	0	0	0	0

[注]

- 1 学科・専攻課程ごとに、認証評価を受ける前年度の平成30年度を起点とした過去5年間のデータを示してください。
- 2 ⑥及び⑦は、当該年度に在学する学生数を記入してください。

## 教育課程に対応した授業科目担当者一覧

学科名等 幼児教育学科

(平成30年度)

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
一般教育科目	倫理学	教授	尾崎 聡	哲学	
	日本国憲法	教授	近 勝 彦	法学	非常勤
	社会学	講師	坂 元 晶	社会学	非常勤
	情報処理基礎	准教授	張 秉 煥	経済学	
	情報処理演習	講師	原 田 俊 孝	経営学、情報処理	非常勤
	文書処理演習(A)	准教授	張 秉 煥	経済学	
	文書処理演習(B)	講師	原 田 俊 孝	経営学、情報処理	非常勤
	キャリアガイダンス	講師	原 田 俊 孝	経営学、情報処理	非常勤
	英語(A)	教授	濱 田 佐 保 子	英語	
	英語(B)	教授	濱 田 佐 保 子	英語	
	体育実技	講師	西 谷 光 正	体育	非常勤
	体育理論	教授	藤 井 真 理	体育学	
	基礎音楽	講師	大 羽 敬 子	音楽	非常勤
	ボランティア活動(A)		学科教員		
	ボランティア活動(B)		学科教員		
	クラブ活動(A)		学科教員		
	クラブ活動(B)		学科教員		
	教養演習	准教授	張 秉 煥	経済学	
	同上		学科教員		
	教育心理学	教授	井 頭 久 子	臨床教育学	
発達心理学 I	講師	大 賀 恵 子	教育心理学、教育学		
臨床心理学(A)	講師	鈴 木 久 子	臨床心理学、教科教育学、教育心理学		
社会心理学	講師	大 賀 恵 子	教育心理学、教育学		
教師論	講師	都 田 修 兵	教育学		
教育原理	講師	都 田 修 兵	教育学		
教育制度論	講師	都 田 修 兵	教育学		
保育相談の基礎	教授	井 頭 久 子	臨床教育学		
事前・事後指導	講師	都 田 修 兵	教育学		
幼稚園教育実習	講師	都 田 修 兵	教育学		
教職実践演習(幼稚園)	教授	井 頭 久 子	臨床教育学		
同上	教授	浦 上 博 文	国語		
同上	講師	鈴 木 久 子	臨床心理学、教科教育学、教育心理学		
同上	講師	都 田 修 兵	教育学		
社会福祉	教授	松 尾 冀	社会福祉・児童福祉	非常勤	
相談援助	講師	大 賀 恵 子	教育心理学、教育学		
保育相談支援	教授	井 頭 久 子	臨床教育学		
児童家庭福祉	教授	松 尾 冀	社会福祉・児童福祉	非常勤	

保 育 者 論	講師	都 田 修 兵	教育学	
保 育 原 理 I	講師	都 田 修 兵	教育学	
保 育 原 理 II	講師	都 田 修 兵	教育学	
乳 児 保 育	講師	山 本 婦 佐 江	保育学	
社 会 的 養 護	教授	新 田 満 穂	養護	非常勤
障 害 児 保 育	講師	鈴 木 久 子	臨床心理学、教科教育学、教育心理学	
社 会 的 養 護 内 容	教授	新 田 満 穂	養護	非常勤
保 育 実 践 演 習	講師	大 賀 恵 子	教育心理学、教育学	
同 上	講師	山 本 婦 佐 江	保育学	
保 育 実 習 I	講師	大 賀 恵 子	教育心理学、教育学	
同 上	講師	山 本 婦 佐 江	保育学	
保 育 実 習 指 導 I	教授	濱 田 佐 保 子	英語	
同 上	講師	大 賀 恵 子	教育心理学、教育学	
同 上	講師	山 本 婦 佐 江	保育学	
保 育 実 習 II	教授	濱 田 佐 保 子	英語	
保 育 実 習 指 導 II	講師	大 賀 恵 子	教育心理学、教育学	
同 上	講師	山 本 婦 佐 江	保育学	
子 ど も の 保 健 I ( A )	准教授	野 々 上 敬 子	小児保健	非常勤
子 ど も の 保 健 I ( B )	准教授	野 々 上 敬 子	小児保健	非常勤
子 ど も の 保 健 II	准教授	野 々 上 敬 子	小児保健	非常勤
家 庭 支 援 論	講師	大 賀 恵 子	教育心理学、教育学	
子 ど も の 食 と 栄 養	講師	高 槻 悦 子	公衆栄養学	非常勤
保 育 内 容 総 論	准教授	福 野 裕 美	教育学	非常勤
教 育 課 程 総 論	准教授	福 野 裕 美	教育学	非常勤
健 康 ( 保 育 内 容 )	教授	藤 井 真 理	体育学	
人 間 関 係 ( 保 育 内 容 )	教授	尾 崎 聡	哲学	
環 境 ( 保 育 内 容 )	講師	鈴 木 久 子	臨床心理学、教科教育学、教育心理学	
言 葉 ( 保 育 内 容 )	教授	浦 上 博 文	国語	
表 現 I ( A ) ( 保 育 内 容 )	教授	藤 井 真 理	体育学	
表 現 I ( B ) ( 保 育 内 容 )	教授	藤 井 真 理	体育学	
表 現 II ( A ) ( 保 育 内 容 )	講師	関 野 智 子	美術教育	
表 現 II ( B ) ( 保 育 内 容 )	講師	関 野 智 子	美術教育	
音 楽 I ( A )	教授	白 神 厚 子	音楽	
同 上	講師	河 原 真 理	音楽	非常勤
同 上	講師	荒 木 淳 子	音楽	非常勤
同 上	講師	門 田 晶 子	音楽	非常勤
音 楽 I ( B )	教授	白 神 厚 子	音楽	
同 上	講師	河 原 真 理	音楽	非常勤
同 上	講師	荒 木 淳 子	音楽	非常勤
同 上	講師	門 田 晶 子	音楽	非常勤
音 楽 I ( C )	教授	白 神 厚 子	音楽	
同 上	講師	河 原 真 理	音楽	非常勤

同	上	講師	荒木 淳子	音楽	非常勤
同	上	講師	門田 晶子	音楽	非常勤
音楽 I ( D )		教授	白神 厚子	音楽	
同	上	講師	河原 真理	音楽	非常勤
同	上	講師	荒木 淳子	音楽	非常勤
同	上	講師	門田 晶子	音楽	非常勤
音楽 II ( A )		講師	大羽 敬子	音楽	非常勤
音楽 II ( B )		講師	大羽 敬子	音楽	非常勤
体育 ( A )		講師	西谷 光正	体育	非常勤
体育 ( B )		講師	西谷 光正	体育	非常勤
図画工作 ( 図画 A )		講師	関野 智子	美術教育	
図画工作 ( 工作 A )		講師	関野 智子	美術教育	
国語		教授	浦上 博文	国語	
生活と科学		講師	鈴木 久子	臨床心理学、教科教育学、教育心理学	
児童文化		教授	尾崎 聡	哲学	
卒業予備研究 ( A )		教授	藤井 真理	体育学	
同	上	講師	都田 修兵	教育学	
卒業予備研究 ( B )		教授	尾崎 聡	哲学	
同	上	教授	浦上 博文	国語	
同	上	教授	濱田 佐保子	英語	
同	上	教授	藤井 真理	体育学	
同	上	講師	大賀 恵子	教育心理学、教育学	
同	上	講師	関野 智子	美術教育	
同	上	講師	都田 修兵	教育学	
同	上	講師	大羽 敬子	音楽	非常勤
同	上	講師	井上 充隆	音楽	非常勤
卒業研究 ( A )		教授	尾崎 聡	哲学	
同	上	教授	浦上 博文	国語	
同	上	教授	濱田 佐保子	英語	
同	上	教授	藤井 真理	体育学	
同	上	准教授	張 秉煥	経済学	
同	上	講師	大賀 恵子	教育心理学、教育学	
同	上	講師	関野 智子	美術教育	
同	上	講師	都田 修兵	教育学	
同	上	講師	大羽 敬子	音楽	非常勤
同	上	講師	井上 充隆	音楽	非常勤
卒業研究 ( B )		教授	尾崎 聡	哲学	
同	上	教授	浦上 博文	国語	
同	上	教授	濱田 佐保子	英語	
同	上	教授	藤井 真理	体育学	
同	上	講師	原田 俊孝	経営学、情報処理	非常勤
同	上	講師	大賀 恵子	教育心理学、教育学	

	同	上	講師	関野智子	美術教育	
	同	上	講師	都田修兵	教育学	
	同	上	講師	大羽敬子	音楽	非常勤
	同	上	講師	井上充隆	音楽	非常勤
司書資格取得専門科目	図書館概論		講師	石田常亞	図書館学	
	図書館制度・経営論		講師	石田常亞	図書館学	
	図書館情報技術論		教授	正司和彦	教育工学、情報処理	非常勤
	図書館サービス概論		講師	石田常亞	図書館学	
	情報サービス論		講師	石田常亞	図書館学	
	児童サービス論		講師	浦上とし子	児童文化	非常勤
	情報サービス演習		講師	石田常亞	図書館学	
	図書館情報資源概論		講師	石田常亞	図書館学	
	情報資源組織論		講師	石田常亞	図書館学	
	情報資源組織演習		講師	石田常亞	図書館学	
	図書館サービス特論		講師	石田常亞	図書館学	
	図書・図書館史		講師	石田常亞	図書館学	
社会教育専門教育科目に関する	生涯学習概論		准教授	福野裕美	教育学	非常勤
	社会教育計画		准教授	福野裕美	教育学	非常勤
	ライフステージと生活課題		教授	尾崎聡	哲学	
	青少年問題と社会教育		教授	尾崎聡	哲学	
	社会教育行政		准教授	福野裕美	教育学	非常勤

[注]

- 「区分」には、教育課程表に沿って「共通科目」、「専門科目」等の科目群名を記入してください。
- 一つの授業科目を複数の教員が担当する場合、「授業科目」を記入の上、次行以降は「同上」とし、全ての担当教員について記入してください。
- 「教員配置」には、以下のように記載してください。
  - 当該学科所属教員は空欄としてください。
  - 他学科所属教員は「学科名」を記載してください。
  - 非常勤・併設大学所属教員は「非常勤」と記載してください。  
(「非常勤」教員は様式21「非常勤教員一覧表」にも記載してください。)
- 全学科共通の科目群についてはタイトルを「全学科共通」等、複数学科共通の科目群等がある場合にはタイトルを「○○学科・○○学科共通科目」とし、単独の表を作成してください。

## 理事会の開催状況(平成28年度～平成30年度)

(人)

開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
定員	現員(a)		出席理事数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
6	6	平成28年5月25日 15:00～17:00	6	100.0%	0	2/2
	6	平成28年7月6日 15:00～17:00	5	83.3%	1	2/2
	6	平成28年10月26日 14:30～17:00	5	83.3%	1	2/2
	6	平成29年3月8日 16:00～17:00	5	83.3%	1	2/2
	6	平成29年3月29日 16:00～17:00	4	66.7%	2	2/2
	6	平成29年5月31日 15:00～17:00	4	66.7%	2	2/2
	6	平成29年7月5日 15:00～17:00	4	66.7%	2	2/2
	6	平成29年10月25日 15:00～16:00	5	83.3%	1	2/2
	6	平成30年2月28日 16:00～17:00	5	83.3%	1	2/2
	6	平成30年3月28日 15:30～17:00	5	83.3%	1	2/2
	6	平成30年5月30日 15:00～17:00	5	83.3%	1	2/2
	6	平成30年7月4日 15:00～17:00	4	66.7%	2	2/2
	6	平成30年9月19日 15:00～16:00	4	66.7%	2	2/2
6	平成30年10月31日 15:00～16:00	5	83.3%	1	2/2	

	6	平成31年1月9日 15:00～15:30	4	66.7%	2	1/2
	6	平成31年3月6日 16:00～17:00	5	83.3%	2	2/2
	6	平成31年3月27日 16:00～17:00	6	100.0%	0	2/2

[注]

- 1 平成28年度から平成30年度までに開催した全ての理事会について記入・作成してください。
- 2 「定員」及び「現員(a)」欄には、開催日当日の人数を記入してください。
- 3 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、出席理事数(b)の外数で、該当する人数を記入してください。
- 4 「実出席率(b/a)」欄には、百分率で小数点以下第1位まで記入してください(小数点以下第2位を四捨五入)。
- 5 「監事の出席状況」欄には、「/」の右側に監事数(現員)を記入し、左側に当該理事会に出席した監事数を記入してください。

## 評議員会の開催状況(平成28年度～平成30年度)

(人)

開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
定員	現員(a)		出席評議員数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
15	15	平成28年5月25日 15:35～16:05	14	93.3%	1	2/2
	15	平成28年7月6日 15:30～16:00	12	80.0%	3	2/2
	15	平成28年10月26日 15:00～16:00	11	73.3%	4	2/2
	15	平成29年3月8日 15:00～16:00	12	80.0%	3	2/2
	15	平成29年3月29日 15:00～16:00	12	80.0%	3	2/2
	15	平成29年5月31日 15:35～16:05	11	73.3%	4	2/2
	15	平成30年2月28日 15:00～16:00	13	86.7%	2	2/2
	15	平成30年3月28日 15:00～16:40	12	80.0%	3	2/2
	15	平成30年5月30日 15:35～16:05	13	86.7%	2	2/2
	15	平成31年1月9日 15:10～15:40	12	80.0%	3	1/2
	15	平成31年3月6日 15:00～16:00	13	86.7%	2	2/2
	15	平成31年3月27日 15:00～16:00	14	93.3%	1	2/2

[注]

- 1 平成28年度から平成30年度までに開催した全ての評議員会について記入・作成してください。
- 2 「定員」及び「現員(a)」欄には、開催日当日の人数を記入してください。
- 3 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、出席評議員数(b)の外数で、該当する人数を記入してください。

- 4 「実出席率(b/a)」欄には、百分率で小数点以下第1位まで記入してください(小数点以下第2位を四捨五入)。
- 5 「監事の出席状況」欄には、「/」の右側に監事数(現員)を記入し、左側に当該評議員会に出席した監事数を記入してください。